	水酸化物及び過酸化物（他の号に掲げるものを除く。）並びにヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩	無税	昭和三八年三月三一日
二八四二	二　五酸化バナジウム	五％	昭和三八年三月三一日
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和三七年三月三一日
	(2)　その他のもの	一〇％	昭和三九年三月三一日
二九〇一	炭酸塩及び過炭酸塩（カルバミン酸アンモニウムを含有する炭酸アンモニウムを含む。）	無税	昭和三七年三月三一日
	六　その他のもののうち重炭酸カリウム（粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄の含有量が全重量の〇・一％以上のものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日
二九〇一	炭化水素		
	二　不飽和非環式炭化水素		
	(一)　ブタジエン	一〇％	昭和三九年三月三一日
二九〇八	エーテル、アルコールエーテル、フェノールエーテル、アルコールフェノールエーテル、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	無税	昭和三七年三月三一日
	三　その他のもののうちメタンヒドロペルオキシド及びジイソプロピルベンゼンヒドロペルオキシド（合成ゴムを製造するものに使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日

二九一六	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物		
	一　アルコール酸及びその誘導体	無税	昭和三九年三月三一日
二九三一	(四)　くえん酸カルシウム	無税	昭和三七年三月三一日
	有機硫黄化合物		
	四　その他のもののうち第三ドデシルメルカプタン（合成ゴムを製造するものに限る。）に使用するもの	一〇％	昭和三七年三月三一日
二九三五	複素環式化合物（ヌクレイン酸を含む。）	無税	昭和三七年三月三一日
	三　メチルビニルピリジン	無税	昭和三九年三月三一日
三二〇三	合成なめし剤（天然なめし剤を加えたものを含む。）及び製革用の人造脱灰剤		
	一　合成なめし剤	五％	昭和三七年三月三一日
三二〇五	有機の合成染料（顔料色素を含む。）、合成ルミノホア及びけい光白色染料並びに天然あい		
	六　建染め染料		
	(二)　その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料で政令で定めるもの	一〇％	昭和三七年三月三一日
	一一　反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの	一〇％	昭和三七年三月三一日
三八一四	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製石油添加剤		
	一　四エチル鉛剤及び四メチル鉛剤	無税	昭和三七年三月三一日
三八一九	化学薬及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然のもののみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずるかすべ（他の号に掲げるものを除く。）		
	四　触媒		
	(二)　シリカ・アルミナ触媒のうち混合キシレンを異性化してパラーキシレンを製造する際に使用するもの	無税	昭和三七年三月三一日
	(三)　その他のもののうち次に掲げるもの	無税	昭和三七年三月三一日
	(1)　モリブデン・コバルト触媒及びニッケル・コバルト・クロム触媒（エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシレンを製造するため、これらに混じている不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日
	(2)　銀触媒（エチレンを酸化してエチレンオキシドを製造する際に使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日
	(3)　シリカ・アルミナ・クロム触媒及びモリブデン・アルミナ触媒（エチレンを重合してポリエチレンを製造する際に使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日
三九〇一	フェノール樹脂（レゾールを含む。）、尿素樹脂、ポリエステル樹脂、ポリウレタン、シリコーンその他これらに類する縮重合物及び重付加物（変性したもの		
	(4)　クロム・アルミナ触媒（ブタン又はブチレンを脱水素してブタジエンを製造する際に使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日
	(5)　銅・亜鉛触媒（第二ブチルアルコールを脱水素してメチルエチルケトンを製造する際に使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日
	(6)　パラジウム触媒（高純度のエチレン又はプロピレンを製造する際に、アセチレン、メチルアセチレン及びブロパジエンの混入量を減少させるための選択的水素添加反応に使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日
	(7)　固型りん酸触媒（ベンゼンをアルキル化して、エチルベンゼンを製造する際に使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日
	(8)　ニッケル触媒（アンモニア製造原料のガス状炭化水素を改質する際に使用するものに限る。）	無税	昭和三七年三月三一日

	を含む。）		
	四　その他のもの		
	(一)　ポリエステル樹脂のもののうちポリエチレンテレフタレートフィルム（厚さが〇・〇一ミリメートルから〇・〇一七ミリメートルまで又は〇・〇二ミリメートルから〇・〇二八ミリメートルまでのものを除く。）	一五％	昭和三七年三月三一日
三九〇二	塩化ビニル樹脂、酢酸ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、アクリル樹脂、ポリテトラフルオロエチレン、ポリイソブチレン（液状のものを含む。）、クマロン樹脂その他これらに類する重合物及び共重合物	無税	昭和三九年三月三一日
	二　塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のもの（成型その他の加工のために他の物質を加えたものを含む。）		
	(四)　アクリル樹脂のもののうちアクリロニトリル・メチルビニルピリジン共重合物（メチルビニルピリジンの含有量が全重量の三〇％をこえるものに限る。）		
四四〇五	板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材（厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）		
	三　松風、もみ風、とうひ風（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	無税	昭和三九年三月三一日
五三〇六	紡毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）のうちメートル式番手で三〇番手に満たないもの	（その率が一キログラムにつき一五〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	昭和三九年三月三一日
五三〇七	梳毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）のうちメートル式番手で三〇番手に満たないもの	（その率が一キログラムにつき一五〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	昭和三九年三月三一日
五三〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）のうち三〇番手に満たないもの	（その率）	昭和三九年三月三一日
	る。）のうち欧州とうひ（面積の広い材面が柾目のもので、厚さが二九ミリメートルから三五ミリメートルまでのもの又は六三ミリメートルから六九ミリメートルまでのものに限る。）	一五％	昭和三七年三月三一日

	が一キログラムにつき一五〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
五三一一	毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）		
	一　毛織物（くずを除く。）のうち一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの	二〇％及び一平方メートルにつき一七〇円	昭和三九年三月三一日
五六〇三	人造繊維のくず、糸くず及び長繊維のくずを含むものとし、カードし、又はコームしたものを除く。）	無税	昭和三七年三月三一日
	一　合成繊維のくず		
五八〇九	チュールその他これに類する網地（模様編みの組織を有するものに限る。）並びにレース及びレース地	三五％	昭和三九年三月三一日
五八一〇	ししゅう布及びししゅう品（ハンカチ、テーブル掛け、衣類その他これらに類する製品にししゅうしたものを除く。）	三五％	昭和三九年三月三一日
六〇〇一	メリヤス編物及びクロセ編物		
	一　平編み、ゴム編み又はあぜ編みのもの（二又は三に掲げるものを除く。）	三五％	昭和三九年三月三一日
	(三)　人造繊維製のもの		
	イ　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの	三〇％	昭和三九年三月三一日
	二　模様編みの組織を有するもの（三に掲げるものを除く。）	三五％	昭和三九年三月三一日
六二〇三	包装用の袋		
	一　黄麻製のもの		
	(二)　使用してないもの		
	イ　ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	一五％	昭和三七年三月三一日
	ロ　その他のもの	一五％	昭和三七年三月三一日
七〇〇三	ガラスの球（原料用のものに限る。）、棒及び管（加工してないものに限るものとし、光学ガラスの球、棒及び管を除く。）	一〇％	昭和三七年三月三一日
七〇一一	一　石英ガラス製のもの		
	ガラス製のバルブ、管その他これらに類する物品（電球用、電子管用その他これらに類する用途に供するものに限る。）	一五％	昭和三七年三月三一日
七三一五	一　石英ガラス製のもの		
	合金鋼及び高炭素鋼（第七三〇六号から前号までに掲げる物品の形状のものに限る。）		
	一　合金鋼		
	(一)　高速度鋼（クロムの含有量が全重量の三％以上、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八％以上のものに限る。）	一五％	昭和三七年三月三一日
	ロ　その他のもの		

七五〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物（塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず	
	二　塊	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	
	ロ　その他のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき三五〇円
	(二)　ニッケル合金のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇％
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％
	三　くず	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三七年三月三一日までに輸入されるもの	一五％
	(二)　ニッケル合金のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三七年三月三一日までに輸入されるもの	一五％
七五〇二	ニッケルの棒、形材及び線	
	一　棒及び形材	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	無税
	(二)　ニッケル合金のもの	一五％
	二　線	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	無税
	(二)　ニッケル合金のもの	一五％
七五〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク	
	一　板及び帯	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	無税
	(二)　ニッケル合金のもの	一五％
	二　はく、粉及びフレーク	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	
	ロ　その他のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％
七五〇四	ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手	
	一　ニッケル（合金を除く。）のもの	無税
	二　ニッケル合金のもの	一五％
七五〇五	電気めつき用のニッケル陽極	
	二　その他のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	一五％
七六〇一	アルミニウムの塊及びくず	
	一　塊	
	(一)　アルミニウム（合金を除く。）のもの	一五％
	(二)　アルミニウム合金のもの	一五％
八四〇一	蒸気発生ボイラー及びその部分品	
	一　ボイラー	
	(一)　蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの	一五％
八四〇五	蒸気原動機	
	一　蒸気タービン及びその部分品	
	(一)　蒸気タービン	
	イ　出力（クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもの	一五％
八四一〇	液体ポンプ（計器付きのものを含む。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター	
	一　液体ポンプ及びその部分品	
	(一)　揮発油の計量販売用のポンプ（積算液量計の付いた電動式のものに限る。）	一五％
八四四五	金属加工機械（金属炭化物の加工機械を含むものとし、第八四四九号又は第八四五〇号に掲げるものを除く。）	
	一　工作機械	
	(一)　旋盤	二五％

七五〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物（塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず	
	二　塊	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	
	ロ　その他のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき三五〇円
	(二)　ニッケル合金のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇％
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％
	三　くず	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三七年三月三一日までに輸入されるもの	一五％
	(二)　ニッケル合金のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三七年三月三一日までに輸入されるもの	一五％
七五〇二	ニッケルの棒、形材及び線	
	一　棒及び形材	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	無税
	(二)　ニッケル合金のもの	一五％
	二　線	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	無税
	(二)　ニッケル合金のもの	一五％
七五〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク	
	一　板及び帯	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	無税
	(二)　ニッケル合金のもの	一五％
	二　はく、粉及びフレーク	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	
	ロ　その他のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％
七五〇四	ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手	
	一　ニッケル（合金を除く。）のもの	無税
	二　ニッケル合金のもの	一五％
七五〇五	電気めつき用のニッケル陽極	
	二　その他のもの	
	(1)　昭和三六年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	無税
	(2)　昭和三六年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの	一五％
七六〇一	アルミニウムの塊及びくず	
	一　塊	
	(一)　アルミニウム（合金を除く。）のもの	一五％
	(二)　アルミニウム合金のもの	一五％
八四〇一	蒸気発生ボイラー及びその部分品	
	一　ボイラー	
	(一)　蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの	一五％
八四〇五	蒸気原動機	
	一　蒸気タービン及びその部分品	
	(一)　蒸気タービン	
	イ　出力（クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもの	一五％
八四一〇	液体ポンプ（計器付きのものを含む。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター	
	一　液体ポンプ及びその部分品	
	(一)　揮発油の計量販売用のポンプ（積算液量計の付いた電動式のものに限る。）	一五％
八四四五	金属加工機械（金属炭化物の加工機械を含むものとし、第八四四九号又は第八四五〇号に掲げるものを除く。）	
	一　工作機械	
	(一)　旋盤	二五％

| | | |

のうち昭和三六年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの（ストップウォッチを除く。）		
二　その他のもの（課税価格が一個につき六、〇〇〇円をこえるものとする。）		
(1)　金側又は白金側のもの	三〇％及び一個につき六〇〇円	
(2)　その他のもの	五〇％	昭和三六年九月三〇日
九一〇七　ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。）	三〇％	昭和三六年九月三〇日
一　課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもののうち昭和三六年一〇月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの（ストップウォッチムーブメントを除く。）	三〇％及び一個につき五〇〇円	
二　その他のもの（課税価格が一個につき五、〇〇〇円をこえるものとする。）	三〇％	昭和三六年九月三〇日

附　則

1　この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

2　改正前の関税暫定措置法（以下「旧法」という。）第二条、第三条、第六条、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項に規定する物品で、昭和三十六年四月一日から同年五月三十一日までの間に輸入されるものについては、これらの規定中「昭和三十六年三月三十一日」とあるのは、「昭和三十六年五月三十一日」と読み替えて、旧法の規定を準用する。

3　この法律の施行前に旧法第二条、第三条、第六条、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした行為及び前二項の規定により旧法の規定を準用し、又は従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十八号（昭三六・三・三一）

◎中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百人」を「二百人」に、「三十人」を「五十人」に改める。

第十四条中「（その者に係る掛金納付月数が二十四月以上の者に限る。）」を削る。

第六十一条第一号中「六十月以上」を「三十六月以上」に改める。

別表第一中二四月から五九月までの部分を次のように改める。

二四月	四、八〇〇円	二、四〇〇円
二五月	五、〇〇〇円	二、五〇〇円
二六月	五、二〇〇円	二、六〇〇円
二七月	五、四〇〇円	二、七〇〇円
二八月	五、六〇〇円	二、八〇〇円
二九月	五、八〇〇円	二、九〇〇円
三〇月	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円
三一月	六、二〇〇円	三、一〇〇円
三二月	六、四〇〇円	三、二〇〇円
三三月	六、六〇〇円	三、三〇〇円
三四月	六、八〇〇円	三、四〇〇円
三五月	七、〇〇〇円	三、五〇〇円
三六月	七、二〇〇円	三、六〇〇円
三七月	七、四〇〇円	三、七〇〇円
三八月	七、六〇〇円	三、八〇〇円
三九月	七、八〇〇円	三、九〇〇円
四〇月	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円
四一月	八、二〇〇円	四、一〇〇円
四二月	八、四〇〇円	四、二〇〇円
四三月	八、六〇〇円	四、三〇〇円
四四月	八、八〇〇円	四、四〇〇円
四五月	九、〇〇〇円	四、五〇〇円
四六月	九、二〇〇円	四、六〇〇円
四七月	九、四〇〇円	四、七〇〇円
四八月	九、六〇〇円	四、八〇〇円
四九月	九、八〇〇円	四、九〇〇円
五〇月	一〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円
五一月	一〇、二〇〇円	五、一〇〇円
五二月	一〇、四〇〇円	五、二〇〇円
五三月	一〇、六〇〇円	五、三〇〇円
五四月	一〇、八〇〇円	五、四〇〇円
五五月	一一、〇〇〇円	五、五〇〇円
五六月	一一、二〇〇円	五、六〇〇円
五七月	一一、四〇〇円	五、七〇〇円
五八月	一一、六〇〇円	五、八〇〇円
五九月	一一、八〇〇円	五、九〇〇円

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業（以下「積立事業」という。）で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、当該従業員について当該積立事業に積み立てられてい

る金額の範囲内で、別表の上欄に定める金額に当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を百円で除した数を乗じて得た金額を中小企業退職金共済事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月）をこえることができない。

3　労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

別表

金額	月数	金額	月数	金額	月数	金額	月数
一〇〇円	一月	七一〇円	七月	二、八九〇円	一二月	五、三〇〇円	四七月
二〇〇円	二月	八一〇円	八月	三、〇〇〇円	一三月	五、四二〇円	四八月
三〇〇円	三月	九二〇円	九月	三、一二〇円	一四月	五、五五〇円	四九月
四〇〇円	四月	一、〇二〇円	一〇月	三、二三〇円	一五月	五、六八〇円	五〇月
五一〇円	五月	一、一三〇円	一一月	三、三四〇円	一六月	五、八一〇円	五一月
六一〇円	六月	一、二三〇円	一二月	三、四五〇円	一七月	五、九四〇円	五二月
七一〇円	七月	一、三四〇円	一三月	三、五五〇円	一八月	六、〇七〇円	五三月
八一〇円	八月	一、四五〇円	一四月	三、六六〇円	一九月	六、二〇〇円	五四月
九二〇円	九月	一、五五〇円	一五月	三、七七〇円	二〇月	六、三三〇円	五五月
一、〇二〇円	一〇月	一、六六〇円	一六月	三、八八〇円	二一月	六、四六〇円	五六月
一、一三〇円	一一月	一、七七〇円	一七月	三、九九〇円	二二月	六、六〇〇円	五七月
一、二三〇円	一二月	一、八八〇円	一八月	四、一〇〇円	二三月	六、七三〇円	五八月
一、三四〇円	一三月	一、九九〇円	一九月	四、二一〇円	二四月	六、八六〇円	五九月
一、四五〇円	一四月	二、一〇〇円	二〇月	四、三三〇円	二五月	七、〇〇〇円	六〇月
一、五五〇円	一五月	二、二一〇円	二一月	四、四三〇円	二六月	七、一四〇円	六一月
一、六六〇円	一六月	二、三二〇円	二二月	四、五五〇円	二七月	七、二七〇円	六二月
一、七七〇円	一七月	二、四三〇円	二三月	四、六七〇円	二八月	七、四一〇円	六三月
一、八八〇円	一八月	二、五五〇円	二四月	四、七九〇円	二九月	七、五五〇円	六四月
一、九九〇円	一九月	二、六六〇円	二五月	四、九二〇円	三〇月	七、六九〇円	六五月
二、一〇〇円	二〇月	二、七七〇円	二六月	五、〇四〇円	三一月	七、八二〇円	六六月

（大蔵・通商産業・運輸・労働・内閣総理大臣署名）

法律第二十九号（昭三六・三・三一）

◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「二十五万円」を「、昭和三十七年三月三十一日までは三十万円、同年四月一日以後は五十万円」に改め、同条第二項中「五千円」を「一万円」に改める。

第十八条第一号中「昭和二十九年」を「昭和三十五年」に、「第九回生命表」を「第十回生命表」に改め、「（保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加え、これに千分の二を加えて作成した死亡生残表）」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約については、なお従前の例による。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第三十号（昭三六・三・三一）

◎医療金融公庫法の一部を改正する法律

医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「十億円」を「三十億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号（昭三六・三・三一）

◎中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）」を「及び第五十条（法人の住所）」に改める。

第九条中「四人以内」を「六人以内」に改める。

第十六条中「公庫の業務の一部」を「公庫の従たる事務所の業務」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（法務・大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十二号（昭三六・三・三一）

◎中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二十二条第二項中「三十八億円」を「五十八億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭三六・三・三一）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「中小企業者に対する貸付及び」を削り、「行う」を「行なう」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項中「左に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中「行う」を「行なう」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の二中「行う」を「行なう」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条とする。

第二章を削る。

第三章の章名及び同章第一節を削る。

第三章第二節の節名を削る。

第九条の六第一項中「公庫は」を「中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）は」に、「金融機関」を「銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合」に改め、「借入」の下に「（手形の割引又は給付（相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第二条第一項第一号の契約に基づく給付をいう。以下同じ。）を受けることを含む。）」を、「債務の保証」の下に「（保証契約で定める期間内に生ずる債務のうち当該期間の満了の時までに弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期）の到来するものについて、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）」を加え、「五百万円」を「七百万円」に改め、「借入金の額」の下に「（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額、特殊保証の場合は限度額。以下第三項及び第六項において同じ。）」を加え、同条第三項中「代つて」を「代わつて」に改め、「弁済」の下に「（手形の割引の場合は手形の支払、給付の場合は掛金の払込み）」を加え、同条第四項中「借入金」の下に「（手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合は給付金）」を加え、「行う」を「行なう」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の五条を加える。

（保険料）

第四条　保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保険金）

第五条　公庫が第三条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済（手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込み。以下同じ。）をした借入金（手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。）の額から信用保証協会がその支払の請求をする時までに中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（信用保証協会が借入金のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額（給付の場合は、総払込額。以下同じ。）に対する割合を乗じて得た額）を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

第六条　信用保証協会は、保険事故の発生の日から一

月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2　信用保証協会は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（求償）

第七条　信用保証協会は、第三条第一項の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（回収金の納付）

第八条　保険金の支払を受けた信用保証協会は、その支払の請求をした後中小企業者に対する求償権（信用保証協会が当該中小企業者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行使して取得した額（信用保証協会が借入金のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額）に、支払を受けた保険金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

第九条の七を削り、第九条の八中「第九条の六第一項」を「第三条第一項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第九条とする。

第四章を削り、第九条の九中「第九条の六第一項」を「第三条第一項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「第九条の七において準用する第九条の五第二項において準用する」を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（契約の解除等）

第十一条　公庫は、信用保証協会がこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定又は第三条第一項の保険契約の条項に違反したときは、同項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

3　中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項に規定する金融機関」を「銀行（日本銀行を除く。）、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合」に改める。

第十八条第一項第一号中「中小企業信用保険法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十四号）」を加え、同条第二項中「中小企業信用保険法に定める融資保険、普通保証保険及び包括保証保険の別による」を削る。

第十九条第二項中「貸付又は」を削る。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十四号（昭三六・三・三一）

◎中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業振興資金等助成法

第一条中「設備の設置」を「設備の設置等」に、「交付すること」を「交付すること等」に改める。

第三条第一項に次の一号を加える。

四　事業協同組合若しくは事業協同小組合（これらの組合の組合員たる資格に係る事業が製造業（物品の加工修理業を含む。）であるもの に限る。）又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）の組合員又は所属員が、その経営の合理化を図るため、当該事業協同組合等の作成する工場等集団化計画に基づいて一の団地に集団して工場又は事業場を設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の振興に著しく寄与するものであると認められるときには、第一号及び前号に掲げるもののほか、次の資金

イ　事業協同組合等がその組合員又は所属員たる中小企業者の事業の用に供するため、土地を取得し、若しくは造成し、又は建物を建設するのに必要な資金

ロ　事業協同組合等の組合員又は所属員たる中小企業者がその事業の用に供するため、土地を取得し、若しくは造成し、又は建物を建設するのに必要な資金

第四条中「中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会若しくは環境衛生同業組合の施設又は中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要と認めた」を「同項各号に掲げる必要な資金と認めた」に改める。

本則に次の一条を加える。

（工場用地の買換えの場合の課税の特例）

第十四条　通商産業大臣は、事業協同組合等に対し、当該事業協同組合等の作成する工場等集団化計画の内容が第三条第一項第四号に規定する要件に該当するものである旨の承認をすることができる。

2　事業協同組合等が前項の承認を受けた場合において、当該事業協同組合等の組合員又は所属員たる中小企業者（政令で定める日において中小企業者である者に限る。）が、当該承認に係る工場等集団化計画の内容に従い、その事業の用に供している工場用地（政令で定める工場施設の敷地に供される土地をいうものとし、当該土地の上に存する権利を含むものとする。以下同じ。）を譲渡し、かつ、これに代わるべき土地（当該土地の上に存する権利を含む。）を取得してこれを工場用地として当該事業の用に供するときは、当該計画の内容に従つて工場用地を譲渡したことその他政令で定める事情があることにつき通商産業大臣の証明を受けた場合に限り、当該譲渡に係る収入金額又は益金に相当する金額は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡の日を含む年又は事業年度の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭三六・三・三一）

◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「酒販組合中央会」の下に「、非出資組合である商工組合及び同連合会」を加える。

第六条第十四号を同条第十五号とし、同条第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第九条の二第五号」を「第九条の二第六号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「、有価証券（有価証券取引税法第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）及び」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六　有価証券（有価証券取引税法第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の譲渡による所得で、イからハまでに掲げる所得以外のもの

イ　継続して有価証券を売買することによる所得で命令で定めるもの

ロ　同一銘柄の有価証券を相当数買い集め、その所有者たる地位を利用して、当該有価証券をその発行法人若しくはこれと特殊の関係を有する者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として命令で定めるもの

ハ　事業又はその用に供する資産の譲渡に類似するものとして命令で定める有価証券の譲渡による所得

第七条に次の一項を加える。

この法律において公社債投資信託とは、証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（出資を含む。）に対する投資として運用しないものをいう。

第八条の見出しを「（控除対象配偶者等の定義）」に改め、同条第二項中「扶養親族」を「控除対象配偶者若しくは扶養親族」に改め、同条第六項中「第六条第十四号」を「第六条第十五号」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第二項」を「年の中途において納税義務者の配偶者が死亡し、その年中に当該納税義務者が再婚した場合における第一項から第三項までの規定の適用並びに第四項」に、「第四項第二号」を「第六項第二号」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律において控除対象配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、第九条から第九条の三までの規定により計算した総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額（以下合計所得金額という。）が五万円以下であるものをいう。

この法律において扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする親族（配偶者を除く。）で、合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

前二項の場合において、控除対象配偶者又は扶養親族と生計を一にする居住者である納税義務者が二人以上あるときは、これらの控除対象配偶者又は扶養親族は、命令で定めるところにより、その夫若しくは妻である納税義務者の控除対象配偶者又はいずれか一の納税義務者の扶養親族とする。

第九条第一項第一号中「並びに合同運用信託の利益」を「、合同運用信託の利益並びに公社債投資信託の収益の分配」に改め、「貸付信託」の下に「及び公社債投資信託」を「、受ける利益」の下に「及び収益の分配」を加え、同項第二号中「又は証券投資信託」の下に「（公社債投資信託を除く。以下本号において同じ。）」を加え、「第六条第九号」を「第六条第十号」に改め、「負債の利子」の下に「（第六条第六号イ又はロに掲げる所得の計算上必要な経費に算入されるべきものを除く。）」を加え、同項第五号イからハまでを次のように改める。

イ　収入金額が四十一万円以下である場合　一万円と当該収入金額から一万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額

ロ　収入金額が四十一万円をこえ七十一万円以下である場合　九万円と当該収入金額から四十一万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額

ハ　収入金額が七十一万円をこえる場合　十二万円

第九条第一項第六号ハからホまでを削り、同号へ中「、ハ又はホ」を削り、同号へを同号ハとし、同条第二項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

第九条の二第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「営利を目的とする継続的行為による場合を除き、」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二　第六条第六号イからハまでに掲げる所得の基因となる有価証券の売買、売却又は譲渡に該当する場合を除き、有価証券の譲渡による収入金額が当該有価証券の取得価額及び譲渡に関する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

第九条の三第一項各号列記以外の部分中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号、」に改め、「所得の計算上損失」の下に「（主として個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。）」を加え、同項第一号中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号、」に改める。

第十条第五項中「第十条の五」を「第十条の六」に改める。

第十条の四第二項中「ものについては」の下に「、第十条の六の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第十条の五の次に次の一条を加える。

（有価証券の譲渡による所得の計算の特例）

第十条の六　第六条第六号ハに掲げる有価証券の譲渡による所得の金額を計算する場合において、当該有価証券（その取得の基因となつた有価証券を含む。）のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得したものがあるときは、第九条第一項第八号の規定の適用については、同日以前に取得した当該有価証券の同日における取得価額は、同日において通常その取得に要したと認められる価額として命令で定めるところにより計算した金額であるものと推定する。

第十一条の二第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者を除く。）でもつぱら当該納税義務者の経営する前項に規定する事業に従事するもの（以下青色事業専従者という。）が当該事業から支給を受ける給与の金額で、その者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、当該事業の種類及び規模その他の状況に応じて通常受けるべき給与の金額として相当であると認められるものは、同項の規定にかかわらず、これを当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要な経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の受ける給与所得の収入金額とする。ただし、各青色事業専従者の当該給与の金額が左に掲げる金額のうちいずれか低い金額をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、この限りでない。（本項の規定により必要な経費に算入される給与の金額を青色専従者給与額という。）

一　十二万円（青色事業専従者の年齢が二十五歳未満であるときは、九万円）

二　当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額（青色事業専従者が当該事業から支給を受ける給与の金額を必要な経費に算入しないで計算した金額とする。）を青色事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

納税義務者（前項の規定に該当する者を除く。）が第一項に規定する事業を経営している場合において、その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及びその他の親族で命令で定めるところにより当該納税義務者又は他の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされるものを除く。）でもつぱら当該事業に従事するもの（以下事業専従者という。）があるときは、各事業専従者につき、左に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除する。（本項の規定による控除額を事業専従者控除額という。）

一　七万円

二　当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額（本項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

前項の事業専従者控除額に相当する金額は、これを事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

第二項又は第三項の場合において、これらの規定に規定する親族又は青色事業専従者の年齢が十五歳未満又は二十五歳未満であるかどうかは、毎年十二月三十一日（年の中途においてこれらの者又は納税義務者が死亡した場合には、死亡当時）の現況によるものとする。

青色事業専従者又は事業専従者の要件の細目その他第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十一条の三第四項中「第八条第一項及び第五項」を「第八条第一項から第三項まで及び第七項」に改め、同条第七項中「第八条第七項」を「第八条第九項」に改める。

第十一条の五第一項及び第十一条の六中「扶養親族」を「控除対象配偶者若しくは扶養親族」に改める。

第十一条の八を次のように改める。

（配偶者控除）

第十一条の八　居住者に控除対象配偶者がある場合においては、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から九万円を控除する。

前項の場合において、控除対象配偶者が青色専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額は、同項の規定にかかわらず、九万円から当該青色専従者給与額を控除した額とする。（本条の規定による控除額を配偶者控除額という。）

第十一条の八の次に次の一条を加える。

（扶養控除）

第十一条の九　居住者に扶養親族がある場合においては、左の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額をその者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。

一　居住者に控除対象配偶者がある場合

左に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する扶養親族の数を左に掲げる金額に乗じて得た金額の合計額

イ　年齢十五歳以上の扶養親族　五万円

ロ　年齢十五歳未満の扶養親族　三万円

二　居住者に控除対象配偶者がない場合

イ　扶養親族が一人である場合　七万円

ロ　扶養親族が一人をこえる場合　七万円に、その一人（年齢十五歳以上の扶養親族があるときは、そのうちの一人とする。）を除いた扶養親族につき、左に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する扶養親族の数を左に掲げる金額に乗じて得た金額の合計額を加算した金額

1　年齢十五歳以上の扶養親族　五万円

2　年齢十五歳未満の扶養親族　三万円

控除対象配偶者又は扶養親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合において、第八条第三項の規定により、当該控除対象配偶者又は扶養親族のすべてをこれらの居住者のうちの一人の控除対象配偶者又は扶養親族としなかつたときは、左に該当する居住者については、前項第二号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額をその者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。

一　これらの居住者のうちに控除対象配偶者のある者がある場合にあつては、控除対象配偶者がない居住者

二　これらの居住者のうちに控除対象配偶者のある者がない場合にあつては、命令で定めるところにより、これらの居住者のうちの一人（これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。）を除く他の居住者

前二項の場合において、扶養親族が青色専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額でこれらの規定によりその額が七万円又は五万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これらの額から当該青色専従者給与額を控除した額とする。（第一項から本項までの規定による控除額を扶養控除額という。）

第一項又は第二項の場合において、扶養親族の年齢が十五歳以上であるかどうかは、毎年十二月三十一日（年の中途において扶養親族又は居住者が死亡した場合には、死亡当時）の現況によるものとする。

第十二条の二中「前六条」を「前七条」に改め、生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加える。

第十三条第一項中

「十万円以下の金額　百分の十
十万円をこえる金額　百分の二十
二十万円をこえる金額　百分の五十
五十万円をこえる金額　百分の十五
十五万円以下の金額　百分の十
十五万円をこえる金額　百分の十五
二十万円をこえる金額　百分の二十
二十五万円をこえる金額　百分の二十五」

を

「十五万円以下の金額　百分の十
十五万円をこえる金額　百分の十五
四十万円をこえる金額　百分の二十
七十万円をこえる金額　百分の二十五」

に改め、同条第二項中「前七条」を「前八条」に改める。

第十五条の二第一項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に改める。

第十七条中「第九条第一項第一号、第二号、第四号乃至第六号及び第十号並びに」を「第九条第一項及び」に「第六条第九号」を「第六条第十号」に改める。

第十八条第二項中「第九条第一項第一号乃至第四号及び第十号並びに」を「第九条第一項及び」に改め、同条第三項中「株式」を「公債、社債、株式」に、「出資について利益」を「出資について利子の支払、利益」に、「その利益」を「その利子の支払、利益」に、「支払を受くべき利益」を「支払を受けるべき利子に係る利子所得及び利益」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第二十二条の二第五項中「係る申告納税見積額」の下に「、事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加える。

第二十三条第一項中「基礎控除額と扶養控除額と」を「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同条第五項第八号中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加える。

第二十五条第二項中「係る申告納税見積額」の下に

「、事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加える。

第二十五条の四第一項中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加える。

第二十六条第一項中「基礎控除額と扶養控除額と」を「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同項第二号ロ中「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加え、同条第三項第十号中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加え、同条第四項中「第九条第一項第六号ヘ」を「第九条第一項第六号ハ」に改める。

第二十六条の二第一項中「基礎控除額と扶養控除額と」を「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同項第八号中「医療費控除額」を「事業専従者控除額、医療費控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加える。

第二十八条中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加える。

第二十九条第六項中「場合において」の下に「、事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に「、配偶者控除額」を加え、同条第七項中「この法律の施行地外において同号に規定する所得の支払を受ける」を「当該所得につき第四十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けない」に改め、「のうちその支払者がこの法律の施行地に営業所又は事業所を有しないもの」を削る。

第三十八条第一項各号列記以外の部分中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号中「申告された扶養親族」を「申告された控除対象配偶者、扶養親族」に、「扶養控除等申告書に記載された扶養親族」を「扶養控除等申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族」に、「第四項」を「第五項」に、扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者」を「第十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の申告をした者」に改め、同項第二号から第四号まで中「扶養親族」を「控除対象配偶者、扶養親族」に改め、同項第五号中扶養控除申告書」を「扶養控除等申告書」に、「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に改め、同項第七号イ及びハ中「並びに申告された扶養親族の有無及びその数」を「、申告された控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの数」に改め、同条第四項中「第一項」を「第十一条の九第二項」に、「第十一条の九第二項」を「第十一条の九第三項」に、「第十一条の九第一項第二号に掲げる第一順位の扶養親族がないとき」を「申告があるとき」に、「第一項の規定に準じ、当該給与所得について」を「左の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税額の一」に改め、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。

一　第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合　給与の月額又は日額から、年齢十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円（別表第三の日額表を適用するときは、百七十円又は百円）を控除した金額を給与の月額又は日額とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額

二　第一項第七号イ又はハの規定に該当する場合　前月中の給与の金額等から、年齢が十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額

第三十八条第一項の次に次の一項を加える。

居住者（第五項の規定の適用を受ける者を除く。）が、年齢十五歳以上の扶養親族（乙表適用者にあつては、そのうちの一人を除く。以下本項において

年長扶養親族という。）を有することを記載した第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書を提出した場合には、その者に支給される給与所得に対する前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　前項第一号から第四号までの規定に該当する場合　給与の月額又は日額（同項第一号の給与の金額、同項第二号の給与の金額に二若しくは三を乗じて計算した金額、同項第三号の給与の月割額又は同項第四号の給与の日割額をいう。以下本号及び第五項第一号において同じ。）から、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき二千円（別表第三の日額表を適用するときは、七十円）を控除した金額を給与の月額又は日額とみなして、これらの規定を適用する。

二　前項第七号イ又はハの規定に該当する場合　前月中の給与の金額等（同号イに規定する給与の金額又は同号ハに規定する賞与の金額の六分の一（当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一）に相当する金額をいう。以下本号及び第五項第二号において同じ。）から、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき二千円を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなして、これらの規定を適用する。

第三十八条の二第三項中「第九条第一項第六号イからへまで」を「第九条第一項第六号イからハまで」に改める。

第三十九条第一項中「並びに扶養親族」を「及び控除対象配偶者、扶養親族」に、「その氏名」を「これらの者の氏名」に、「配偶者及び扶養親族を有し、かつ、配偶者の合計所得金額の見積額が五万円をこえる場合には、その旨」を「扶養親族の生年月日」に、「第十一条の九第一項第二号又は第二項」を「第十一条の九第一項第三号に規定する資産」に、「及び当該扶養親族についての同項各号の順位」を削り、同条第三項中「第三十八条第二項」を「第三十八条第三項」に、「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に、「扶養控除申告書」を「扶養控除等申告書」に改め、同条第五項中「第九条第一項第六号ハ」に改める。

第四十条第一項第二号中「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に、「扶養控除等申告書」を「扶養控除等申告書又は第二十九条第一項の扶養親族等申告書」に改め、同項第三号中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に改める。

第四十一条第一項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に、「扶養控除等申告書」を「扶養控除等申告書又は第二十九条第一項の扶養親族等申告書」に改める。

第四十一条の二第一項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に、「扶養控除等申告書」を「扶養控除等申告書又は第二十九条第一項の扶養親族等申告書」に改める。

第四十一条の三第一項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に、「扶養控除等申告書」を「扶養控除等申告書又は第二十九条第一項の扶養親族等申告書」に改める。

第四十一条の四第一項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に、「扶養控除等申告書」を「扶養控除等申告書又は第二十九条第一項の扶養親族等申告書」に改める。

第四十二条第一項中「百分の十五」を「百分の十」に改める。

第六十一条第一項第七号中「不動産所得となるべき資産」を「第九条第一項第三号に規定する資産」に、「に対する対価（第九条第一項第八号に規定する命令で定める場合において取得する対価を含む。）」を「又は譲渡に対する対価」に改める。

第六十一条の四中「第六条第九号」を「第六条第十号」に改める。

第六十二条第一項第三号中「有する扶養親族」を「控除対象配偶者の有無、年齢別の扶養親族」に、「第十一条の八第二項」を「第十一条の九第一項第二号又は第二項」に改め、「及び扶養親族についての同項各号の順位」を削る。

別表を次のように改める。

別表第一　所得税の簡易税額表（第十五条第一項及び第四項の規定による所得税額表）

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500円未満		0	0	22,500	23,000	2,250	10	60,000	61,000	6,000	10
500	1,000	50	10	23,000	23,500	2,300	10	61,000	62,000	6,100	10
1,000	1,500	100	10	23,500	24,000	2,350	10	62,000	63,000	6,200	10
1,500	2,000	150	10	24,000	24,500	2,400	10	63,000	64,000	6,300	10
2,000	2,500	200	10	24,500	25,000	2,450	10	64,000	65,000	6,400	10
2,500	3,000	250	10	25,000	25,500	2,500	10	65,000	66,000	6,500	10
3,000	3,500	300	10	25,500	26,000	2,550	10	66,000	67,000	6,600	10
3,500	4,000	350	10	26,000	26,500	2,600	10	67,000	68,000	6,700	10
4,000	4,500	400	10	26,500	27,000	2,650	10	68,000	69,000	6,800	10
4,500	5,000	450	10	27,000	27,500	2,700	10	69,000	70,000	6,900	10
5,000	5,500	500	10	27,500	28,000	2,750	10	70,000	71,000	7,000	10
5,500	6,000	550	10	28,000	28,500	2,800	10	71,000	72,000	7,100	10
6,000	6,500	600	10	28,500	29,000	2,850	10	72,000	73,000	7,200	10
6,500	7,000	650	10	29,000	29,500	2,900	10	73,000	74,000	7,300	10
7,000	7,500	700	10	29,500	30,000	2,950	10	74,000	75,000	7,400	10
7,500	8,000	750	10	30,000	31,000	3,000	10	75,000	76,000	7,500	10
8,000	8,500	800	10	31,000	32,000	3,100	10	76,000	77,000	7,600	10
8,500	9,000	850	10	32,000	33,000	3,200	10	77,000	78,000	7,700	10
9,000	9,500	900	10	33,000	34,000	3,300	10	78,000	79,000	7,800	10
9,500	10,000	950	10	34,000	35,000	3,400	10	79,000	80,000	7,900	10
10,000	10,500	1,000	10	35,000	36,000	3,500	10	80,000	81,000	8,000	10
10,500	11,000	1,050	10	36,000	37,000	3,600	10	81,000	82,000	8,100	10
11,000	11,500	1,100	10	37,000	38,000	3,700	10	82,000	83,000	8,200	10
11,500	12,000	1,150	10	38,000	39,000	3,800	10	83,000	84,000	8,300	10
12,000	12,500	1,200	10	39,000	40,000	3,900	10	84,000	85,000	8,400	10
12,500	13,000	1,250	10	40,000	41,000	4,000	10	85,000	86,000	8,500	10
13,000	13,500	1,300	10	41,000	42,000	4,100	10	86,000	87,000	8,600	10
13,500	14,000	1,350	10	42,000	43,000	4,200	10	87,000	88,000	8,700	10
14,000	14,500	1,400	10	43,000	44,000	4,300	10	88,000	89,000	8,800	10
14,500	15,000	1,450	10	44,000	45,000	4,400	10	89,000	90,000	8,900	10
15,000	15,500	1,500	10	45,000	46,000	4,500	10	90,000	92,000	9,000	10
15,500	16,000	1,550	10	46,000	47,000	4,600	10	92,000	94,000	9,200	10
16,000	16,500	1,600	10	47,000	48,000	4,700	10	94,000	96,000	9,400	10
16,500	17,000	1,650	10	48,000	49,000	4,800	10	96,000	98,000	9,600	10
17,000	17,500	1,700	10	49,000	50,000	4,900	10	98,000	100,000	9,800	10
17,500	18,000	1,750	10	50,000	51,000	5,000	10	100,000	102,000	10,000	10
18,000	18,500	1,800	10	51,000	52,000	5,100	10	102,000	104,000	10,200	10
18,500	19,000	1,850	10	52,000	53,000	5,200	10	104,000	106,000	10,400	10
19,000	19,500	1,900	10	53,000	54,000	5,300	10	106,000	108,000	10,600	10
19,500	20,000	1,950	10	54,000	55,000	5,400	10	108,000	110,000	10,800	10
20,000	20,500	2,000	10	55,000	56,000	5,500	10	110,000	112,000	11,000	10
20,500	21,000	2,050	10	56,000	57,000	5,600	10	112,000	114,000	11,200	10
21,000	21,500	2,100	10	57,000	58,000	5,700	10	114,000	116,000	11,400	10
21,500	22,000	2,150	10	58,000	59,000	5,800	10	116,000	118,000	11,600	10
22,000	22,500	2,200	10	59,000	60,000	5,900	10	118,000	120,000	11,800	10

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	未満	税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
120,000	122,000	12,000	10	210,000	213,000	24,000	11	345,000	348,000	44,250	12
122,000	124,000	12,200	10	213,000	216,000	24,450	11	348,000	351,000	44,700	12
124,000	126,000	12,400	10	216,000	219,000	24,900	11	351,000	354,000	45,150	12
126,000	128,000	12,600	10	219,000	222,000	25,350	11	354,000	357,000	45,600	12
128,000	130,000	12,800	10	222,000	225,000	25,800	11	357,000	360,000	46,050	12
130,000	132,000	13,000	10	225,000	228,000	26,250	11	360,000	363,000	46,500	12
132,000	134,000	13,200	10	228,000	231,000	26,700	11	363,000	366,000	46,950	12
134,000	136,000	13,400	10	231,000	234,000	27,150	11	366,000	369,000	47,400	12
136,000	138,000	13,600	10	234,000	237,000	27,600	11	369,000	372,000	47,850	12
138,000	140,000	13,800	10	237,000	240,000	28,050	11	372,000	375,000	48,300	12
140,000	142,000	14,000	10	240,000	243,000	28,500	11	375,000	378,000	48,750	13
142,000	144,000	14,200	10	243,000	246,000	28,950	11	378,000	381,000	49,200	13
144,000	146,000	14,400	10	246,000	249,000	29,400	11	381,000	384,000	49,650	13
146,000	148,000	14,600	10	249,000	252,000	29,850	11	384,000	387,000	50,100	13
148,000	150,000	14,800	10	252,000	255,000	30,300	12	387,000	390,000	50,550	13
150,000	152,000	15,000	10	255,000	258,000	30,750	12	390,000	394,000	51,000	13
152,000	154,000	15,300	10	258,000	261,000	31,200	12	394,000	398,000	51,600	13
154,000	156,000	15,600	10	261,000	264,000	31,650	12	398,000	402,000	52,200	13
156,000	158,000	15,900	10	264,000	267,000	32,100	12	402,000	406,000	52,800	13
158,000	160,000	16,200	10	267,000	270,000	32,550	12	406,000	410,000	53,700	13
160,000	162,000	16,500	10	270,000	273,000	33,000	12	410,000	414,000	54,500	13
162,000	164,000	16,800	10	273,000	276,000	33,450	12	414,000	418,000	55,300	13
164,000	166,000	17,100	10	276,000	279,000	33,900	12	418,000	422,000	56,100	13
166,000	168,000	17,400	10	279,000	282,000	34,350	12	422,000	426,000	56,900	13
168,000	170,000	17,700	10	282,000	285,000	34,800	12	426,000	430,000	57,700	13
170,000	172,000	18,000	10	285,000	288,000	35,250	12	430,000	434,000	58,500	13
172,000	174,000	18,300	10	288,000	291,000	35,700	12	434,000	438,000	59,300	13
174,000	176,000	18,600	10	291,000	294,000	36,150	12	438,000	442,000	60,100	13
176,000	178,000	18,900	10	294,000	297,000	36,600	12	442,000	446,000	60,900	13
178,000	180,000	19,200	10	297,000	300,000	37,050	12	446,000	450,000	61,700	13
180,000	182,000	19,500	10	300,000	303,000	37,500	12	450,000	454,000	62,500	13
182,000	184,000	19,800	10	303,000	306,000	37,950	12	454,000	458,000	63,300	13
184,000	186,000	20,100	10	306,000	309,000	38,400	12	458,000	462,000	64,100	13
186,000	188,000	20,400	10	309,000	312,000	38,850	12	462,000	466,000	64,900	14
188,000	190,000	20,700	11	312,000	315,000	39,300	12	466,000	470,000	65,700	14
190,000	192,000	21,000	11	315,000	318,000	39,750	12	470,000	474,000	66,500	14
192,000	194,000	21,300	11	318,000	321,000	40,200	12	474,000	478,000	67,300	14
194,000	196,000	21,600	11	321,000	324,000	40,650	12	478,000	482,000	68,100	14
196,000	198,000	21,900	11	324,000	327,000	41,100	12	482,000	486,000	68,900	14
198,000	200,000	22,200	11	327,000	330,000	41,550	12	486,000	490,000	69,700	14
200,000	202,000	22,500	11	330,000	333,000	42,000	12	490,000	494,000	70,500	14
202,000	204,000	22,800	11	333,000	336,000	42,450	12	494,000	498,000	71,300	14
204,000	206,000	23,100	11	336,000	339,000	42,900	12	498,000	502,000	72,100	14
206,000	208,000	23,400	11	339,000	342,000	43,350	12	502,000	506,000	72,900	14
208,000	210,000	23,700	11	342,000	345,000	43,800	12	506,000	510,000	73,700	14

表別第二　山林所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第二項の規定による所得税額表）

（一）

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
500円未満		0	22,500	23,000	2,250	60,000	61,000	6,000
500	1,000	50	23,000	23,500	2,300	61,000	62,000	6,100
1,000	1,500	100	23,500	24,000	2,350	62,000	63,000	6,200
1,500	2,000	150	24,000	24,500	2,400	63,000	64,000	6,300
2,000	2,500	200	24,500	25,000	2,450	64,000	65,000	6,400
2,500	3,000	250	25,000	25,500	2,500	65,000	66,000	6,500
3,000	3,500	300	25,500	26,000	2,550	66,000	67,000	6,600
3,500	4,000	350	26,000	26,500	2,600	67,000	68,000	6,700
4,000	4,500	400	26,500	27,000	2,650	68,000	69,000	6,800
4,500	5,000	450	27,000	27,500	2,700	69,000	70,000	6,900
5,000	5,500	500	27,500	28,000	2,750	70,000	71,000	7,000
5,500	6,000	550	28,000	28,500	2,800	71,000	72,000	7,100
6,000	6,500	600	28,500	29,000	2,850	72,000	73,000	7,200
6,500	7,000	650	29,000	29,500	2,900	73,000	74,000	7,300
7,000	7,500	700	29,500	30,000	2,950	74,000	75,000	7,400
7,500	8,000	750	30,000	31,000	3,000	75,000	76,000	7,500
8,000	8,500	800	31,000	32,000	3,100	76,000	77,000	7,600
8,500	9,000	850	32,000	33,000	3,200	77,000	78,000	7,700
9,000	9,500	900	33,000	34,000	3,300	78,000	79,000	7,800
9,500	10,000	950	34,000	35,000	3,400	79,000	80,000	7,900
10,000	10,500	1,000	35,000	36,000	3,500	80,000	81,000	8,000
10,500	11,000	1,050	36,000	37,000	3,600	81,000	82,000	8,100
11,000	11,500	1,100	37,000	38,000	3,700	82,000	83,000	8,200
11,500	12,000	1,150	38,000	39,000	3,800	83,000	84,000	8,300
12,000	12,500	1,200	39,000	40,000	3,900	84,000	85,000	8,400
12,500	13,000	1,250	40,000	41,000	4,000	85,000	86,000	8,500
13,000	13,500	1,300	41,000	42,000	4,100	86,000	87,000	8,600
13,500	14,000	1,350	42,000	43,000	4,200	87,000	88,000	8,700
14,000	14,500	1,400	43,000	44,000	4,300	88,000	89,000	8,800
14,500	15,000	1,450	44,000	45,000	4,400	89,000	90,000	8,900
15,000	15,500	1,500	45,000	46,000	4,500	90,000	92,000	9,000
15,500	16,000	1,550	46,000	47,000	4,600	92,000	94,000	9,200
16,000	16,500	1,600	47,000	48,000	4,700	94,000	96,000	9,400
16,500	17,000	1,650	48,000	49,000	4,800	96,000	98,000	9,600
17,000	17,500	1,700	49,000	50,000	4,900	98,000	100,000	9,800
17,500	18,000	1,750	50,000	51,000	5,000	100,000	102,000	10,000
18,000	18,500	1,800	51,000	52,000	5,100	102,000	104,000	10,200
18,500	19,000	1,850	52,000	53,000	5,200	104,000	106,000	10,400
19,000	19,500	1,900	53,000	54,000	5,300	106,000	108,000	10,600
19,500	20,000	1,950	54,000	55,000	5,400	108,000	110,000	10,800
20,000	20,500	2,000	55,000	56,000	5,500	110,000	112,000	11,000
20,500	21,000	2,050	56,000	57,000	5,600	112,000	114,000	11,200
21,000	21,500	2,100	57,000	58,000	5,700	114,000	116,000	11,400
21,500	22,000	2,150	58,000	59,000	5,800	116,000	118,000	11,600
22,000	22,500	2,200	59,000	60,000	5,900	118,000	120,000	11,800

（三）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
510,000	514,000	74,500	14	655,000	660,000	103,500	15	830,000	835,000	145,000	17
514,000	518,000	75,300	14	660,000	665,000	104,500	15	835,000	840,000	146,250	17
518,000	522,000	76,100	14	665,000	670,000	105,500	15	840,000	845,000	147,500	17
522,000	526,000	76,900	14	670,000	675,000	106,500	15	845,000	850,000	148,750	17
526,000	530,000	77,700	14	675,000	680,000	107,500	15	850,000	855,000	150,000	17
530,000	534,000	78,500	14	680,000	685,000	108,500	15	855,000	860,000	151,250	17
534,000	538,000	79,300	14	685,000	690,000	109,500	15	860,000	865,000	152,500	17
538,000	542,000	80,100	14	690,000	695,000	110,500	16	865,000	870,000	153,750	17
542,000	546,000	80,900	14	695,000	700,000	111,500	16	870,000	875,000	155,000	17
546,000	550,000	81,700	14	700,000	705,000	112,500	16	875,000	880,000	156,250	17
550,000	554,000	82,500	15	705,000	710,000	113,750	16	880,000	885,000	157,500	17
554,000	558,000	83,300	15	710,000	715,000	115,000	16	885,000	890,000	158,750	17
558,000	562,000	84,100	15	715,000	720,000	116,250	16	890,000	895,000	160,000	17
562,000	566,000	84,900	15	720,000	725,000	117,500	16	895,000	900,000	161,250	18
566,000	570,000	85,700	15	725,000	730,000	118,750	16	900,000	905,000	162,500	18
570,000	574,000	86,500	15	730,000	735,000	120,000	16	905,000	910,000	163,750	18
574,000	578,000	87,300	15	735,000	740,000	121,250	16	910,000	915,000	165,000	18
578,000	582,000	88,100	15	740,000	745,000	122,500	16	915,000	920,000	166,250	18
582,000	586,000	88,900	15	745,000	750,000	123,750	16	920,000	925,000	167,500	18
586,000	590,000	89,700	15	750,000	755,000	125,000	16	925,000	930,000	168,750	18
590,000	594,000	90,500	15	755,000	760,000	126,250	16	930,000	935,000	170,000	18
594,000	598,000	91,300	15	760,000	765,000	127,500	16	935,000	940,000	171,250	18
598,000	602,000	92,100	15	765,000	770,000	128,750	16	940,000	945,000	172,500	18
602,000	606,000	92,900	15	770,000	775,000	130,000	16	945,000	950,000	173,750	18
606,000	610,000	93,700	15	775,000	780,000	131,250	16	950,000	955,000	175,000	18
610,000	614,000	94,500	15	780,000	785,000	132,500	16	955,000	960,000	176,250	18
614,000	618,000	95,300	15	785,000	790,000	133,750	17	960,000	965,000	177,500	18
618,000	622,000	96,100	15	790,000	795,000	135,000	17	965,000	970,000	178,750	18
622,000	626,000	96,900	15	795,000	800,000	136,250	17	970,000	975,000	180,000	18
626,000	630,000	97,700	15	800,000	805,000	137,500	17	975,000	980,000	181,250	18
630,000	635,000	98,500	15	805,000	810,000	138,750	17	980,000	985,000	182,500	18
635,000	640,000	99,500	15	810,000	815,000	140,000	17	985,000	990,000	183,750	18
640,000	645,000	100,500	15	815,000	820,000	141,250	17	990,000	995,000	185,000	18
645,000	650,000	101,500	15	820,000	825,000	142,500	17	995,000	1,000,000	186,250	18
650,000	655,000	102,500	15	825,000	830,000	143,750	17	1,000,000円		187,500	18

（注）　この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

(二)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
120,000	122,000	12,000	210,000	213,000	21,000	345,000	348,000	34,500
122,000	124,000	12,200	213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	34,800
124,000	126,000	12,400	216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	35,100
126,000	128,000	12,600	219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	35,400
128,000	130,000	12,800	222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	35,700
130,000	132,000	13,000	225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	36,000
132,000	134,000	13,200	228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	36,300
134,000	136,000	13,400	231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	36,600
136,000	138,000	13,600	234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	36,900
138,000	140,000	13,800	237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	37,200
140,000	142,000	14,000	240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	37,500
142,000	144,000	14,200	243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	37,800
144,000	146,000	14,400	246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	38,100
146,000	148,000	14,600	249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	38,400
148,000	150,000	14,800	252,000	255,000	25,200	387,000	390,000	38,700
150,000	152,000	15,000	255,000	258,000	25,500	390,000	394,000	39,000
152,000	154,000	15,200	258,000	261,000	25,800	394,000	398,000	39,400
154,000	156,000	15,400	261,000	264,000	26,100	398,000	402,000	39,800
156,000	158,000	15,600	264,000	267,000	26,400	402,000	406,000	40,200
158,000	160,000	15,800	267,000	270,000	26,700	406,000	410,000	40,600
160,000	162,000	16,000	270,000	273,000	27,000	410,000	414,000	41,000
162,000	164,000	16,200	273,000	276,000	27,300	414,000	418,000	41,400
164,000	166,000	16,400	276,000	279,000	27,600	418,000	422,000	41,800
166,000	168,000	16,600	279,000	282,000	27,900	422,000	426,000	42,200
168,000	170,000	16,800	282,000	285,000	28,200	426,000	430,000	42,600
170,000	172,000	17,000	285,000	288,000	28,500	430,000	434,000	43,000
172,000	174,000	17,200	288,000	291,000	28,800	434,000	438,000	43,400
174,000	176,000	17,400	291,000	294,000	29,100	438,000	442,000	43,800
176,000	178,000	17,600	294,000	297,000	29,400	442,000	446,000	44,200
178,000	180,000	17,800	297,000	300,000	29,700	446,000	450,000	44,600
180,000	182,000	18,000	300,000	303,000	30,000	450,000	454,000	45,000
182,000	184,000	18,200	303,000	306,000	30,300	454,000	458,000	45,400
184,000	186,000	18,400	306,000	309,000	30,600	458,000	462,000	45,800
186,000	188,000	18,600	309,000	312,000	30,900	462,000	466,000	46,200
188,000	190,000	18,800	312,000	315,000	31,200	466,000	470,000	46,600
190,000	192,000	19,000	315,000	318,000	31,500	470,000	474,000	47,000
192,000	194,000	19,200	318,000	321,000	31,800	474,000	478,000	47,400
194,000	196,000	19,400	321,000	324,000	32,100	478,000	482,000	47,800
196,000	198,000	19,600	324,000	327,000	32,400	482,000	486,000	48,200
198,000	200,000	19,800	327,000	330,000	32,700	486,000	490,000	48,600
200,000	202,000	20,000	330,000	333,000	33,000	490,000	494,000	49,000
202,000	204,000	20,200	333,000	336,000	33,300	494,000	498,000	49,400
204,000	206,000	20,400	336,000	339,000	33,600	498,000	502,000	49,800
206,000	208,000	20,600	339,000	342,000	33,900	502,000	506,000	50,200
208,000	210,000	20,800	342,000	345,000	34,200	506,000	510,000	50,600

(三)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
510,000	514,000	51,000	655,000	660,000	65,500	830,000	835,000	87,000
514,000	518,000	51,400	660,000	665,000	66,000	835,000	840,000	87,750
518,000	522,000	51,800	665,000	670,000	66,500	840,000	845,000	88,500
522,000	526,000	52,200	670,000	675,000	67,000	845,000	850,000	89,250
526,000	530,000	52,600	675,000	680,000	67,500	850,000	855,000	90,000
530,000	534,000	53,000	680,000	685,000	68,000	855,000	860,000	90,750
534,000	538,000	53,400	685,000	690,000	68,500	860,000	865,000	91,500
538,000	542,000	53,800	690,000	695,000	69,000	865,000	870,000	92,250
542,000	546,000	54,200	695,000	700,000	69,500	870,000	875,000	93,000
546,000	550,000	54,600	700,000	705,000	70,000	875,000	880,000	93,750
550,000	554,000	55,000	705,000	710,000	70,500	880,000	885,000	94,500
554,000	558,000	55,400	710,000	715,000	71,000	885,000	890,000	95,250
558,000	562,000	55,800	715,000	720,000	71,500	890,000	895,000	96,000
562,000	566,000	56,200	720,000	725,000	72,000	895,000	900,000	96,750
566,000	570,000	56,600	725,000	730,000	72,500	900,000	905,000	97,500
570,000	574,000	57,000	730,000	735,000	73,000	905,000	910,000	98,250
574,000	578,000	57,400	735,000	740,000	73,500	910,000	915,000	99,000
578,000	582,000	57,800	740,000	745,000	74,000	915,000	920,000	99,750
582,000	586,000	58,200	745,000	750,000	74,500	920,000	925,000	100,500
586,000	590,000	58,600	750,000	755,000	75,000	925,000	930,000	101,250
590,000	594,000	59,000	755,000	760,000	75,750	930,000	935,000	102,000
594,000	598,000	59,400	760,000	765,000	76,500	935,000	940,000	102,750
598,000	602,000	59,800	765,000	770,000	77,250	940,000	945,000	103,500
602,000	606,000	60,200	770,000	775,000	78,000	945,000	950,000	104,250
606,000	610,000	60,600	775,000	780,000	78,750	950,000	955,000	105,000
610,000	614,000	61,000	780,000	785,000	79,500	955,000	960,000	105,750
614,000	618,000	61,400	785,000	790,000	80,250	960,000	965,000	106,500
618,000	622,000	61,800	790,000	795,000	81,000	965,000	970,000	107,250
622,000	626,000	62,200	795,000	800,000	81,750	970,000	975,000	108,000
626,000	630,000	62,600	800,000	805,000	82,500	975,000	980,000	108,750
630,000	635,000	63,000	805,000	810,000	83,250	980,000	985,000	109,500
635,000	640,000	63,500	810,000	815,000	84,000	985,000	990,000	110,250
640,000	645,000	64,000	815,000	820,000	84,750	990,000	995,000	111,000
645,000	650,000	64,500	820,000	825,000	85,500	995,000	1,000,000	111,750
650,000	655,000	65,000	825,000	830,000	86,250	1,000,000円		112,500

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

イ　月　額　表

甲　表

(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,100	23,500	1,050	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2,843
23,500	23,900	1,080	330	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919
23,900	24,300	1,110	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,995
24,300	24,700	1,140	390	140	0	0	0	0	0	0	0	0	3,071
24,700	25,100	1,180	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,147
25,100	25,500	1,210	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236
25,500	25,900	1,240	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,348
25,900	26,300	1,280	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	3,458
26,300	26,700	1,330	550	300	50	0	0	0	0	0	0	0	3,554
26,700	27,100	1,380	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0	3,650
27,100	27,500	1,430	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0	3,746
27,500	28,100	1,490	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0	3,842
28,100	28,700	1,560	710	460	210	0	0	0	0	0	0	0	3,986
28,700	29,300	1,630	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0	4,130
29,300	29,900	1,700	800	550	300	50	0	0	0	0	0	0	4,274
29,900	30,500	1,770	850	600	350	100	0	0	0	0	0	0	4,431
30,500	31,100	1,850	900	650	400	150	0	0	0	0	0	0	4,599
31,100	31,700	1,920	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	4,767
31,700	32,300	1,990	990	740	490	240	0	0	0	0	0	0	4,935
32,300	32,900	2,060	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	5,103
32,900	33,500	2,130	1,090	840	590	340	90	0	0	0	0	0	5,271
33,500	34,100	2,210	1,140	890	640	390	140	0	0	0	0	0	5,439
34,100	34,700	2,280	1,190	940	690	440	190	0	0	0	0	0	5,607
34,700	35,300	2,360	1,240	990	740	490	240	0	0	0	0	0	5,767
35,300	35,900	2,440	1,320	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0	5,926
35,900	36,500	2,520	1,400	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0	6,085
36,500	37,100	2,610	1,480	1,150	900	650	400	150	0	0	0	0	6,244
37,100	37,700	2,690	1,560	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	6,403
37,700	38,300	2,770	1,640	1,270	1,010	760	510	260	10	0	0	0	6,562
38,300	38,900	2,850	1,720	1,350	1,070	820	570	320	70	0	0	0	6,759
38,900	39,500	2,930	1,800	1,430	1,120	870	620	370	120	0	0	0	6,978
39,500	40,100	3,010	1,890	1,510	1,170	920	670	420	170	0	0	0	7,197
40,100	40,700	3,090	1,970	1,590	1,230	980	730	480	230	0	0	0	7,416
40,700	41,300	3,170	2,050	1,670	1,300	1,030	780	530	280	30	0	0	7,635
41,300	41,900	3,250	2,130	1,750	1,380	1,090	840	590	340	90	0	0	7,854
41,900	42,500	3,330	2,210	1,830	1,460	1,140	890	640	390	140	0	0	8,073
42,500	43,100	3,420	2,290	1,920	1,540	1,190	940	690	440	190	0	0	8,292
43,100	43,700	3,500	2,370	2,000	1,620	1,250	1,000	750	500	250	0	0	8,511
43,700	44,300	3,580	2,450	2,080	1,700	1,330	1,050	800	550	300	50	0	8,730
44,300	44,900	3,660	2,530	2,160	1,780	1,410	1,110	860	610	360	110	0	8,949
44,900	45,500	3,740	2,610	2,240	1,860	1,490	1,160	910	660	410	160	0	9,168
45,500	46,500	3,850	2,720	2,350	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	9,387
46,500	47,500	3,980	2,860	2,480	2,110	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	9,752
47,500	48,500	4,120	2,990	2,620	2,240	1,870	1,490	1,160	910	660	410	160	10,117
48,500	49,500	4,250	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	10,482
49,500	50,500	4,390	3,260	2,890	2,510	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	10,847
50,500	51,500	4,570	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,180	930	680	430	11,194
51,500	52,500	4,750	3,530	3,160	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	11,614
52,500	53,500	4,930	3,670	3,290	2,920	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	12,034
53,500	54,500	5,110	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	1,200	950	700	12,454

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　月　額　表

甲　表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,300円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額に相当するもの金額
10,300	10,500	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
10,500	10,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	840
10,700	10,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856
10,900	11,100	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872
11,100	11,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888
11,300	11,500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	904
11,500	11,700	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920
11,700	11,900	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	936
11,900	12,100	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
12,100	12,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968
12,300	12,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	984
12,500	12,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
12,700	12,900	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016
12,900	13,100	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,032
13,100	13,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,062
13,300	13,500	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,094
13,500	13,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,126
13,700	13,900	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,158
13,900	14,100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
14,100	14,300	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,222
14,300	14,500	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,254
14,500	14,700	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,286
14,700	14,900	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,318
14,900	15,100	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,350
15,100	15,300	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,382
15,300	15,500	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414
15,500	15,900	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,446
15,900	16,300	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,510
16,300	16,700	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574
16,700	17,100	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,638
17,100	17,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,703
17,500	17,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,779
17,900	18,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,855
18,300	18,700	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,931
18,700	19,100	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
19,100	19,500	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,083
19,500	19,900	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,159
19,900	20,300	790	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,235
20,300	20,700	820	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311
20,700	21,100	860	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,387
21,100	21,500	890	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,463
21,500	21,900	920	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,539
21,900	22,300	950	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,615
22,300	22,700	980	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,691
22,700	23,100	1,020	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,767

イ　月　額　表
甲　　表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
54,500	55,500	5,290	3,940	3,560	3,190	2,810	2,440	2,060	1,690	1,310	1,040	790	12,874
55,500	56,500	5,470	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,450	1,130	880	13,294
56,500	57,500	5,650	4,210	3,830	3,460	3,080	2,710	2,330	1,960	1,580	1,220	970	13,714
57,500	58,500	5,830	4,340	3,970	3,590	3,220	2,840	2,470	2,090	1,720	1,340	1,060	14,134
58,500	59,500	6,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	1,480	1,150	14,554
59,500	60,500	6,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	14,967
60,500	61,500	6,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	1,780	1,400	15,367
61,500	62,500	6,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	15,767
62,500	63,500	6,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	2,080	1,700	16,167
63,500	64,500	7,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	16,567
64,500	65,500	7,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	16,967
65,500	66,500	7,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,536	2,150	17,367
66,500	67,500	7,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	17,767
67,500	68,500	7,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	18,167
68,500	69,500	8,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	18,567
69,500	70,500	8,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	18,967
70,500	71,500	8,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	19,367
71,500	72,500	8,610	7,110	6,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	19,792
72,500	73,500	8,810	7,310	6,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	20,292
73,500	74,500	9,010	7,510	7,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	20,792
74,500	75,500	9,210	7,710	7,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	21,292
75,500	76,500	9,420	7,910	7,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	21,792
76,500	78,000	9,730	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	4,660	4,210	3,840	22,558
78,000	79,500	10,100	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	4,960	4,460	4,060	22,933
79,500	81,000	10,480	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	5,260	4,760	4,290	23,608
81,000	82,500	10,850	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	5,560	5,060	4,560	24,283
82,500	84,000	11,230	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	5,860	5,360	4,860	24,958
84,000	85,500	11,600	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	25,633
85,500	87,000	11,980	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	26,308
87,000	88,500	12,350	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	26,983
88,500	90,000	12,730	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	27,658
90,000	91,500	13,100	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	28,333
91,500	93,000	13,480	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	29,008
93,000	94,500	13,850	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	29,683
94,500	96,000	14,230	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	30,358
96,000	97,500	14,600	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	31,033
97,500	99,000	14,980	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	31,708
99,000	100,500	15,350	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	32,383
100,500	102,000	15,750	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	33,058
102,000	103,500	16,200	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	33,675
103,500	105,000	16,650	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	34,275
105,000	106,500	17,100	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	34,875
106,500	108,000	17,550	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	35,475
108,000	109,500	18,000	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	36,075
109,500	111,000	18,450	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	36,675
111,000	112,500	18,900	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	37,275
112,500	114,000	19,350	17,100	16,350	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	37,875
114,000	115,500	19,800	17,550	16,800	16,050	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	38,583
115,500	117,000	20,250	18,000	17,250	16,500	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	39,333
117,000	118,500	20,700	18,450	17,700	16,950	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	40,083

イ　月　額　表
甲　　表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
118,500	120,000	21,150	18,900	18,150	17,400	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	40,833
120,000	122,000	21,680	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	15,040	14,420	13,790	13,170	41,583
122,000	124,000	22,280	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	15,540	14,920	14,290	13,670	42,583
124,000	126,000	22,880	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	16,130	15,420	14,790	14,170	43,583
126,000	128,000	23,480	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	16,730	15,980	15,290	14,670	44,583
128,000	130,000	24,080	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	17,330	16,580	15,830	15,170	45,583
130,000	132,000	24,680	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	46,583
132,000	134,000	25,280	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	47,583
134,000	136,000	25,880	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	48,583
136,000	138,000	26,480	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	49,583
138,000	140,000	27,080	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	50,583
140,000	142,000	27,680	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	51,583
142,000	144,000	28,300	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	52,583
144,000	146,000	29,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	53,508
146,000	148,000	29,700	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	54,408
148,000	150,000	30,400	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	55,308
150,000	152,000	31,100	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	56,208
152,000	154,000	31,800	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	57,108
154,000	156,000	32,500	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	58,008
156,000	158,000	33,200	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	58,908
158,000	160,000	33,900	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	59,808
160,000	162,000	34,600	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	60,708
162,000	164,000	35,300	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	61,608
164,000	166,000	36,000	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	62,508
166,000	168,000	36,700	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	63,408
168,000	170,000	37,400	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	64,308
170,000	172,000	38,100	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	65,208
172,000	174,000	38,800	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	66,108
174,000	176,000	39,500	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	67,008
176,000	178,000	40,200	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	67,966
178,000	180,000	40,900	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	69,066
180,000	182,000	41,600	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	70,166
182,000	184,000	42,300	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	71,266
184,000	186,000	43,000	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	72,366
186,000	188,000	43,700	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	73,466
188,000	190,000	44,400	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	74,566
190,000	192,000	45,100	42,480	41,600	40,730	39,850	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	75,666
192,000	194,000	45,800	43,180	42,300	41,430	40,550	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	76,766
194,000	196,000	46,500	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	77,866
196,000	198,000	47,200	44,580	43,700	42,830	41,950	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	78,966
198,000	200,000	47,900	45,280	44,400	43,530	42,650	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	80,066
200,000 円		48,250	45,630	44,750	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	81,166

200,000円をこえ226,000円に満たない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額	81,166円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ニ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月額表

甲表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
226,000円		57,350円	54,730円	53,850円	52,980円	52,100円	51,230円	50,350円	49,480円	48,600円	47,730円	46,850円	92,866円
226,000円をこえ351,000円に満たない金額		226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額											92,866円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
351,000円		107,350円	104,730円	103,850円	102,980円	102,100円	101,230円	100,350円	99,480円	98,600円	97,730円	96,850円	155,366円
351,000円をこえ518,000円に満たない金額		351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額											155,366円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額
518,000円		182,500円	179,880円	179,000円	178,130円	177,250円	176,380円	175,500円	174,630円	173,750円	172,880円	172,000円	247,216円
518,000円をこえる金額		518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											247,216円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額													従つて給与に扶養控除申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、1人につき380円を控除することとされている場合において、当該給与から控除した社会保険料の金額が、甲欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（乙表適用者を除く。）については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族をいう。）を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額である。

イ　月　額　表
乙　　表
(一)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,500	17,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,900	18,300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,300	18,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	370	120	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	400	150	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	560	310	60	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	720	470	220	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	920	670	420	170	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	970	720	470	220	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	1,020	770	520	270	20	0	0	0	0	0
30,500	31,100	1,060	810	560	310	60	0	0	0	0	0
31,100	31,700	1,110	860	610	360	110	0	0	0	0	0
31,700	32,300	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0	0
32,300	32,900	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,260	1,010	760	510	260	10	0	0	0	0
33,500	34,100	1,330	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0
34,100	34,700	1,410	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0
34,700	35,300	1,490	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0
35,300	35,900	1,570	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0
35,900	36,500	1,650	1,270	1,020	770	520	270	20	0	0	0
36,500	37,100	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	0	0	0
37,100	37,700	1,810	1,440	1,120	870	620	370	120	0	0	0
37,700	38,300	1,890	1,520	1,180	930	680	430	180	0	0	0
38,300	38,900	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	0	0
38,900	39,500	2,050	1,680	1,300	1,040	790	540	290	40	0	0
39,500	40,100	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	90	0	0
40,100	40,700	2,220	1,840	1,470	1,140	890	640	390	140	0	0
40,700	41,300	2,300	1,920	1,550	1,200	950	700	450	200	0	0
41,300	41,900	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	0	0
41,900	42,500	2,460	2,080	1,710	1,330	1,060	810	560	310	60	0

イ　月　額　表
乙　　表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
42,500	43,100	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	360	110	0
43,100	43,700	2,620	2,250	1,870	1,500	1,160	910	660	410	160	0
43,700	44,300	2,700	2,330	1,950	1,580	1,220	970	720	470	220	0
44,300	44,900	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	270	20
44,900	45,500	2,860	2,490	2,110	1,740	1,360	1,080	830	580	330	80
45,500	46,500	2,970	2,600	2,220	1,850	1,470	1,150	900	650	400	150
46,500	47,500	3,110	2,730	2,360	1,980	1,610	1,240	990	740	490	240
47,500	48,500	3,240	2,870	2,490	2,120	1,740	1,370	1,080	830	580	330
48,500	49,500	3,380	3,000	2,630	2,250	1,880	1,500	1,170	920	670	420
49,500	50,500	3,510	3,140	2,760	2,390	2,010	1,640	1,260	1,010	760	510
50,500	51,500	3,650	3,270	2,900	2,520	2,150	1,770	1,400	1,100	850	600
51,500	52,500	3,780	3,410	3,030	2,660	2,280	1,910	1,530	1,190	940	690
52,500	53,500	3,920	3,540	3,170	2,790	2,420	2,040	1,670	1,290	1,030	780
53,500	54,500	4,050	3,680	3,300	2,930	2,550	2,180	1,800	1,430	1,120	870
54,500	55,500	4,190	3,810	3,440	3,060	2,690	2,310	1,940	1,560	1,210	960
55,500	56,500	4,320	3,950	3,570	3,200	2,820	2,450	2,070	1,700	1,320	1,050
56,500	57,500	4,480	4,080	3,710	3,330	2,960	2,580	2,210	1,830	1,460	1,140
57,500	58,500	4,660	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,340	1,970	1,590	1,230
58,500	59,500	4,840	4,350	3,980	3,600	3,230	2,850	2,480	2,100	1,730	1,350
59,500	60,500	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250	1,870	1,500
60,500	61,500	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650
61,500	62,500	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550	2,170	1,800
62,500	63,500	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950
63,500	64,500	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850	2,470	2,100
64,500	65,500	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250
65,500	66,500	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400
66,500	67,500	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550
67,500	68,500	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700
68,500	69,500	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850
69,500	70,500	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000
70,500	71,500	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150
71,500	72,500	7,440	6,940	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300
72,500	73,500	7,640	7,140	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450
73,500	74,500	7,840	7,340	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600
74,500	75,500	8,040	7,540	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750
75,500	76,500	8,240	7,740	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900
76,500	78,000	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490	4,990	4,490	4,090
78,000	79,500	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790	5,290	4,790	4,310
79,500	81,000	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090	5,590	5,090	4,590
81,000	82,500	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390	5,890	5,390	4,890
82,500	84,000	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690	6,190	5,690	5,190
84,000	85,500	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490
85,500	87,000	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790
87,000	88,500	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090
88,500	90,000	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390
90,000	91,500	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690
91,500	93,000	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990
93,000	94,500	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290
94,500	96,000	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590
96,000	97,500	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890

イ月額表
乙　表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
190,000	192,000	43,060	42,180	41,310	40,430	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180
192,000	194,000	43,760	42,880	42,010	41,130	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880
194,000	196,000	44,460	43,580	42,710	41,830	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580
196,000	198,000	45,160	44,280	43,410	42,530	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280
198,000	200,000	45,860	44,980	44,110	43,230	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980
200,000円		46,210	45,330	44,460	43,580	42,710	41,830	40,960	40,080	39,210	38,330
200,000円をこえ226,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額									
226,000円		55,310	54,430	53,560	52,680	51,810	50,930	50,060	49,180	48,310	47,430
226,000円をこえ351,000円に満たない金額		226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額									
351,000円		105,310	104,430	103,560	102,680	101,810	100,930	100,060	99,180	98,310	97,430
351,000円をこえ518,000円に満たない金額		351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額									
518,000円		180,460	179,580	178,710	177,830	176,960	176,080	175,210	174,330	173,460	172,580
518,000円をこえる金額		518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

(1)　まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ)　当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ)　年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(2)　その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額である。

イ月額表
乙　表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
97,500	99,000	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190
99,000	100,500	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490
100,500	102,000	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790
102,000	103,500	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090
103,500	105,000	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400
105,000	106,500	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770
106,500	108,000	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150
108,000	109,500	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520
109,500	111,000	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900
111,000	112,500	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270
112,500	114,000	17,600	16,850	16,100	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650
114,000	115,500	18,050	17,300	16,550	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020
115,500	117,000	18,500	17,750	17,000	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400
117,000	118,500	18,950	18,200	17,450	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770
118,500	120,000	19,400	18,650	17,900	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150
120,000	122,000	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170	15,460	14,830	14,210	13,580
122,000	124,000	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770	16,020	15,330	14,710	14,080
124,000	126,000	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370	16,620	15,870	15,210	14,580
126,000	128,000	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970	17,220	16,470	15,720	15,080
128,000	130,000	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570	17,820	17,070	16,320	15,580
130,000	132,000	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170
132,000	134,000	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770
134,000	136,000	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370
136,000	138,000	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970
138,000	140,000	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570
140,000	142,000	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170
142,000	144,000	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770
144,000	146,000	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370
146,000	148,000	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970
148,000	150,000	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570
150,000	152,000	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170
152,000	154,000	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770
154,000	156,000	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370
156,000	158,000	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970
158,000	160,000	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570
160,000	162,000	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170
162,000	164,000	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770
164,000	166,000	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370
166,000	168,000	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970
168,000	170,000	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570
170,000	172,000	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180
172,000	174,000	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880
174,000	176,000	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580
176,000	178,000	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280
178,000	180,000	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980
180,000	182,000	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680
182,000	184,000	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380
184,000	186,000	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080
186,000	188,000	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780
188,000	190,000	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480

ロ　日額表

甲　表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
380円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額に相当する金額の8%	0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
410	420	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
470	480	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
480	490	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
490	500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
510	520	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
520	530	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
530	540	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
540	550	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
550	560	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
560	570	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
570	580	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
580	590	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
590	600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
600	610	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
610	620	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
620	630	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
630	640	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
640	650	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
650	660	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
660	670	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
670	680	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
680	700	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
700	720	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
720	740	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
740	760	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
760	780	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
780	800	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
800	820	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
820	840	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
840	860	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0
860	880	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
880	900	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
900	920	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	119	0
920	940	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	123	0
940	960	50	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	128	0
960	980	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	134	0
980	1,000	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	138	0
1,000	1,020	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	143	0
1,020	1,040	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	148	0
1,040	1,060	65	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0	154	0
1,060	1,080	65	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	160	0
1,080	1,100	70	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	165	0
1,100	1,120	70	35	30	20	10	0	0	0	0	0	0	171	0
1,120	1,140	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	176	0
1,140	1,160	75	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	182	0
1,160	1,180	80	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0	188	0
1,180	1,200	80	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	193	0
1,200	1,220	85	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0	198	0
1,220	1,240	85	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	204	1
1,240	1,260	90	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	209	3
1,260	1,280	90	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0	214	5
1,280	1,300	95	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0	219	6
1,300	1,320	95	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0	227	8
1,320	1,340	100	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	234	9
1,340	1,360	105	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0	241	11
1,360	1,380	105	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0	249	13
1,380	1,400	110	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0	256	14
1,400	1,440	110	75	60	50	40	30	20	15	5	0	0	263	16
1,440	1,480	120	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0	271	17
1,480	1,520	125	85	75	60	50	35	30	20	10	5	0	285	21
1,520	1,560	130	90	80	65	55	40	30	25	15	5	0	300	24
1,560	1,600	135	95	85	70	60	45	35	30	20	10	0	314	27
1,600	1,640	140	100	90	75	65	50	40	30	25	15	5	329	30
1,640	1,680	145	105	95	80	70	55	45	35	25	20	10	344	34
1,680	1,720	150	110	100	85	75	60	50	40	30	20	15	358	38
1,720	1,760	160	120	105	95	80	65	55	40	35	25	15	372	41
1,760	1,800	165	125	110	100	85	75	60	50	35	30	20	388	45
1,800	1,840	175	130	115	105	90	80	65	55	40	30	25	405	48
1,840	1,880	180	135	120	110	95	85	70	60	45	35	30	422	52
1,880	1,920	185	140	125	115	100	90	75	65	50	40	30	439	56
1,920	1,960	195	145	130	120	105	95	80	70	55	45	35	455	60
1,960	2,000	200	150	140	125	115	100	85	75	60	50	40	472	65
2,000	2,040	210	160	145	130	120	105	95	80	70	55	45	489	71
2,040	2,080	220	170	150	135	125	110	100	85	75	60	50	505	76
2,080	2,120	225	175	160	145	130	120	105	95	80	70	55	521	82
2,120	2,160	235	185	165	150	135	125	110	100	85	75	60	537	87
2,160	2,200	240	190	175	160	145	130	115	105	90	80	65	553	92
2,200	2,240	250	200	185	165	150	135	125	110	100	85	75	569	98
2,240	2,280	260	210	190	175	155	140	130	115	105	90	80	585	103
2,280	2,320	265	215	200	180	165	150	135	125	110	100	85	601	109
2,320	2,360	275	225	205	190	175	155	140	130	115	105	90	617	114
2,360	2,400	280	230	215	200	180	165	150	135	120	110	95	633	119
2,400	2,440	290	240	225	205	190	175	155	140	130	115	105	649	125
2,440	2,480	300	250	230	215	195	180	165	145	135	120	110	668	130
2,480	2,520	305	255	240	220	205	190	170	155	140	130	115	688	136
													708	141

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ　日額表

甲　表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
960	980	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	138	0
980	1,000	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	143	0
1,000	1,020	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	148	0
1,020	1,040	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	154	0
1,040	1,060	65	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0	160	0
1,060	1,080	65	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	165	0
1,080	1,100	70	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	171	0
1,100	1,120	70	35	30	20	10	0	0	0	0	0	0	176	0
1,120	1,140	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	182	0
1,140	1,160	75	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	188	0
1,160	1,180	80	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0	193	0
1,180	1,200	80	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	198	0
1,200	1,220	85	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0	204	1
1,220	1,240	85	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	209	3
1,240	1,260	90	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	214	5
1,260	1,280	90	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0	219	6
1,280	1,300	95	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0	227	8
1,300	1,320	95	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0	234	9
1,320	1,340	100	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	241	11
1,340	1,360	105	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0	249	13
1,360	1,380	105	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0	256	14
1,380	1,400	110	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0	263	16
1,400	1,440	110	75	60	50	40	30	20	15	5	0	0	271	17
1,440	1,480	120	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0	285	21
1,480	1,520	125	85	75	60	50	35	30	20	10	5	0	300	24
1,520	1,560	130	90	80	65	55	40	30	25	15	5	0	314	27
1,560	1,600	135	95	85	70	60	45	35	30	20	10	0	329	30
1,600	1,640	140	100	90	75	65	50	40	30	25	15	5	344	34
1,640	1,680	145	105	95	80	70	55	45	35	25	20	10	358	38
1,680	1,720	150	110	100	85	75	60	50	40	30	20	15	372	41
1,720	1,760	160	120	105	95	80	65	55	40	35	25	15	388	45
1,760	1,800	165	125	110	100	85	75	60	50	35	30	20	405	48
1,800	1,840	175	130	115	105	90	80	65	55	40	30	25	422	52
1,840	1,880	180	135	120	110	95	85	70	60	45	35	30	439	56
1,880	1,920	185	140	125	115	100	90	75	65	50	40	30	455	60
1,920	1,960	195	145	130	120	105	95	80	70	55	45	35	472	65
1,960	2,000	200	150	140	125	115	100	85	75	60	50	40	489	71
2,000	2,040	210	160	145	130	120	105	95	80	70	55	45	505	76
2,040	2,080	220	170	150	135	125	110	100	85	75	60	50	521	82
2,080	2,120	225	175	160	145	130	120	105	95	80	70	55	537	87
2,120	2,160	235	185	165	150	135	125	110	100	85	75	60	553	92
2,160	2,200	240	190	175	160	145	130	115	105	90	80	65	569	98
2,200	2,240	250	200	185	165	150	135	125	110	100	85	75	585	103
2,240	2,280	260	210	190	175	155	140	130	115	105	90	80	601	109
2,280	2,320	265	215	200	180	165	150	135	125	110	100	85	617	114
2,320	2,360	275	225	205	190	175	155	140	130	115	105	90	633	119
2,360	2,400	280	230	215	200	180	165	150	135	120	110	95	649	125
2,400	2,440	290	240	225	205	190	175	155	140	130	115	105	668	130
2,440	2,480	300	250	230	215	195	180	165	145	135	120	110	688	136
2,480	2,520	305	255	240	220	205	190	170	155	140	130	115	708	141

ロ 日額表
甲 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
		税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,520	2,560	315	265	245	230	215	195	180	165	145	135	120	728	146
2,560	2,600	325	270	255	240	220	205	190	170	155	140	125	746	152
2,600	2,640	335	280	265	245	230	215	195	180	160	145	135	764	157
2,640	2,700	345	290	275	255	240	225	205	190	170	155	140	782	163
2,700	2,760	360	300	285	270	250	235	220	200	185	165	150	809	171
2,760	2,820	375	315	295	280	265	245	230	215	195	180	165	836	180
2,820	2,880	390	330	310	290	275	260	240	225	210	190	175	863	189
2,880	2,940	405	345	325	305	285	270	255	235	220	205	185	890	198
2,940	3,000	420	360	340	320	300	285	265	250	230	215	200	917	210
3,000	3,060	435	375	355	335	310	295	280	260	245	225	210	944	222
3,060	3,120	450	390	370	350	325	305	290	275	255	240	225	971	234
3,120	3,180	465	405	385	365	340	320	300	285	270	250	235	998	246
3,180	3,240	480	420	400	380	355	335	315	295	280	265	245	1,025	258
3,240	3,300	495	435	415	395	370	350	330	310	290	275	260	1,052	270
3,300	3,360	510	450	430	410	385	365	345	325	305	285	270	1,079	282
3,360	3,420	530	465	445	425	400	380	360	340	320	300	285	1,106	294
3,420	3,480	545	480	460	440	415	395	375	355	335	310	295	1,131	306
3,480	3,540	565	495	475	455	430	410	390	370	350	325	305	1,155	318
3,540	3,600	580	510	490	470	445	425	405	385	365	340	320	1,179	330
3,600	3,660	600	525	505	485	460	440	420	400	380	355	335	1,203	342
3,660	3,720	620	545	520	500	475	455	435	415	395	370	350	1,227	354
3,720	3,780	635	560	535	515	490	470	450	430	410	385	365	1,251	366
3,780	3,840	655	580	555	530	505	485	465	445	425	400	380	1,276	378
3,840	3,900	670	595	570	545	520	500	480	460	440	415	395	1,306	390
3,900	3,960	690	615	590	565	540	515	495	475	455	430	410	1,336	402
3,960	4,020	710	635	610	585	560	535	510	490	470	445	425	1,366	414
4,020	4,080	725	650	625	600	575	550	525	505	485	460	440	1,396	426
4,080	4,140	745	670	645	620	595	570	545	520	500	475	455	1,426	441
4,140	4,200	760	685	660	635	610	585	560	535	515	490	470	1,456	456
4,200	4,260	780	705	680	655	630	605	580	555	530	505	485	1,486	471
4,260	4,320	800	725	700	675	650	625	595	570	545	520	500	1,516	486
4,320	4,380	815	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515	1,546	501
4,380	4,440	835	760	735	710	685	660	635	610	585	560	535	1,576	516
4,440	4,500	850	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550	1,606	531
4,500	4,580	875	800	775	750	725	700	670	645	620	595	570	1,636	546
4,580	4,660	895	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595	1,676	566
4,660	4,740	920	845	820	795	770	745	720	695	670	645	620	1,716	586
4,740	4,820	945	870	845	820	795	770	745	720	695	670	645	1,756	606
4,820	4,900	975	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670	1,792	626
4,900	4,980	1,005	920	895	870	845	820	790	765	740	715	690	1,828	646
4,980	5,060	1,030	945	915	890	865	840	815	790	765	740	715	1,864	666
5,060	5,140	1,060	970	940	915	890	865	840	815	790	765	740	1,900	686
5,140	5,220	1,085	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	765	1,936	706
5,220	5,300	1,115	1,030	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	1,972	729
5,300	5,380	1,145	1,055	1,025	995	965	940	910	885	860	835	810	2,008	753
5,380	5,460	1,170	1,085	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	835	2,044	777
5,460	5,540	1,200	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	2,080	801
5,540	5,620	1,225	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	995	965	935	910	885	2,116	825
5,620	5,700	1,255	1,170	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	910	2,152	849
5,700	5,780	1,285	1,195	1,165	1,135	1,105	1,080	1,050	1,020	990	960	930	2,188	873

ロ 日額表
甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
		税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,780	5,860	1,310	1,225	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,020	990	960	2,224	897
5,860	5,940	1,340	1,250	1,220	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	2,261	921
5,940	6,020	1,365	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	2,305	945
6,020	6,100	1,395	1,310	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,045	2,349	969
6,100	6,180	1,425	1,335	1,305	1,275	1,245	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	2,393	993
6,180	6,260	1,450	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,160	1,130	1,100	2,437	1,017
6,260	6,340	1,480	1,390	1,360	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	2,481	1,041
6,340	6,420	1,505	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	2,525	1,065
6,420	6,500	1,535	1,450	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,185	2,569	1,089
6,500円		1,550	1,460	1,430	1,405	1,375	1,345	1,315	1,285	1,255	1,225	1,195	2,613	1,113
6,500円をこえ7,530円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,613円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	1,113円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
円 7,530		円 1,910	円 1,820	円 1,790	円 1,765	円 1,735	円 1,705	円 1,675	円 1,645	円 1,615	円 1,585	円 1,555	円 3,076	円 1,473
7,530円をこえ11,700円に満たない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,076円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,473円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
円 11,700		円 3,580	円 3,490	円 3,460	円 3,435	円 3,405	円 3,375	円 3,345	円 3,315	円 3,285	円 3,255	円 3,225	円 5,161	円 3,141
11,700円をこえ17,250円に満たない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,161円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,141円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

されている場合を含む。）には、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労務者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日額表

甲　表

(五)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
	円 17,250	円 6,075	円 5,985	円 5,955	円 5,930	円 5,900	円 5,870	円 5,840	円 5,810	円 5,780	円 5,750	円 5,720	円 8,213	円 5,638
17,250円をこえる金額		17,250円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,250円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											8,213円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,250円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額	5,638円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,250円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに14円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき14円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（乙表適用者を除く。）については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族をいう。）を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき70円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに14円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

ロ 日額表

乙　表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
	円 620円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
620	630	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
630	640	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
860	880	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
880	900	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
960	980	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
980	1,000	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	35	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,060	1,080	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,080	1,100	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,120	1,140	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0
1,160	1,180	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,180	1,200	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0
1,200	1,220	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0
1,220	1,240	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,240	1,260	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0
1,260	1,280	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0
1,280	1,300	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0
1,300	1,320	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,320	1,340	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0
1,340	1,360	75	60	50	40	30	20	10	5	0	0
1,360	1,380	75	65	50	40	30	25	15	5	0	0
1,380	1,400	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0
1,400	1,440	85	70	60	45	35	25	20	10	0	0
1,440	1,480	90	75	65	50	40	30	20	15	5	0
1,480	1,520	95	80	70	55	45	35	25	20	10	0

ロ 日額表

乙　表（控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者（第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。）について甲表の甲欄に代えて適用する表）

(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,520	1,560	100	85	75	60	50	40	30	20	15	5
1,560	1,600	105	90	80	65	55	40	35	25	15	10
1,600	1,640	110	95	85	70	60	45	35	30	20	10
1,640	1,680	115	105	90	80	65	50	40	30	25	15
1,680	1,720	120	110	95	85	70	60	45	35	25	20
1,720	1,760	125	115	100	90	75	65	50	40	30	20
1,760	1,800	130	120	105	95	80	70	55	45	35	25
1,800	1,840	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,840	1,880	140	130	115	105	90	80	65	55	40	35
1,880	1,920	150	135	125	110	95	85	70	60	45	35
1,920	1,960	155	140	130	115	105	90	80	65	50	40
1,960	2,000	165	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,000	2,040	170	155	140	125	115	100	90	75	65	50
2,040	2,080	180	160	145	135	120	110	95	80	70	55
2,080	2,120	185	170	155	140	125	115	100	90	75	65
2,120	2,160	195	180	160	145	130	120	105	95	80	70
2,160	2,200	205	185	170	150	140	125	115	100	90	75
2,200	2,240	210	195	175	160	145	130	120	105	95	80
2,240	2,280	220	200	185	170	150	140	125	110	100	85
2,280	2,320	225	210	195	175	160	145	130	120	105	95
2,320	2,360	235	220	200	185	170	150	135	125	110	100
2,360	2,400	245	225	210	190	175	160	145	130	120	105
2,400	2,440	250	235	215	200	185	165	150	135	125	110
2,440	2,480	260	240	225	210	190	175	160	140	130	115
2,480	2,520	265	250	235	215	200	185	165	150	135	125
2,520	2,560	275	260	240	225	210	190	175	155	140	130
2,560	2,600	285	265	250	230	215	200	180	165	150	135
2,600	2,640	290	275	255	240	225	205	190	175	155	140
2,640	2,700	300	285	265	250	235	215	200	185	165	150
2,700	2,760	315	295	280	260	245	230	210	195	180	160
2,760	2,820	330	310	290	275	260	240	225	205	190	175
2,820	2,880	345	320	305	285	270	255	235	220	200	185
2,880	2,940	360	335	315	300	280	265	250	230	215	200
2,940	3,000	375	350	330	310	295	275	260	245	225	210
3,000	3,060	390	365	345	325	305	290	270	255	240	220
3,060	3,120	405	380	360	340	320	300	285	265	250	235
3,120	3,180	420	395	375	355	335	315	295	280	260	245
3,180	3,240	435	410	390	370	350	330	310	290	275	260
3,240	3,300	450	425	405	385	365	345	320	305	285	270
3,300	3,360	465	440	420	400	380	360	335	315	300	280
3,360	3,420	480	455	435	415	395	375	350	330	310	295
3,420	3,480	495	470	450	430	410	390	365	345	325	305
3,480	3,540	510	485	465	445	425	405	380	360	340	320
3,540	3,600	525	500	480	460	440	420	395	375	355	335
3,600	3,660	540	515	495	475	455	435	410	390	370	350
3,660	3,720	560	535	510	490	470	450	425	405	385	365
3,720	3,780	580	555	525	505	485	465	440	420	400	380
3,780	3,840	595	570	545	520	500	480	455	435	415	395
3,840	3,900	615	590	565	540	515	495	470	450	430	410
3,900	3,960	630	605	580	555	530	510	485	465	445	425

ロ 日額表
乙　表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上 未満	税額									
17,250円	6,005円	5,975円	5,945円	5,920円	5,890円	5,860円	5,830円	5,800円	5,770円	5,740円
17,250円をこえる金額	17,250円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,250円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに14円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき14円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

(1)　まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ)　当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ)　年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき70円

(2)　その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに14円を控除した金額が、その求める税額である。

ロ 日額表
乙　表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,960	4,020	650	625	600	575	550	525	500	480	460	440
4,020	4,080	670	645	615	590	565	540	515	495	475	455
4,080	4,140	685	660	635	610	585	560	535	510	490	470
4,140	4,200	705	680	655	630	605	580	555	525	505	485
4,200	4,260	720	695	670	645	620	595	570	545	520	500
4,260	4,320	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515
4,320	4,380	760	735	705	680	655	630	605	580	555	530
4,380	4,440	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550
4,440	4,500	795	770	745	720	695	670	645	615	590	565
4,500	4,580	815	790	765	740	715	690	665	640	615	590
4,580	4,660	840	815	790	765	740	715	690	660	635	610
4,660	4,740	865	840	810	785	760	735	710	685	660	635
4,740	4,820	885	860	835	810	785	760	735	710	685	660
4,820	4,900	910	885	860	835	810	785	760	735	710	685
4,900	4,980	935	910	885	860	835	810	785	760	735	710
4,980	5,060	965	935	910	885	860	835	810	780	755	730
5,060	5,140	990	960	930	905	880	855	830	805	780	755
5,140	5,220	1,020	990	960	930	905	880	855	830	805	780
5,220	5,300	1,045	1,015	990	960	930	905	880	855	830	805
5,300	5,380	1,075	1,045	1,015	985	955	930	905	880	855	830
5,380	5,460	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	930	900	875	850
5,460	5,540	1,130	1,100	1,070	1,045	1,015	985	955	925	900	875
5,540	5,620	1,160	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	955	925	900
5,620	5,700	1,185	1,155	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	925
5,700	5,780	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,070	1,040	1,010	980	950
5,780	5,860	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,010	980
5,860	5,940	1,270	1,240	1,210	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005
5,940	6,020	1,300	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,095	1,065	1,035
6,020	6,100	1,325	1,295	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090	1,060
6,100	6,180	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090
6,180	6,260	1,385	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,150	1,120
6,260	6,340	1,410	1,380	1,350	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145
6,340	6,420	1,440	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,235	1,205	1,175
6,420	6,500	1,465	1,435	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200
6,500円		1,480	1,450	1,420	1,395	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215
6,500円をこえ7,530円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
7,530円		1,840円	1,810円	1,780円	1,755円	1,725円	1,695円	1,665円	1,635円	1,605円	1,575円
7,530円をこえ11,700円に満たない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
11,700円		3,510円	3,480円	3,450円	3,425円	3,395円	3,365円	3,335円	3,305円	3,275円	3,245円
11,700円をこえ17,250円に満たない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									

別表第四　賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ号若しくはロ又は同条第五項の規定による賞与の金額に乗ずべき率の表）

賞与の金額に乗ずべき率	甲　第三十八条第一項第七号　扶養親族												乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
	0人		1人		2人		3人		4人		5人			
	前月の社会保険料控除後の給与の金額												前月の社会保険料控除後の給与の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	8,200円未満		15,700円未満		18,200円未満		20,700円未満		23,200円未満		25,700円未満		1,000円未満	
2	8,200	8,600	15,700	16,500	18,200	19,100	20,700	21,800	23,200	24,400	25,700	27,000		
4	8,600	9,100	16,500	17,400	19,100	20,200	21,800	23,000	24,400	25,700	27,000	28,400	1,000	3,000
6	9,100	9,600	17,400	18,400	20,200	21,400	23,000	24,300	25,700	27,300	28,400	29,800	3,000	5,000
8	9,600	10,200	18,400	19,600	21,400	22,700	24,300	25,800	27,300	28,700	29,800	31,400	5,000	7,000
10	10,200	23,000	19,600	30,100	22,700	32,100	25,800	34,100	28,700	36,400	31,400	38,700		
12	23,000	25,800	30,100	32,700	32,100	35,000	34,100	37,500	36,400	40,100	38,700	42,600	7,000	9,000
14	25,800	37,500	32,700	39,500	35,000	41,500	37,500	43,500	40,100	45,500	42,600	47,500	9,000	12,200
16	37,500	44,900	39,500	50,700	41,500	52,400	43,500	54,100	45,500	55,700	47,500	57,400	12,200	12,900
18	44,900	49,000	50,700	54,300	52,400	56,100	54,100	57,900	55,700	59,800	57,400	62,100		
20	49,000	60,700	54,300	66,700	56,100	68,700	57,900	70,700	59,800	72,700	62,100	74,700	12,900	22,500
22	60,700	65,900	66,700	72,500	68,700	74,600	70,700	76,800	72,700	79,000	74,700	81,200		
24	65,900	72,200	72,500	79,400	74,600	81,700	76,800	84,100	79,000	86,500	81,200	88,900	22,500	23,600
26	72,200	84,000	79,400	90,300	81,700	92,400	84,100	94,400	86,500	96,500	88,900	98,600		
28	84,000	91,700	90,300	98,500	92,400	100,800	94,400	103,000	96,500	105,300	98,600	107,600	23,600	25,000
30	91,700	114,000	98,500	120,000	100,800	122,000	103,000	124,000	105,300	126,000	107,600	128,000		
32	114,000	123,900	120,000	130,400	122,000	132,600	124,000	134,800	126,000	137,000	128,000	139,100	25,000	33,700
34	123,900	135,700	130,400	142,900	132,600	145,200	134,800	147,600	137,000	150,000	139,100	152,400		
36	135,700	188,200	142,900	194,400	145,200	196,800	147,600	198,600	150,000	200,700	152,400	202,800	33,700	35,300
38	188,200	205,300	194,400	212,100	196,800	214,400	198,600	216,700	200,700	218,900	202,800	221,200	35,300	37,000
40	205,300	280,700	212,100	286,700	214,400	288,700	216,700	290,700	218,900	292,700	221,200	294,700		
42	280,700	305,100	286,700	311,600	288,700	313,800	290,700	315,900	292,700	318,100	294,700	320,300	37,000	45,800
44	305,100	334,100	311,600	341,300	313,800	343,700	315,900	346,000	318,100	348,400	320,300	350,800		
46	334,100	431,300	341,300	437,500	343,700	439,600	346,000	441,000	348,400	443,800	350,800	445,800	45,800	48,000
48	431,300	470,500	437,500	477,300	439,600	479,500	441,000	481,100	443,800	484,100	445,800	486,400	48,000	63,300
50	470,500円以上		477,300円以上		479,500円以上		481,100円以上		484,100円以上		486,400円以上		63,300円以上	

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a)　当該給与から控除された社会保険料の金額

(b)　年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族（乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの）をいう。）を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ)　次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(ロ)　(イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(3)　その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合　及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規定により税額を計算する。

㈡　第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。（㈠の(3)と同様の場合には、㈠の(3)に準じて計算する。）

イの規定の適用がある場合　等の数											乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
6人		7人		8人		9人		10人以上			
除後の給与の金額											前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円
28,100円未満		30,300円未満		32,500円未満		34,700円未満		37,000円未満			1,000円未満	
28,100	29,400	30,300	31,700	32,500	34,000	34,700	36,400	37,000	38,700		1,000	3,000
29,400	30,800	31,700	33,300	34,000	35,700	36,400	38,100	38,700	40,600		3,000	5,000
30,800	32,400	33,300	35,000	35,700	37,500	38,100	40,100	40,600	42,600		5,000	7,000
32,400	34,100	35,000	36,800	37,500	39,500	40,100	42,300	42,600	45,000		7,000	9,000
34,100	41,000	36,800	43,300	39,500	45,700	42,300	47,800	45,000	49,500		9,000	12,200
41,000	45,200	43,300	47,700	45,700	49,500	47,800	51,400	49,500	53,200		12,200	12,900
45,200	49,500	47,700	51,500	49,500	53,500	51,400	55,500	53,200	57,500		12,900	22,500
49,500	59,000	51,500	61,100	53,500	63,200	55,500	65,300	57,500	67,400		22,500	23,600
59,000	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200	67,400	73,500		23,600	25,000
64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700	73,500	84,700		25,000	33,700
76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900	84,700	92,000		33,700	35,300
83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400	92,000	100,800		35,300	37,000
91,300	100,700	93,700	102,800	96,000	104,900	98,400	106,900	100,800	109,000		37,000	45,800
100,700	109,800	102,800	112,100	104,900	114,400	106,900	116,700	109,000	118,900		45,800	48,000
109,800	130,000	112,100	132,000	114,400	134,000	116,700	136,000	118,900	138,000		48,000	63,300
130,000	141,300	132,000	143,500	134,000	145,700	136,000	147,800	138,000	150,000		63,300	66,300
141,300	154,800	143,500	157,100	145,700	159,500	147,800	161,900	150,000	164,300		66,300	69,500
154,800	204,900	157,100	206,900	159,500	209,000	161,900	211,100	164,300	213,200		69,500	102,700
204,900	223,500	206,900	225,800	209,000	228,000	211,100	230,300	213,200	232,600		102,700	107,500
223,500	296,700	225,800	298,700	228,000	300,700	230,300	302,700	232,600	304,700		107,500	155,900
296,700	322,500	298,700	324,600	300,700	326,800	302,700	329,000	304,700	331,200		155,900	163,200
322,500	353,200	324,600	355,600	326,800	357,900	329,000	360,300	331,200	362,700		163,200	171,200
353,200	447,900	355,600	450,000	357,900	452,100	360,300	454,200	362,700	456,300		171,200	235,200
447,900	488,600	450,000	490,900	452,100	493,200	454,200	495,500	456,300	497,700		235,200	246,400
488,600円以上		490,900円以上		493,200円以上		495,500円以上		497,700円以上			246,400円以上	

(二)

退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額	退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額	退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
300,000	304,000	15,000	540,000	546,000	33,000	860,000	868,000	58,500
304,000	308,000	15,300	546,000	552,000	33,450	868,000	876,000	59,300
308,000	312,000	15,600	552,000	558,000	33,900	876,000	884,000	60,100
312,000	316,000	15,900	558,000	564,000	34,350	884,000	892,000	60,900
316,000	320,000	16,200	564,000	570,000	34,800	892,000	900,000	61,700
320,000	324,000	16,500	570,000	576,000	35,250	900,000	908,000	62,500
324,000	328,000	16,800	576,000	582,000	35,700	908,000	916,000	63,300
328,000	332,000	17,100	582,000	588,000	36,150	916,000	924,000	64,100
332,000	336,000	17,400	588,000	594,000	36,600	924,000	932,000	64,900
336,000	340,000	17,700	594,000	600,000	37,050	932,000	940,000	65,700
340,000	344,000	18,000	600,000	606,000	37,500	940,000	948,000	66,500
344,000	348,000	18,300	606,000	612,000	37,950	948,000	956,000	67,300
348,000	352,000	18,600	612,000	618,000	38,400	956,000	964,000	68,100
352,000	356,000	18,900	618,000	624,000	38,850	964,000	972,000	68,900
356,000	360,000	19,200	624,000	630,000	39,300	972,000	980,000	69,700
360,000	364,000	19,500	630,000	636,000	39,750	980,000	988,000	70,500
364,000	368,000	19,800	636,000	642,000	40,200	988,000	996,000	71,300
368,000	372,000	20,100	642,000	648,000	40,650	996,000	1,004,000	72,100
372,000	376,000	20,400	648,000	654,000	41,100	1,004,000	1,012,000	72,900
376,000	380,000	20,700	654,000	660,000	41,550	1,012,000	1,020,000	73,700
380,000	384,000	21,000	660,000	666,000	42,000	1,020,000	1,028,000	74,500
384,000	388,000	21,300	666,000	672,000	42,450	1,028,000	1,036,000	75,300
388,000	392,000	21,600	672,000	678,000	42,900	1,036,000	1,044,000	76,100
392,000	396,000	21,900	678,000	684,000	43,350	1,044,000	1,052,000	76,900
396,000	400,000	22,200	684,000	690,000	43,800	1,052,000	1,060,000	77,700
400,000	404,000	22,500	690,000	696,000	44,250	1,060,000	1,068,000	78,500
404,000	408,000	22,800	696,000	702,000	44,700	1,068,000	1,076,000	79,300
408,000	412,000	23,100	702,000	708,000	45,150	1,076,000	1,084,000	80,100
412,000	416,000	23,400	708,000	714,000	45,600	1,084,000	1,092,000	80,900
416,000	420,000	23,700	714,000	720,000	46,050	1,092,000	1,100,000	81,700
420,000	426,000	24,000	720,000	726,000	46,500	1,100,000	1,108,000	82,500
426,000	432,000	24,450	726,000	732,000	46,950	1,108,000	1,116,000	83,300
432,000	438,000	24,900	732,000	738,000	47,400	1,116,000	1,124,000	84,100
438,000	444,000	25,350	738,000	744,000	47,850	1,124,000	1,132,000	84,900
444,000	450,000	25,800	744,000	750,000	48,300	1,132,000	1,140,000	85,700
450,000	456,000	26,250	750,000	756,000	48,750	1,140,000	1,148,000	86,500
456,000	462,000	26,700	756,000	762,000	49,200	1,148,000	1,156,000	87,300
462,000	468,000	27,150	762,000	768,000	49,650	1,156,000	1,164,000	88,100
468,000	474,000	27,600	768,000	774,000	50,100	1,164,000	1,172,000	88,900
474,000	480,000	28,050	774,000	780,000	50,550	1,172,000	1,180,000	89,700
480,000	486,000	28,500	780,000	788,000	51,000	1,180,000	1,188,000	90,500
486,000	492,000	28,950	788,000	796,000	51,600	1,188,000	1,196,000	91,300
492,000	498,000	29,400	796,000	804,000	52,200	1,196,000	1,204,000	92,100
498,000	504,000	29,850	804,000	812,000	52,900	1,204,000	1,212,000	92,900
504,000	510,000	30,300	812,000	820,000	53,700	1,212,000	1,220,000	93,700
510,000	516,000	30,750	820,000	828,000	54,500	1,220,000	1,228,000	94,500
516,000	522,000	31,200	828,000	836,000	55,300	1,228,000	1,236,000	95,300
522,000	528,000	31,650	836,000	844,000	56,100	1,236,000	1,244,000	96,100
528,000	534,000	32,100	844,000	852,000	56,900	1,244,000	1,252,000	96,900
534,000	540,000	32,550	852,000	860,000	57,700	1,252,000	1,260,000	97,700

別表第五　退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額	退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額	退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000円未満		0	50,000	51,000	2,500	140,000	142,000	7,000
1,000	2,000	50	51,000	52,000	2,550	142,000	144,000	7,100
2,000	3,000	100	52,000	53,000	2,600	144,000	146,000	7,200
3,000	4,000	150	53,000	54,000	2,650	146,000	148,000	7,300
4,000	5,000	200	54,000	55,000	2,700	148,000	150,000	7,400
5,000	6,000	250	55,000	56,000	2,750	150,000	152,000	7,500
6,000	7,000	300	56,000	57,000	2,800	152,000	154,000	7,600
7,000	8,000	350	57,000	58,000	2,850	154,000	156,000	7,700
8,000	9,000	400	58,000	59,000	2,900	156,000	158,000	7,800
9,000	10,000	450	59,000	60,000	2,950	158,000	160,000	7,900
10,000	11,000	500	60,000	62,000	3,000	160,000	162,000	8,000
11,000	12,000	550	62,000	64,000	3,100	162,000	164,000	8,100
12,000	13,000	600	64,000	66,000	3,200	164,000	166,000	8,200
13,000	14,000	650	66,000	68,000	3,300	166,000	168,000	8,300
14,000	15,000	700	68,000	70,000	3,400	168,000	170,000	8,400
15,000	16,000	750	70,000	72,000	3,500	170,000	172,000	8,500
16,000	17,000	800	72,000	74,000	3,600	172,000	174,000	8,600
17,000	18,000	850	74,000	76,000	3,700	174,000	176,000	8,700
18,000	19,000	900	76,000	78,000	3,800	176,000	178,000	8,800
19,000	20,000	950	78,000	80,000	3,900	178,000	180,000	8,900
20,000	21,000	1,000	80,000	82,000	4,000	180,000	184,000	9,000
21,000	22,000	1,050	82,000	84,000	4,100	184,000	188,000	9,200
22,000	23,000	1,100	84,000	86,000	4,200	188,000	192,000	9,400
23,000	24,000	1,150	86,000	88,000	4,300	192,000	196,000	9,600
24,000	25,000	1,200	88,000	90,000	4,400	196,000	200,000	9,800
25,000	26,000	1,250	90,000	92,000	4,500	200,000	204,000	10,000
26,000	27,000	1,300	92,000	94,000	4,600	204,000	208,000	10,200
27,000	28,000	1,350	94,000	96,000	4,700	208,000	212,000	10,400
28,000	29,000	1,400	96,000	98,000	4,800	212,000	216,000	10,600
29,000	30,000	1,450	98,000	100,000	4,900	216,000	220,000	10,800
30,000	31,000	1,500	100,000	102,000	5,000	220,000	224,000	11,000
31,000	32,000	1,550	102,000	104,000	5,100	224,000	228,000	11,200
32,000	33,000	1,600	104,000	106,000	5,200	228,000	232,000	11,400
33,000	34,000	1,650	106,000	108,000	5,300	232,000	236,000	11,600
34,000	35,000	1,700	108,000	110,000	5,400	236,000	240,000	11,800
35,000	36,000	1,750	110,000	112,000	5,500	240,000	244,000	12,000
36,000	37,000	1,800	112,000	114,000	5,600	244,000	248,000	12,200
37,000	38,000	1,850	114,000	116,000	5,700	248,000	252,000	12,400
38,000	39,000	1,900	116,000	118,000	5,800	252,000	256,000	12,600
39,000	40,000	1,950	118,000	120,000	5,900	256,000	260,000	12,800
40,000	41,000	2,000	120,000	122,000	6,000	260,000	264,000	13,000
41,000	42,000	2,050	122,000	124,000	6,100	264,000	268,000	13,200
42,000	43,000	2,100	124,000	126,000	6,200	268,000	272,000	13,400
43,000	44,000	2,150	126,000	128,000	6,300	272,000	276,000	13,600
44,000	45,000	2,200	128,000	130,000	6,400	276,000	280,000	13,800
45,000	46,000	2,250	130,000	132,000	6,500	280,000	284,000	14,000
46,000	47,000	2,300	132,000	134,000	6,600	284,000	288,000	14,200
47,000	48,000	2,350	134,000	136,000	6,700	288,000	292,000	14,400
48,000	49,000	2,400	136,000	138,000	6,800	292,000	296,000	14,600
49,000	50,000	2,450	138,000	140,000	6,900	296,000	300,000	14,800

別表第六　年末調整のための簡易税額表（第四十条の規定による所得税額表）

（一）

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
500円未満		0	25,000	25,500	2,500	70,000	71,000	7,000	150,000	152,000	15,000
500	1,000	50	25,500	26,000	2,550	71,000	72,000	7,100	152,000	154,000	15,300
1,000	1,500	100	26,000	26,500	2,600	72,000	73,000	7,200	154,000	156,000	15,600
1,500	2,000	150	26,500	27,000	2,650	73,000	74,000	7,300	156,000	158,000	15,900
2,000	2,500	200	27,000	27,500	2,700	74,000	75,000	7,400	158,000	160,000	16,200
2,500	3,000	250	27,500	28,000	2,750	75,000	76,000	7,500	160,000	162,000	16,500
3,000	3,500	300	28,000	28,500	2,800	76,000	77,000	7,600	162,000	164,000	16,800
3,500	4,000	350	28,500	29,000	2,850	77,000	78,000	7,700	164,000	166,000	17,100
4,000	4,500	400	29,000	29,500	2,900	78,000	79,000	7,800	166,000	168,000	17,400
4,500	5,000	450	29,500	30,000	2,950	79,000	80,000	7,900	168,000	170,000	17,700
5,000	5,500	500	30,000	31,000	3,000	80,000	81,000	8,000	170,000	172,000	18,000
5,500	6,000	550	31,000	32,000	3,100	81,000	82,000	8,100	172,000	174,000	18,300
6,000	6,500	600	32,000	33,000	3,200	82,000	83,000	8,200	174,000	176,000	18,600
6,500	7,000	650	33,000	34,000	3,300	83,000	84,000	8,300	176,000	178,000	18,900
7,000	7,500	700	34,000	35,000	3,400	84,000	85,000	8,400	178,000	180,000	19,200
7,500	8,000	750	35,000	36,000	3,500	85,000	86,000	8,500	180,000	182,000	19,500
8,000	8,500	800	36,000	37,000	3,600	86,000	87,000	8,600	182,000	184,000	19,800
8,500	9,000	850	37,000	38,000	3,700	87,000	88,000	8,700	184,000	186,000	20,100
9,000	9,500	900	38,000	39,000	3,800	88,000	89,000	8,800	186,000	188,000	20,400
9,500	10,000	950	39,000	40,000	3,900	89,000	90,000	8,900	188,000	190,000	20,700
10,000	10,500	1,000	40,000	41,000	4,000	90,000	92,000	9,000	190,000	192,000	21,000
10,500	11,000	1,050	41,000	42,000	4,100	92,000	94,000	9,200	192,000	194,000	21,300
11,000	11,500	1,100	42,000	43,000	4,200	94,000	96,000	9,400	194,000	196,000	21,600
11,500	12,000	1,150	43,000	44,000	4,300	96,000	98,000	9,600	196,000	198,000	21,900
12,000	12,500	1,200	44,000	45,000	4,400	98,000	100,000	9,800	198,000	200,000	22,200
12,500	13,000	1,250	45,000	46,000	4,500	100,000	102,000	10,000	200,000	202,000	22,500
13,000	13,500	1,300	46,000	47,000	4,600	102,000	104,000	10,200	202,000	204,000	22,800
13,500	14,000	1,350	47,000	48,000	4,700	104,000	106,000	10,400	204,000	206,000	23,100
14,000	14,500	1,400	48,000	49,000	4,800	106,000	108,000	10,600	206,000	208,000	23,400
14,500	15,000	1,450	49,000	50,000	4,900	108,000	110,000	10,800	208,000	210,000	23,700
15,000	15,500	1,500	50,000	51,000	5,000	110,000	112,000	11,000	210,000	213,000	24,000
15,500	16,000	1,550	51,000	52,000	5,100	112,000	114,000	11,200	213,000	216,000	24,450
16,000	16,500	1,600	52,000	53,000	5,200	114,000	116,000	11,400	216,000	219,000	24,900
16,500	17,000	1,650	53,000	54,000	5,300	116,000	118,000	11,600	219,000	222,000	25,350
17,000	17,500	1,700	54,000	55,000	5,400	118,000	120,000	11,800	222,000	225,000	25,800
17,500	18,000	1,750	55,000	56,000	5,500	120,000	122,000	12,000	225,000	228,000	26,250
18,000	18,500	1,800	56,000	57,000	5,600	122,000	124,000	12,200	228,000	231,000	26,700
18,500	19,000	1,850	57,000	58,000	5,700	124,000	126,000	12,400	231,000	234,000	27,150
19,000	19,500	1,900	58,000	59,000	5,800	126,000	128,000	12,600	234,000	237,000	27,600
19,500	20,000	1,950	59,000	60,000	5,900	128,000	130,000	12,800	237,000	240,000	28,050
20,000	20,500	2,000	60,000	61,000	6,000	130,000	132,000	13,000	240,000	243,000	28,500
20,500	21,000	2,050	61,000	62,000	6,100	132,000	134,000	13,200	243,000	246,000	28,950
21,000	21,500	2,100	62,000	63,000	6,200	134,000	136,000	13,400	246,000	249,000	29,400
21,500	22,000	2,150	63,000	64,000	6,300	136,000	138,000	13,600	249,000	252,000	29,850
22,000	22,500	2,200	64,000	65,000	6,400	138,000	140,000	13,800	252,000	255,000	30,300
22,500	23,000	2,250	65,000	66,000	6,500	140,000	142,000	14,000	255,000	258,000	30,750
23,000	23,500	2,300	66,000	67,000	6,600	142,000	144,000	14,200	258,000	261,000	31,200
23,500	24,000	2,350	67,000	68,000	6,700	144,000	146,000	14,400	261,000	264,000	31,650
24,000	24,500	2,400	68,000	69,000	6,800	146,000	148,000	14,600	264,000	267,000	32,100
24,500	25,000	2,450	69,000	70,000	6,900	148,000	150,000	14,800	267,000	270,000	32,550

（三）

退職所得控除後の特別金額 以上	退職所得控除後の特別金額 未満	税額	退職所得控除後の特別金額 以上	退職所得控除後の特別金額 未満	税額	退職所得控除後の特別金額 以上	退職所得控除後の特別金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,260,000	1,268,000	98,500	1,650,000	1,660,000	143,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別控除後の金額にて17.5%を乗じて算出した金額から187,500円を控除した金額
1,268,000	1,276,000	99,300	1,660,000	1,670,000	145,000			
1,276,000	1,284,000	100,100	1,670,000	1,680,000	146,250			
1,284,000	1,292,000	100,900	1,680,000	1,690,000	147,500			
1,292,000	1,300,000	101,700	1,690,000	1,700,000	148,750			
1,300,000	1,310,000	102,500	1,700,000	1,710,000	150,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別控除後の金額に20%を乗じて算出した金額から312,500円を控除した金額
1,310,000	1,320,000	103,500	1,710,000	1,720,000	151,250			
1,320,000	1,330,000	104,500	1,720,000	1,730,000	152,500			
1,330,000	1,340,000	105,500	1,730,000	1,740,000	153,750			
1,340,000	1,350,000	106,500	1,740,000	1,750,000	155,000			
1,350,000	1,360,000	107,500	1,750,000	1,760,000	156,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22.5%を乗じて算出した金額から512,500円を控除した金額
1,360,000	1,370,000	108,500	1,760,000	1,770,000	157,500			
1,370,000	1,380,000	109,500	1,770,000	1,780,000	158,750			
1,380,000	1,390,000	110,500	1,780,000	1,790,000	160,000			
1,390,000	1,400,000	111,500	1,790,000	1,800,000	161,250			
1,400,000	1,410,000	112,500	1,800,000	1,810,000	162,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別控除後の金額に25%を乗じて算出した金額から812,500円を控除した金額
1,410,000	1,420,000	113,750	1,810,000	1,820,000	163,750			
1,420,000	1,430,000	115,000	1,820,000	1,830,000	165,000			
1,430,000	1,440,000	116,250	1,830,000	1,840,000	166,250			
1,440,000	1,450,000	117,500	1,840,000	1,850,000	167,500			
1,450,000	1,460,000	118,750	1,850,000	1,860,000	168,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別控除後の金額にて27.5%を乗じて算出した金額から1,312,500円を控除した金額
1,460,000	1,470,000	120,000	1,860,000	1,870,000	170,000			
1,470,000	1,480,000	121,250	1,870,000	1,880,000	171,250			
1,480,000	1,490,000	122,500	1,880,000	1,890,000	172,500			
1,490,000	1,500,000	123,750	1,890,000	1,900,000	173,750			
1,500,000	1,510,000	125,000	1,900,000	1,910,000	175,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別控除後の金額に30%を乗じて算出した金額から2,312,500円を控除した金額
1,510,000	1,520,000	126,250	1,910,000	1,920,000	176,250			
1,520,000	1,530,000	127,500	1,920,000	1,930,000	177,500			
1,530,000	1,540,000	128,750	1,930,000	1,940,000	178,750			
1,540,000	1,550,000	130,000	1,940,000	1,950,000	180,000			
1,550,000	1,560,000	131,250	1,950,000	1,960,000	181,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別控除後の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,512,500円を控除した金額
1,560,000	1,570,000	132,500	1,960,000	1,970,000	182,500			
1,570,000	1,580,000	133,750	1,970,000	1,980,000	183,750			
1,580,000	1,590,000	135,000	1,980,000	1,990,000	185,000			
1,590,000	1,600,000	136,250	1,990,000	2,000,000	186,250			
1,600,000	1,610,000	137,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別控除後の金額に15%を乗じて算出した金額から112,500円を控除した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別控除後の金額に35%を乗じて算出した金額から6,312,500円を控除した金額
1,610,000	1,620,000	138,750						
1,620,000	1,630,000	140,000						
1,630,000	1,640,000	141,250						
1,640,000	1,650,000	142,500						

（注）　この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

(二)

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
270,000	273,000	33,000	430,000	434,000	58,500	630,000	635,000	98,500	880,000	885,000	157,500
273,000	276,000	33,450	434,000	438,000	59,300	635,000	640,000	99,500	885,000	890,000	158,750
276,000	279,000	33,900	438,000	442,000	60,100	640,000	645,000	100,500	890,000	895,000	160,000
279,000	282,000	34,350	442,000	446,000	60,900	645,000	650,000	101,500	895,000	900,000	161,250
282,000	285,000	34,800	446,000	450,000	61,700	650,000	655,000	102,500	900,000	905,000	162,500
285,000	288,000	35,250	450,000	454,000	62,500	655,000	660,000	103,500	905,000	910,000	163,750
288,000	291,000	35,700	454,000	458,000	63,300	660,000	665,000	104,500	910,000	915,000	165,000
291,000	294,000	36,150	458,000	462,000	64,100	665,000	670,000	105,500	915,000	920,000	166,250
294,000	297,000	36,600	462,000	466,000	64,900	670,000	675,000	106,500	920,000	925,000	167,500
297,000	300,000	37,050	466,000	470,000	65,700	675,000	680,000	107,500	925,000	930,000	168,750
300,000	303,000	37,500	470,000	474,000	66,500	680,000	685,000	108,500	930,000	935,000	170,000
303,000	306,000	37,950	474,000	478,000	67,300	685,000	690,000	109,500	935,000	940,000	171,250
306,000	309,000	38,400	478,000	482,000	68,100	690,000	695,000	110,500	940,000	945,000	172,500
309,000	312,000	38,850	482,000	486,000	68,900	695,000	700,000	111,500	945,000	950,000	173,750
312,000	315,000	39,300	486,000	490,000	69,700	700,000	705,000	112,500	950,000	955,000	175,000
315,000	318,000	39,750	490,000	494,000	70,500	705,000	710,000	113,750	955,000	960,000	176,250
318,000	321,000	40,200	494,000	498,000	71,300	710,000	715,000	115,000	960,000	965,000	177,500
321,000	324,000	40,650	498,000	502,000	72,100	715,000	720,000	116,250	965,000	970,000	178,750
324,000	327,000	41,100	502,000	506,000	72,900	720,000	725,000	117,500	970,000	975,000	180,000
327,000	330,000	41,550	506,000	510,000	73,700	725,000	730,000	118,750	975,000	980,000	181,250
330,000	333,000	42,000	510,000	514,000	74,500	730,000	735,000	120,000	980,000	985,000	182,500
333,000	336,000	42,450	514,000	518,000	75,300	735,000	740,000	121,250	985,000	990,000	183,750
336,000	339,000	42,900	518,000	522,000	76,100	740,000	745,000	122,500	990,000	995,000	185,000
339,000	342,000	43,350	522,000	526,000	76,900	745,000	750,000	123,750	995,000	1,000,000	186,250
342,000	345,000	43,800	526,000	530,000	77,700	750,000	755,000	125,000			
345,000	348,000	44,250	530,000	534,000	78,500	755,000	760,000	126,250	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から112,500円を控除した金額
348,000	351,000	44,700	534,000	538,000	79,300	760,000	765,000	127,500			
351,000	354,000	45,150	538,000	542,000	80,100	765,000	770,000	128,750			
354,000	357,000	45,600	542,000	546,000	80,900	770,000	775,000	130,000			
357,000	360,000	46,050	546,000	550,000	81,700	775,000	780,000	131,250			
360,000	363,000	46,500	550,000	554,000	82,500	780,000	785,000	132,500	1,500,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から187,500円を控除した金額
363,000	366,000	46,950	554,000	558,000	83,300	785,000	790,000	133,750			
366,000	369,000	47,400	558,000	562,000	84,100	790,000	795,000	135,000			
369,000	372,000	47,850	562,000	566,000	84,900	795,000	800,000	136,250			
372,000	375,000	48,300	566,000	570,000	85,700	800,000	805,000	137,500			
375,000	378,000	48,750	570,000	574,000	86,500	805,000	810,000	138,750	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から312,500円を控除した金額
378,000	381,000	49,200	574,000	578,000	87,300	810,000	815,000	140,000			
381,000	384,000	49,650	578,000	582,000	88,100	815,000	820,000	141,250			
384,000	387,000	50,100	582,000	586,000	88,900	820,000	825,000	142,500			
387,000	390,000	50,550	586,000	590,000	89,700	825,000	830,000	143,750			
390,000	394,000	51,000	590,000	594,000	90,500	830,000	835,000	145,000	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から512,500円を控除した金額
394,000	398,000	51,600	594,000	598,000	91,300	835,000	840,000	146,250			
398,000	402,000	52,200	598,000	602,000	92,100	840,000	845,000	147,500			
402,000	406,000	52,900	602,000	606,000	92,900	845,000	850,000	148,750			
406,000	410,000	53,700	606,000	610,000	93,700	850,000	855,000	150,000			
410,000	414,000	54,500	610,000	614,000	94,500	855,000	860,000	151,250	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から312,500円を控除した金額
414,000	418,000	55,300	614,000	618,000	95,300	860,000	865,000	152,500			
418,000	422,000	56,100	618,000	622,000	96,100	865,000	870,000	153,750			
422,000	426,000	56,900	622,000	626,000	96,900	870,000	875,000	155,000			
426,000	430,000	57,700	626,000	630,000	97,700	875,000	880,000	156,250			

(三)

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円		円	円		円	円		円	円	
10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,312,500円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,312,500円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,812,500円を控除した金額	50,000,000円以上		課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,312,500円を控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに5,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。

(1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が15,000円をこえるときは、15,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

(1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 申告された扶養親族があるときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、

(ロ) 申告された扶養親族がないときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(2) 申告された控除対象配偶者がない場合において、

(イ) 申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(b) 第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(ロ) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

(四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
266,000	267,000	204,800	337,000	338,500	261,600	409,000	410,500	319,200
267,000	268,000	205,600	338,500	340,000	262,800	410,500	412,000	320,450
268,000	269,500	206,400	340,000	341,500	264,000	412,000	413,500	321,800
269,500	271,000	207,600	341,500	343,000	265,200	413,500	415,000	323,150
271,000	272,500	208,800	343,000	344,500	266,400	415,000	416,500	324,500
272,500	274,000	210,000	344,500	346,000	267,600	416,500	418,000	325,850
274,000	275,500	211,200	346,000	347,500	268,800	418,000	419,500	327,200
275,500	277,000	212,400	347,500	349,000	270,000	419,500	421,000	328,550
277,000	278,500	213,600	349,000	350,500	271,200	421,000	422,500	329,900
278,500	280,000	214,800	350,500	352,000	272,400	422,500	424,000	331,250
280,000	281,500	216,000	352,000	353,500	273,600	424,000	425,500	332,600
281,500	283,000	217,200	353,500	355,000	274,800	425,500	427,000	333,950
283,000	284,500	218,400	355,000	356,500	276,000	427,000	428,500	335,300
284,500	286,000	219,600	356,500	358,000	277,200	428,500	430,000	336,650
286,000	287,500	220,800	358,000	359,500	278,400	430,000	431,500	338,000
287,500	289,000	222,000	359,500	361,000	279,600	431,500	433,000	339,350
289,000	290,500	223,200	361,000	362,500	280,800	433,000	434,500	340,700
290,500	292,000	224,400	362,500	364,000	282,000	434,500	436,000	342,050
292,000	293,500	225,600	364,000	365,500	283,200	436,000	437,500	343,400
293,500	295,000	226,800	365,500	367,000	284,400	437,500	439,000	344,750
295,000	296,500	228,000	367,000	368,500	285,600	439,000	440,500	346,100
296,500	298,000	229,200	368,500	370,000	286,800	440,500	442,000	347,450
298,000	299,500	230,400	370,000	371,500	288,000	442,000	443,500	348,800
299,500	301,000	231,600	371,500	373,000	289,200	443,500	445,000	350,150
301,000	302,500	232,800	373,000	374,500	290,400	445,000	446,500	351,500
302,500	304,000	234,000	374,500	376,000	291,600	446,500	448,000	352,850
304,000	305,500	235,200	376,000	377,500	292,800	448,000	449,500	354,200
305,500	307,000	236,400	377,500	379,000	294,000	449,500	451,000	355,550
307,000	308,500	237,600	379,000	380,500	295,200	451,000	452,500	356,900
308,500	310,000	238,800	380,500	382,000	296,400	452,500	454,000	358,250
310,000	311,500	240,000	382,000	383,500	297,600	454,000	455,500	359,600
311,500	313,000	241,200	383,500	385,000	298,800	455,500	457,000	360,950
313,000	314,500	242,400	385,000	386,500	300,000	457,000	458,500	362,300
314,500	316,000	243,600	386,500	388,000	301,200	458,500	460,000	363,650
316,000	317,500	244,800	388,000	389,500	302,400	460,000	461,500	365,000
317,500	319,000	246,000	389,500	391,000	303,600	461,500	463,000	366,350
319,000	320,500	247,200	391,000	392,500	304,800	463,000	464,500	367,700
320,500	322,000	248,400	392,500	394,000	306,000	464,500	466,000	369,050
322,000	323,500	249,600	394,000	395,500	307,200	466,000	467,500	370,400
323,500	325,000	250,800	395,500	397,000	308,400	467,500	469,000	371,750
325,000	326,500	252,000	397,000	398,500	309,600	469,000	470,500	373,100
326,500	328,000	253,200	398,500	400,000	310,800	470,500	472,000	374,450
328,000	329,500	254,400	400,000	401,500	312,000	472,000	473,500	375,800
329,500	331,000	255,600	401,500	403,000	313,200	473,500	475,000	377,150
331,000	332,500	256,800	403,000	404,500	314,400	475,000	476,500	378,500
332,500	334,000	258,000	404,500	406,000	315,600	476,500	478,000	379,850
334,000	335,500	259,200	406,000	407,500	316,800	478,000	479,500	381,200
335,500	337,000	260,400	407,500	409,000	318,000	479,500	481,000	382,550

別表第六の附表

（一）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
123,130	円未満	90,500	円未満					
123,130	124,000	90,500	170,000	171,000	128,000	218,000	219,000	166,400
124,000	125,000	91,200	171,000	172,000	128,800	219,000	220,000	167,200
125,000	126,000	92,000	172,000	173,000	129,600	220,000	221,000	168,000
			173,000	174,000	130,400	221,000	222,000	168,800
126,000	127,000	92,800	174,000	175,000	131,200	222,000	223,000	169,600
127,000	128,000	93,600	175,000	176,000	132,000	223,000	224,000	170,400
128,000	129,000	94,400	176,000	177,000	132,800	224,000	225,000	171,200
129,000	130,000	95,200	177,000	178,000	133,600	225,000	226,000	172,000
130,000	131,000	96,000	178,000	179,000	134,400	226,000	227,000	172,800
131,000	132,000	96,800	179,000	180,000	135,200	227,000	228,000	173,600
132,000	133,000	97,600	180,000	181,000	136,000	228,000	229,000	174,400
133,000	134,000	98,400	181,000	182,000	136,800	229,000	230,000	175,200
134,000	135,000	99,200	182,000	183,000	137,600	230,000	231,000	176,000
135,000	136,000	100,000	183,000	184,000	138,400	231,000	232,000	176,800
136,000	137,000	100,800	184,000	185,000	139,200	232,000	233,000	177,600
137,000	138,000	101,600	185,000	186,000	140,000	233,000	234,000	178,400
138,000	139,000	102,400	186,000	187,000	140,800	234,000	235,000	179,200
139,000	140,000	103,200	187,000	188,000	141,600	235,000	236,000	180,000
140,000	141,000	104,000	188,000	189,000	142,400	236,000	237,000	180,800
141,000	142,000	104,800	189,000	190,000	143,200	237,000	238,000	181,600
142,000	143,000	105,600	190,000	191,000	144,000	238,000	239,000	182,400
143,000	144,000	106,400	191,000	192,000	144,800	239,000	240,000	183,200
144,000	145,000	107,200	192,000	193,000	145,600	240,000	241,000	184,000
145,000	146,000	108,000	193,000	194,000	146,400	241,000	242,000	184,800
146,000	147,000	108,800	194,000	195,000	147,200	242,000	243,000	185,600
147,000	148,000	109,600	195,000	196,000	148,000	243,000	244,000	186,400
148,000	149,000	110,400	196,000	197,000	148,800	244,000	245,000	187,200
149,000	150,000	111,200	197,000	198,000	149,600	245,000	246,000	188,000
150,000	151,000	112,000	198,000	199,000	150,400	246,000	247,000	188,800
151,000	152,000	112,800	199,000	200,000	151,200	247,000	248,000	189,600
152,000	153,000	113,600	200,000	201,000	152,000	248,000	249,000	190,400
153,000	154,000	114,400	201,000	202,000	152,800	249,000	250,000	191,200
154,000	155,000	115,200	202,000	203,000	153,600	250,000	251,000	192,000
155,000	156,000	116,000	203,000	204,000	154,400	251,000	252,000	192,800
156,000	157,000	116,800	204,000	205,000	155,200	252,000	253,000	193,600
157,000	158,000	117,600	205,000	206,000	156,000	253,000	254,000	194,400
158,000	159,000	118,400	206,000	207,000	156,800	254,000	255,000	195,200
159,000	160,000	119,200	207,000	208,000	157,600	255,000	256,000	196,000
160,000	161,000	120,000	208,000	209,000	158,400	256,000	257,000	196,800
161,000	162,000	120,800	209,000	210,000	159,200	257,000	258,000	197,600
162,000	163,000	121,600	210,000	211,000	160,000	258,000	259,000	198,400
163,000	164,000	122,400	211,000	212,000	160,800	259,000	260,000	199,200
164,000	165,000	123,200	212,000	213,000	161,600	260,000	261,000	200,000
165,000	166,000	124,000	213,000	214,000	162,400	261,000	262,000	200,800
166,000	167,000	124,800	214,000	215,000	163,200	262,000	263,000	201,600
167,000	168,000	125,600	215,000	216,000	164,000	263,000	264,000	202,400
168,000	169,000	126,400	216,000	217,000	164,800	264,000	265,000	203,200
169,000	170,000	127,200	217,000	218,000	165,600	265,000	266,000	204,000

(三)

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
481,000	482,500	383,900	556,000	558,000	451,400	636,000	638,000	523,400
482,500	484,000	385,250	558,000	560,000	453,200	638,000	640,000	525,200
484,000	485,500	386,600	560,000	562,000	455,000	640,000	642,000	527,000
485,500	487,000	387,950	562,000	564,000	456,800	642,000	644,000	528,800
487,000	488,500	389,300	564,000	566,000	458,600	644,000	646,000	530,600
488,500	490,000	390,650	566,000	568,000	460,400	646,000	648,000	532,400
490,000	491,500	392,000	568,000	570,000	462,200	648,000	650,000	534,200
491,500	493,000	393,350	570,000	572,000	464,000	650,000	652,000	536,000
493,000	494,500	394,700	572,000	574,000	465,800	652,000	654,000	537,800
494,500	496,000	396,050	574,000	576,000	467,600	654,000	656,000	539,600
496,000	498,000	397,400	576,000	578,000	469,400	656,000	658,000	541,400
498,000	500,000	399,200	578,000	580,000	471,200	658,000	660,000	543,200
500,000	502,000	401,000	580,000	582,000	473,000	660,000	662,000	545,000
502,000	504,000	402,800	582,000	584,000	474,800	662,000	664,000	546,800
504,000	506,000	404,600	584,000	586,000	476,600	664,000	666,000	548,600
506,000	508,000	406,400	586,000	588,000	478,400	666,000	668,000	550,400
508,000	510,000	408,200	588,000	590,000	480,200	668,000	670,000	552,200
510,000	512,000	410,000	590,000	592,000	482,000	670,000	672,000	554,000
512,000	514,000	411,800	592,000	594,000	483,800	672,000	674,000	555,800
514,000	516,000	413,600	594,000	596,000	485,600	674,000	676,000	557,600
516,000	518,000	415,400	596,000	598,000	487,400	676,000	678,000	559,400
518,000	520,000	417,200	598,000	600,000	489,200	678,000	680,000	561,200
520,000	522,000	419,000	600,000	602,000	491,000	680,000	682,000	563,000
522,000	524,000	420,800	602,000	604,000	492,800	682,000	684,000	564,800
524,000	526,000	422,600	604,000	606,000	494,600	684,000	686,000	566,600
526,000	528,000	424,400	606,000	608,000	496,400	686,000	688,000	568,400
528,000	530,000	426,200	608,000	610,000	498,200	688,000	690,000	570,200
530,000	532,000	428,000	610,000	612,000	500,000	690,000	692,000	572,000
532,000	534,000	429,800	612,000	614,000	501,800	692,000	694,000	573,800
534,000	536,000	431,600	614,000	616,000	503,600	694,000	696,000	575,600
536,000	538,000	433,400	616,000	618,000	505,400	696,000	698,000	577,400
538,000	540,000	435,200	618,000	620,000	507,200	698,000	700,000	579,200
540,000	542,000	437,000	620,000	622,000	509,000	700,000	702,000	581,000
542,000	544,000	438,800	622,000	624,000	510,800	702,000	704,000	582,800
544,000	546,000	440,600	624,000	626,000	512,600	704,000	706,000	584,600
546,000	548,000	442,400	626,000	628,000	514,400	706,000	708,000	586,400
548,000	550,000	444,200	628,000	630,000	516,200	708,000	710,000	588,200
550,000	552,000	446,000	630,000	632,000	518,000	710,000円以上		給与の金額から120,000円を控除した金額
552,000	554,000	447,800	632,000	634,000	519,800			
554,000	556,000	449,600	634,000	636,000	521,600			

（備考） 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用し、昭和三十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3　新法第十八条第三項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に同項の規定に該当する事実が生じた場合について適用する。

4　新法第十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行前に信託会社が信託財産に属する公債又は社債についてした租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条第一項第一号の登録は、新法第十八条第三項の登載とみなす。

5　昭和三十六年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が三千円に満たないときは、予定納税基準額がないものとする。

一　納税義務者の昭和三十五年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（同年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。）から

所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三　前号に規定する給与所得以外の昭和三十五年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四　昭和三十五年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額（旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。）

6　新法第十一条の二第二項又は第三項の規定に該当する納税義務者の前項に定める昭和三十六年分の予定納税基準額は、次項及び第八項に定めるところに従い、昭和三十五年分の総所得金額その他同年分の所得税額の計算の基礎となつた事項を調整したものをもとして計算した金額によることができるものとする。

7　前項の規定の適用を受けようとする納税義務者

昭和三十六年四月一日以後に支給すべき退職所得については、同日前に支給すべき退職所得の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

14　新法第三十九条の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支給すべき退職所得について適用し、同日前に昭和三十六年分の給与所得等について新法第三十九条の二の規定の適用を受けた者については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

15　新法第三十九条の二の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支給すべき退職所得について適用し、同日前に支給された退職所得については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

16　新法第四十二条の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支払をうべき料金について適用し、同日前に支払を受けるべき報酬又は料金については、なお従前の例による。

（新法第三十八条の二の規定の適用に関する経過措置）

17　新法第六十一条第一項第七号の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支払うべき同号に規定する対価について適用する。

（新法第三十八条の規定の適用に関する経過措置）

18　新法第六十二条の規定は、昭和三十六年四月一日以後に支払うべき給与について源泉徴収票又は退職所得の源泉徴収票について適用し、同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（新法第三十八条の二の規定の適用に関する経過措置）

19　この法律の施行前に昭和三十六年分の所得税について申告書を提出した者又は源泉徴収義務者が、この法律の施行の際現に国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定の通知を受けていない場合において、新法第三十八条の二の規定の適用を受けようとするときは、当該申告書又は当該決定に係る国税通則法第二十五条の決定の通知書に、新法第三十八条の二の規定の適用を受ける旨を記載することができる。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

20　前項の規定の適用がある場合において、新法第二十七条第四項又は第五項の規定の適用及び同条第六項及び第七項の規定による源泉徴収票の提出については、なお従前の例による。

（新法第三十二条の規定の適用に関する経過措置）

21　昭和三十六年中に支給すべき退職手当等で、昭和三十六年一月一日から三月三十一日までの間に支給されるものについては、新法第三十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（新法第三十八条の規定の適用に関する経過措置）

22　前項に規定する退職手当等を受ける者が、昭和三十六年分の所得税について新法第三十八条の二の規定の適用を受けようとするときは、当該退職手当等の支給を受ける日までに、新法第三十八条の二第一項の規定による申告書を提出しなければならない。

（新法第三十三条の規定の適用に関する経過措置）

23　昭和三十六年一月一日から三月三十一日までの間に臨時特例法第八条の規定の適用を受ける場合においては、同条第二項の金額四十万円に相当する金額を控除した金額の所得税額から当該書類提出の際すでに徴収されているものとする。

（新法第三十三条の規定の適用に関する経過措置）

24　前項に規定する退職手当等を給与所得とする同項の規定による源泉徴収票については、新法第三十三条の規定の適用があるものとみなして、新法第三十八条の二の規定を適用する。

（新法第三十八条の二の規定の適用に関する経過措置）

25　昭和三十六年分の所得税に係る源泉徴収票（退職所得に係るものを除く。）に関する新法第三十八条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十八条の規定の適用に関する経過措置）

26　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

27　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

28　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

29　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

30　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

31　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

32　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

33　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

34　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

35　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

36　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

37　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

38　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

39　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

40　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

41　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

42　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

43　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

44　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

45　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

46　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

47　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

48　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

49　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

50　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

51　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

52　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

53　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

54　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

55　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

56　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

57　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

58　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

59　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

60　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

61　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

62　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

63　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

64　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

65　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

66　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

67　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

68　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

69　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

70　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

71　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

72　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

73　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

74　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

75　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

76　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

77　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

78　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

79　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

80　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

81　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

82　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

83　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

84　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

85　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

86　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

87　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

88　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

89　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

90　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

91　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

92　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

93　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

94　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

95　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

96　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

97　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

98　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

99　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

100　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

101　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

102　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

103　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

104　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

105　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

106　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

107　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

108　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

109　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

110　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

111　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

112　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

113　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

114　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

115　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

116　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

117　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

118　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

119　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

120　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

121　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

122　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

123　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

124　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

125　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

126　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

127　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

128　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

129　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

130　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

131　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

132　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

133　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

134　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

135　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

136　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

137　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

138　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

139　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

140　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

141　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

142　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

143　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

144　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

145　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

146　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

147　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

148　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

149　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

150　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

151　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

152　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

153　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

154　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

155　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

156　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

157　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

158　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

159　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

160　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

161　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

162　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

163　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

164　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

165　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

166　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

167　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

168　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

169　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

170　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

171　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

172　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

173　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

174　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

175　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

176　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

177　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

178　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

179　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

180　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

181　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

182　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

183　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

184　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

185　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

186　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

187　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

188　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

189　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

190　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

191　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

192　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

193　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

194　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

195　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

196　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

197　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

198　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

199　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

200　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

201　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

202　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

203　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

204　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の規定の適用に関する経過措置）

205　昭和三十六年分の所得税に係る退職所得の源泉徴収票に関する新法第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新法第三十九条の二の規定の適用に関する経過措置）

206　

関する規定の適用については、当該請求に係る給与所得について臨時特例法第八条第二号の規定により計算した金額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

25　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「所得税法第三十八条第一項若しくは第四項」を「所得税法第三十八条第一項若しくは第五項」に改める。

26　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第三号中「所得税法第八条第六項」を「所得税法第八条第八項」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭三六・三・三一）

◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「酒販組合中央会」の下に「、非出資組合である商工組合及び同連合会」を加える。

第六条の見出し中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、同条第一項中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、「所得に対する法人税」の下に「（第十七条の二の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定により加算する金額に係る法人税を除く。）」を加え、同条第二項及び第三項中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第九条第七項中「商工組合、商工組合連合会」を「出資組合である商工組合及び商工組合連合会」に、「及び商工組合中央金庫」を「並びに商工組合中央金庫」に改める。

第九条の六第一項中「証券投資信託（公社債投資信託を除く。以下本項において同じ。）の収益の分配を」を「証券投資信託（公社債投資信託を除く。以下本項において同じ。）の収益の分配を」に改める。

第十七条第三項第一号中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第十七条の二第一項を次のように改める。

同族会社（同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうちに選定しないで同族会社となる会社に限る。）が各事業年度（清算中の事業年度を除く。）の所得（第六条の規定により法人税を免除する所得及び第九条の六又は第九条の九の規定により益金に算入しない金額を含む。以下本条において所得等という。）の全部又は一部を留保した場合において、当該留保金額が当該事業年度の所得等の金額に百分の十を乗じて計算した金額に相当する金額又は年五十万円のいずれか多い金額（当該金額が当該事業年度終了の日における当該同族会社の資本又は出資の金額の四分の一に相当する金額から同日における積立金額（当該事業年度の所得等に係る部分の金額を除く。）を控除した金額に満たないときは、その控除後の金額）をこえるときは、当該事業年度の所得に対する法人税額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算

した法人税額に、そのこえる金額をそれぞれ左の各級に区分して逓次に各割合を適用して計算した金額の合計額を加算した金額とする。

年三千万円以下の金額　百分の十

年三千万円をこえる金額　百分の十五

年一億円をこえる金額　百分の二十

第十七条の二第二項中「所得（第六条の規定により法人税を免除する所得を除き、第九条の六の規定により益金に算入しない金額を含む。）」を「所得等」に、「当該所得に対して」を「当該事業年度の所得に対して」に、「当該所得に係る」を「当該所得等に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。この場合において、同条第二項中「年二百万円」とあるのは「年五十万円、年三千万円又は年一億円」と、「二百万円に」とあるのは「それぞれこれらの金額に」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会については、これらの法人の昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新法第六条及び第十七条の二の規定は、法人（同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭三六・三・三一）

◎物品税法等の一部を改正する法律

（物品税法の一部改正）

第一条　物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二種第一号中「四千立方糎」を「三千立方糎」に改め、同種第三十七号中「輪距二百五十四糎以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百五十四糎以下」を「輪距二百七十糎以下ニシテ幅百七十糎以下ノモノ其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百七十糎以下幅百七十糎以下」に、「千五百立方糎」を「二千立方糎」に改める。

（物品税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　物品税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第七項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行す

る。ただし、改正後の物品税法（以下「新法」という。）第一条第一項の規定中次の各号に掲げる物品に係る部分は、同年六月一日から適用する。

一　第二種第一号に掲げる物品のうち、改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第一条第一項第二種第九号に掲げる物品に該当するもの

二　第二種第九号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第三十七号に掲げる物品に該当するもの

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税及び前項各号に掲げる物品で昭和三十六年四月一日から同年五月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに対する物品税については、なお従前の例による。

3　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて昭和三十六年六月一日前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた旧法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が三百五センチメートルをこえ四千立方センチメートル以下のものについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の五十とする。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十一条第一項	同法第十一条第三項
物品税法第十三条第一項	同法第十二条第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第五条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第二項又は第十一条第三項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

4　前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた旧法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が二百七十センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で、気筒容積が二千立方センチメートル以下のもの（電気を動力源とするもの及び四輪駆動式のものにあつては、輪距が二百七十センチメートル以下で、幅が百七十センチメートル以下のもの）について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合においては追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の三十とする。

5　昭和三十六年六月一日に製造場及び保税地域以外の場所で次の各号に掲げる自動車を所持する自動車の製造者又は販売業者がある場合には、当該自動車については、その者が製造者としてこれを同日に製造場から移出したものとみなして、それぞれ当該各号に掲げる税率により算出した金額の物品税を課する。

一　新法第一条第一項第二種第一号に掲げる自動車のうち、輪距が三百五センチメートル以下で、気筒容積が三千立方センチメートル以下のもの　その価格の百分の十

二　新法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が二百五十四センチメートル以下、気筒容積が千五百立方センチメートル以下のもの及び輪距が二百五十四センチメートルをこえるもの（電気を動力源とするもの及び四輪駆動式のものにあつては、輪距が二百五十四センチメートルをこえるもの）　その価格の百分の十五

6　前項の場合においては、税務署長は、その所轄区域内に所在する蔵置場所にある自動車に係る同項の規定による物品税額が、同一人につき、十万円以下のときは、昭和三十六年六月三十日限り、十万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額十万円をこえるとき
　昭和三十六年六月及び七月

税額二十万円をこえるとき
　同年六月から八月まで

税額四十万円をこえるとき
　同年六月から九月まで

税額六十万円をこえるとき
　同年六月から十月まで

7　附則第五項に規定する者は、その所持する同項各号に掲げる自動車の蔵置場所並びに蔵置場所ごとにその規格並びに規格別の数量及び価格を記載した申告書を、昭和三十六年六月二十日までに、その蔵置場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8　附則第五項の規定は、同項各号に掲げる自動車が新法第一条第一項の規定に基づく命令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

9　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭三六・三・三一）

◎揮発油税法の一部を改正する法律

揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「一万九千二百円」を「二万二千百円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税の免除を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき揮発油税の税率は、改正後の揮発油税法第九条に規定する税率とする。

免除の規定	追徴の規定
揮発油税法第十四条第一項	同法第十四条第六項又は第二十八条第二項
揮発油税法第十五条第一項	同法第十五条第四項又は第二十八条第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十二年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条第一項	同法第九十条第二項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条第二項又は第十一条第三項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第二条第一項

4　この法律の施行の際揮発油の製造場及び保税地域以外の場所で揮発油（揮発油税法第十六条に規定する揮発油に該当する揮発油を除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が当該販売業者であるときはこれを揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日に当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき二千九百円の揮発油税を課する。

5　前項の場合においては、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある揮発油に係る同項の規定による揮発油税額が、同一人につき、五万八千円以下のときは、昭和三十六年四月三十日限り、五万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額五万八千円をこえるとき　昭和三十六年四月及び五月

税額十一万六千円をこえるとき　同年四月から六月まで

税額二十三万二千円をこえるとき　同年四月から七月まで

税額二十九万円をこえるとき　同年四月から八月まで

6　附則第四項に規定する者は、その所持する同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭三六・三・三一）

◎地方道路税法の一部を改正する法律

地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三千五百円」を「四千円」に改める。

第七条第二項及び第九条第二項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に、「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

第十条第一項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に改め、同条第二項中「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

第十一条第一項、第十二条第四項及び第十三条第一項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に、「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3　揮発油税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十八号）附則第三項の規定の適用を受ける揮発油に係る地方道路税の税率は、改正後の地方道路税法第四条に規定する税率とする。

4　揮発油税法の一部を改正する法律附則第四項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮発油に係る揮発油税額の二十九分の五に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第五項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。

5　前項の規定による地方道路税については、改正後の地方道路税法第七条第二項及び第十条から第十三条まで中「二百六十一分の四十」とあるのは「三十四分の五」と、「二百六十一分の二百二十一」とあるのは「三十四分の二十九」として、これらの規定を適用する。

6　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第四十号（昭三六・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　利子所得及び配当所得（第三条―第九条）」を「第一節　利子所得（第三条―第八条）　第一節の二　配当所得　第一款　配当等に充てた所得に係る法　第二款　源泉徴収税率の特例（第九条）」に、「第三節　給与所得（第二十九条）」を「第三節　削除」に、「第三款　居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の課税の特例（第三十五条―第三十九条）」を「第三款　居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十五条―第三十九条）」に、「第五節　貯蓄控除（第四十一条の二―第四十一条の六）」を「第五節　第六節　貯蓄控除（第四十一条の二―第四十一条の六）　その他の特例（第四十一条の七）」に、「第一節　減価償却の特例（第四十二条―第五十二条）」を「第一節　配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等　第一節の二　減価償却の特例（第四十三条―第五十二条）」に改める。

第一条中「課税標準」の下に「若しくは税額」を加える。

第二条第一項第二号中「証券投資信託」を「公社債投資信託」に改め、同条第二項中第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一　内国法人　法人税法第一条第一項第一号に掲げる法人をいう。

二　人格のない社団等　法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等をいう。

「第一節　利子所得及び配当所得」を「第一節　利子所得」に改める。

第三条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に、「利子の」を「公債、社債（特別の法令により設立された法人の発行する債券を含む。以下同じ。）若しくは預金の利子、合同運用信託の利益又は公社債投資信託の収益の」に、「次項」を「第三項まで」に改め、同条第二項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前二項の規定に該当する者」を「前二項に規定する者」に、「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第八条の次に次の節名及び一款を加える。

第一節の二　配当所得

第一款　配当等に充てた所得に係る法人税の軽減措置に伴う配当控除の特例

（配当等に充てた所得に係る法人税の軽減措置に伴う配当控除の特例）

第八条の二　個人の昭和三十七年分以後の各年分の総所得金額のうちに所得税法第十五条の六に規定する法人から受ける配当所得（利息の配当を除く。）がある場合における同条の規定の適用については、同条中「百分の二十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の十」とあるのは「百分の七・五」と、「百分の五」とあるのは「百分の三・七五」とする。

第九条の前に次の款名を加える。

第二款　源泉徴収税率の特例

第九条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改め、「第十七条、」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十一条の見出し中「初年度二分の一償却」を「特別償却」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、当該各号に掲げる機械その他の設備及び船舶（以下この条において「合理化機械等」という。）につき政令で定める期間内に、合理化機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該個人の当該各号に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合理化機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額の三分の一（船舶については、十分の一）に相当する金額との合計額（以下この条において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該合理化機械等の減価償却費として同項の規

定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

一　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営む個人　当該事業の近代化のため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備

二　政令で定める中小企業者に該当する個人　当該中小企業者の営む事業の経営の合理化に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備

三　政令で定める港上運送業を営む個人　当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶

第十二条第二項中「取得価額の二分の一に相当する金額」を「合計償却限度額」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3　前二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの書類に合理化機械等の減価償却費の額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第十二条を次のように改める。

（試験研究用機械設備等の特別償却）

第十二条　青色申告書を提出する個人でその営む事業に関連のある企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行なうものが、当該試験研究についての同法第四条第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取得し、又は製作して、それを当該試験研究の用に供したときは、その承認を受けた試験研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額の三分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　青色申告書を提出する個人でその営む事業に関連のある新たな製品又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項において「開発研究」という。）を行なうものが、昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備で政令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける機械設備等を除く。以下この項において「開発研究機械等」という。）でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該開発研究機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額の十分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　前条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、第二項の場合にあつては「第十二条第二項本文の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と、第二項の場合にあつては「第十二条第二項本文の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二条の二第一項中「当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額」を「当該機械設備等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額の三分の一に相当する金額との合計額」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の二第二項本文の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二条の二第三項を削り、同条第四項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に、「第二項又は第三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「第十条第一項」を「第十一条第三項」に改める。

第十五条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「二分の一」を「その合計償却限度額」に、「百分の九十」を「その取得価額の百分の九十に相当する金額」に改め、同条第八項中「第十条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第十六条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十条第一項又は」を削り、同条第三項中「第十条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「その合計償却限度額」とあるのは、「その取得価額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

第十七条第五項中「第十条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第十九条第一項第一号中「百分の九十二」を「百分の九十四（国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの（以下この条において「価格変動の著しい物品」という。）については、「百分の九十二」に改め、同項第二号中「百分の九十二」を「百分の九十四（価格変動の著しい物品については、「百分の九十二」に改め、同条第三項中「当該たな卸資産を」の下に「価格変動の著しい物品に該当するたな卸資産とその他のたな卸資産とに区分して計算するものとする。この場合において、価格変動の著しい物品に該当するたな卸資産以外のたな卸資産については、」を加える。

第二十一条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第二十二条の二を削り、第二十一条の三第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十二条中「又は第二十一条の二第一項」を削り、「第二十一条第一項第三号」を「同項第三号」に改める。

第二十三条の見出し中「及び割増控除」を削り、同条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に、「第二十一条の三第三項」を「第二十一条の二第三項」に、「輸出取引又は」を「第二十一条第一項各号に掲げる取引又は」に、「第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項」を「又は第二十一条の二第一項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第五項とする。

この場合においては、第二十一条第五項の規定を準用する。

十三条の規定の適用を受ける場合を除き、当該譲渡（大島譲渡、伊豆諸島、小笠原諸島又は北緯二十九度以南の島しょ（沖縄県を含む。）に在る所有権以外の権利の移転又は当該権利の設定で政令で定めるものについては、当該譲渡をした者の当該譲渡の日の属する年分の所得税について、第三章第三節から第五節まで（税率）の規定を適用して計算した所得税の額（以下「譲渡所得税額」という。）に、当該譲渡をした者の当該譲渡をした日の翌日から起算して二年を経過する日までの間に、当該譲渡をした者の居住用財産（所有期間が五年を超えるものに限る。）の譲渡（当該譲渡をした者と政令で定める特別の関係がある者に対するものその他政令で定めるものを除く。）をした場合において、当該譲渡をした者が当該譲渡をした日の属する年の前年又は前々年において当該居住用財産の譲渡をしているときは、当該譲渡をした者については、当該譲渡に係る譲渡所得税額に相当する金額を、当該譲渡をした者の当該譲渡をした日の属する年分の所得税の額から控除する。

2　前項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の前年又は前々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、同項の規定の適用を受けたことがある場合には、適用しない。

3　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出した場合に限り、適用する。

4　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつた場合においても、その者が同項の譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出したときは、適用する。

5　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出した場合においても、その者が同項の譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

6　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

7　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

8　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

9　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

10　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

11　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

12　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

13　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

14　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

15　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

16　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

17　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

18　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

19　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

20　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

21　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

22　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

23　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

24　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

25　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

26　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

27　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

28　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

29　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

30　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

31　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

32　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

33　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

34　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

35　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

36　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

37　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

38　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

39　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

40　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

41　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

42　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

43　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

44　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

45　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

46　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

47　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

48　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

49　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

50　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

51　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

52　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

53　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

54　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

55　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

56　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

57　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

58　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

59　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

60　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

61　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

62　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

63　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

64　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

65　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

66　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

67　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

68　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

69　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

70　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

71　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

72　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

73　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

74　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

75　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

76　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

77　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

78　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

79　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

80　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

81　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

82　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

83　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

84　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

85　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

86　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

87　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

88　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

89　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

90　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

91　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

92　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

93　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

94　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

95　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

96　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

97　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

98　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

99　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

100　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

101　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

102　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

103　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

104　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

105　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

106　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

107　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

108　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

109　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

110　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

111　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

112　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

113　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

114　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

115　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

116　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

117　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

118　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

119　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

120　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてやむを得ない事由があると税務署長が認めるときは、適用する。

121　第一項の規定は、同項の譲渡をした者が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年において、当該譲渡に係る譲渡所得税額について、第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出しなかつたことについてや

第一号の規定にかかわらず、次の税率により、法人税を課する。

法人税法第九条第七項に掲げる法人

軽減税率適用所得金額の百分の二十

その他の法人

軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額から成る部分の金額

百分の二十四

軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額から成る部分の金額以外の金額

百分の二十八

2　前項に規定するその他の法人の軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額から成る部分の金額は、当該軽減税率適用所得金額に、当該事業年度の所得の金額のうちに年二百万円以下の所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第十条の三第一項の規定の適用については、同項中「第十七条第一項第一号の税率」とあるのは、「第十七条第一項第一号又は租税特別措置法第四十二条第一項の税率」とする。

第四十二条の次に次の一条及び節名を加える。

（法人の受けた配当等の益金不算入の特例）

第四十二条の二　内国法人（第三項に規定するものを除く。）が昭和三十七年一月一日以後に終了する各事業年度において受けた益金に算入しない配当等の金額（同日以後最初に終了する事業年度については、同日以後に受けたものに限る。以下第三項において「配当等の金額」という。）が、所得等からした配当等の金額（当該各事業年度において欠損金額がある場合には、同日以後に受けた益金に算入しない配当等の金額に係るものとして政令で定める金額）をこえる場合には、その超える金額の百分の二十五に相当する金額は、法人税法第九条の六の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

2　前項に規定する欠損金額は、各事業年度の総損金額が同項の規定を適用しないものとした場合における当該事業年度の総益金をこえる場合のそのこえる損金の額をいう。

3　法人税法第五条第一項各号に掲げる法人その他法令の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配をしないものとされている法人又は人格のない社団等が昭和三十七年一月一日以後に終了する各事業年度において受けた益金に算入しない配当等の金額がある場合には、当該金額の百分の二十五に相当する金額は、同法第九条の六の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4　清算中の内国法人（法人税法第五条第一項各号に掲げる法人を除く。）が昭和三十七年一月一日以後に内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託（同法第九条の六第二項に規定する証券投資信託をいう。）の収益の分配の金額（同条第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配により受けた金額とみなされる金額を含む。以下この項において「配当等の金額」という。）を受けた場合における当該清算中の内国法人に対する同法第十七条の規定の適用については、同条第三項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から、当該金額のうち同日以後に受けた配当等の金額に係る部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額とする。

第一節の二　減価償却の特例

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

（合理化機械等の特別償却）

第四十三条　法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）で青色申告書を提出するものの

うち次の各号に掲げるものが、当該各号に掲げる機械その他の設備及び船舶（以下この条において「合理化機械等」という。）につき政令で定める期間内に、合理化機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該法人の当該各号に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算された当該合理化機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額の三分の一（船舶については、十分の一）に相当する金額（以下この条において「特別償却範囲額」という。）との合計額とする。

一　企業合理化促進法第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営む法人　第十一条第一項第一号に掲げる機械その他の設備

二　政令で定める中小企業者に該当する法人　第十一条第一項第二号に掲げる機械その他の設備

三　政令で定める海上運送業を営む法人　第十一条第一項第三号に掲げる船舶

四　農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、小型船海運組合、小型船海運組合連合会、環境衛生同業組合、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合（法人税法第九条第七項の規定の適用を受けない森林組合を除く。以下第五十九条第一項において同じ。）並びに森林組合連合会　これらの法人の営む協同事業の経営の合理化に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備

2　前項の場合において、同項各号に掲げる法人が当該事業年度において当該事業の用に供した各合理化機械等についてした償却の額で当該合理化機械等の特別償却範囲額に係るものとして政令で定める金額（以下この条において「特別償却実施額」という。）との合計額が、当該事業年度の所得の金額の二分の一に相当する金額をこえるときは、法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該合理化機械等の償却範囲額は、同項の規定にかかわらず、当該償却範囲額と、当該特別償却実施額からそのこえる金額のうち当該特別償却実施額に対応する部分の金額とを政令で定める金額に相当する金額を控除した金額との合計額とする。

3　前項の場合において、当該合理化機械等の特別償却範囲額から、その特別償却実施額のうち当該事業年度の所得の計算上損金に算入された部分の金額を控除した金額は、当該合理化機械等の法人税法及び同法に基づく命令の規定による償却額の計算については、償却不足額とみなす。

4　前二項の規定は、当該事業年度において第一項の規定の適用を受けた合理化機械等の特別償却範囲額の合計額が年一億円に達しない場合における当該合理化機械等については、適用しない。

5　前項の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同項中一億円とあるのは、一億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。

（試験研究用機械設備等の特別償却）

第四十四条　青色申告書を提出する法人で企業合理化

の二第一項及び第二項の規定の適用について計算するものとする。同条第一項に規定する百分の十を乗じて計算した金額の算定の基礎となる所得等の金額及び同条第二項に規定する所得等の金額については、政令で定める。

第五十七条の二を削る。

第五十七条の四中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に、「第五十九条の三第三項」を「第五十九条の三第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第五十九条の三第一項」を「又は第五十九条の三第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第二項として次のように加える。

2　前項の規定により読み替えて適用される第五十九条の三第一項の規定の適用を受ける場合における第五十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の十五」とする。

第五十七条の四の見出し中「及び第五十九条の三第一項」を削り、同条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第二項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に、「第五十九条の三第三項」を「第五十九条の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「又は第五十九条の三第一項」を削り、同項を同条第三項とする。

第五十七条の二第一項中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の三第一項」に改め、同項を「又は第五十七条の三第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3　第五十七条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十七条の三第一項の規定により計算した金額が、当該事業年度の所得等の金額の百分の十を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該事業年度の所得等の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十七条の三第一項中「又は第五十九条の三第一項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定により読み替えて適用される第五十七条の二第一項の規定により計算した金額が、当該事業年度の所得等の金額の百分の十を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該事業年度の所得等の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十七条の四第一項中「又は第五十九条の三第一項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定により読み替えて適用される第五十七条の二第一項の規定により計算した金額が、当該事業年度の所得等の金額の百分の十を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該事業年度の所得等の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十八条　削除

第五十八条の二第一項中「又は第五十九条の三第一項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定により読み替えて適用される第五十七条の二第一項の規定により計算した金額が、当該事業年度の所得等の金額の百分の十を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該事業年度の所得等の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十八条の三

下この条及び次条」に改める。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十二条及び第六十三条を次のように改める。

（交際費等の損金不算入）

第六十二条 法人が昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の事業年度を除く。）において支出した交際費等の額が、三百万円に当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）と資本積立金額、再評価積立金額その他の政令で定める積立金の額との合計額の千分の一に相当する金額を加算した金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえるときは、そのこえる部分の金額の百分の二十に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

3　第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（もつぱら従業員の慰安のために行なわれる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用を除く。）をいう。

第六十三条 削除

第六十四条の二第一項中「開始の日から一年以内」を「開始の日から収用等のあつた日以後一年を経過した日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないため、当該期間内に代替資産を取得することが困難である場合で政令で定める場合には、当該代替資産については、当該事業年度開始の日から政令で定める日までの期間。以下この条において「指定期間」という。）内」に改め、同条第二項中「収用等のあつた日から一年以内」を「指定期間内」に改め、同条第四項中「収用等のあつた日から一年以内」を「指定期間内」に、「収用等のあつた日から一年を」を「指定期間を」に改め、同条第六項中「第十六条第一項及び」を「第十六条第一項及び第十七条の二」の下に「第一項及び」を加え、「所得の金額に」を「これらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ」に改める。

第七十七条の見出し中「農地等」を「農地」に改め、同条中「次の各号に規定する交換が行われた場合」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第六条第二項の規定に基づく農業委員会のあつせんにより耕作を目的とする土地の所有権の交換が行なわれた場合」に、「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条各号を削る。

第七十九条第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に、「就航する船舶」を「就航することを目的とする船舶（事業の用に供されたことのないものに限る。）」に改め、同条第二項中「就航する船舶」を「就航することを目的とする船舶」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の公用又は公共用の船舶の所有権取得の登記の免税）

第七十九条の二 地方公共団体が、その公用に供する船舶又は当該地方公共団体の所在する地域とこれに密接な関係を有する地域との間を連絡する航路で当

該地方公共団体がその住民の福祉に資するため開設したものに就航することを目的とする船舶で政令で定めるものについて受ける所有権の取得の登記については、登録税を免除する。

第八十条の二中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第八十四条第二項中「第六条」の下に「第一項」を加える。

第九十二条中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附　則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和三十六年分以後の所得税について適用し、昭和三十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第三条 新法第十一条の規定は、個人が昭和三十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作して事業の用に供した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条第一項に規定する重要機械等又は旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2　個人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第十条第一項に規定する重要機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）又は旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）を同日から六月以内にその用に供した場合における当該重要機械等又は合理化機械等の減価償却費の額の計算については、旧法第十条又は第十一条の規定は、なおその効力を有する。

3　新法第十二条第一項及び第三項（同条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合における当該承認を受けた機械設備等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4　新法第十二条の二の規定は、個人が施行日以後に企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等につき同条第二項に規定する証明を受けた場合における当該機械設備等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が、同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合であつて、当該承認を受けた機械設備等につき当該証明を受けた場合における当該機械設備等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5　新法第十六条第一項に規定する個人が同項に規定する期間内に取得してその事業の用に供した同条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道で、第二項の

税法の施行地に居所を有することとなる同条第一項に規定する非居住者について適用する。

（法人の特例による繰越欠損金の原則）

第九条　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二条第五号に規定する人格のない社団等を含む。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定）

第十条　新法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日をまたがる事業年度を有するものに対する同項の規定の適用については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の二十」とする。

2　新法第四十二条第一項又は第二項に規定する内国法人の昭和三十六年九月三十日以後に終了する事業年度分の法人税に係る新法第四十二条第一項又は第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

3　新法第三十三条の二第三項に規定する株式等の譲渡に係る所得税の源泉徴収については、なお従前の例による。

4　新法第四十一条の土地の譲渡等に係る所得税の源泉徴収については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例）

第十一条　昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人税の税率は、新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

一　年七百万円以下の所得の金額　百分の二十

二　年七百万円を超え千百万円以下の所得の金額　百分の二十二

三　年千百万円を超える所得の金額　百分の二十五

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第二十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第三十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第四十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第五十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第六十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第七十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第八十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第九十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十三条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十四条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十五条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十六条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十七条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十八条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百二十九条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百三十条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百三十一条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の税率の特例に関する経過規定）

第百三十二条　新法第六十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用し、同日前に

については、当該金額に六を乗じてこれを当該事業年度の月数（暦に従つて計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。）で除して計算した金額）」とする。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十一条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第四十二条第一項に規定する重要機械等、旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等又は旧法第四十五条第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第四十二条第一項に規定する重要機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）、旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）又は旧法第四十五条第一項に規定する協同事業用機械等（同項に規定する法人で同日以後に同項に規定する直前事業年度終了の日が到来するものに係るものに限る。）を施行日から六月以内にその用に供した場合における当該重要機械等、合理化機械等又は協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、旧法第四十二条、第四十三条又は第四十五条の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第四十四条第一項及び第三項（同条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に企業合理化促進法第四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合における当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第四十四条の二の規定は、法人が施行日以後に企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等につき同条第二項に規定する証明を受けた場合における当該機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、法人が、同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合であつて、当該承認を受けた機械設備等につき当該証明を受けた場合における当該機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第四十九条第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に取得してその事業の用に供した同条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道で、第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定の適用を受けるものに対する新法第四十九条第二項の規定の適用については、同項中「第四十三条第一項」とあるのは、「第四十三条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条第一項若しくは第四十三条第一項」とする。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十二条 施行日以後最初に終了する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額と改正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（改正事業年度の所得に係る価格変動準備金勘定への繰入限度額の計算について改正事業年度を施行日前に終了した事業年度とみなした場合に旧法附則第十三条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額）が、同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

（法人の輸出所得に関する経過規定）

第十三条 法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該期間内における旧法第五十五条第一項各号に掲げる取引（以下この条において「輸出取引」という。）による収入金額の合計額が、旧法第五十五条の二第二項に規定する基準輸出金額に当該事業年度の当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合における当該事業年度の輸出取引に係る同条第一項各号に掲げる金額の損金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十五条の二第一項の規定により損金に算入される金額は、法人税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十六号）による改正後の法人税法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

3 施行日前における旧法第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に関し旧法第五十五条の二第一項の規定により損金に算入した金額のうち旧法第五十六条に規定する証明がされなかつた物品の取引に係るものの益金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

4 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十六条の規定により益金に算入される金額は、法人税法の一部を改正する法律による改正後の法人税法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の十を乗じて計算した金額の算定の基礎となる所得等の金額及び同条第二項に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

5 旧法第五十六条の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における更正の請求については、同条の規定は、なおその効力を有する。

6 法人が施行日前にした旧法第五十七条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされたため同条第三項に規定する事由が生じた場合における当該取引に係る旧法第五十五条の二第一項各号に

掲げる金額の損金算入については、旧法第五十七条第三項の規定は、なおその効力を有する。

7　施行日前に旧法第五十五条第三項の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引又は当該取引に係る輸出についてその対価として対外支払手段による支払があり、かつ、旧法第五十七条第六項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引につき旧法第五十五条の二第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第五十七条第六項に規定する損金に算入されるべき金額に相当する金額の損金算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

（協同組合の課税に関する経過規定）

第十四条　旧法第五十八条及び第六十一条第一項に規定する法人の昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　旧法第六十一条第一項の規定の適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞与その他剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合におけるそのこえる金額の益金算入については、同条第二項の規定は、なおその効力を有する。

（法人の交際費の課税に関する経過規定）

第十五条　法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十三条第二項に規定する交際費等については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡に関する経過規定）

第十六条　新法第六十四条及び第六十四条の二（これらの規定を新法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新法第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡（消滅を含む。以下この条において同じ。）に係る法人税について適用し、同日前に旧法第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（登録税法の特例に関する経過規定）

第十七条　昭和三十二年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に旧法第七十七条第二号に規定する指示により交換した塩田の所有権の取得の登記の登録税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭三六・三・三一）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は国立大学の学部」を「若しくは国立大学の学部又は国立短期大学」に改める。

第三条の表大阪大学の項中「工学部」を「工学部　基礎工学部」に改める。

第三条の三第一項の表中

北見工業短期大学	北海道
宇都宮工業短期大学	栃木県
長岡工業短期大学	新潟県
宇部工業短期大学	山口県

を

北見工業短期大学	北海道
宇都宮工業短期大学	栃木県
長岡工業短期大学	新潟県
宇部工業短期大学	山口県
広島大学	広島県

に改め、同条第二項の表中名古屋工業大学短期大学部及び九州工業大学短期大学部の項を削る。

第四条第一項の表中

広島大学	理論物理学研究所
	広島県

を

広島大学	理論物理学研究所
	広島県
	物理学の基礎理論に関する総合研究

に改め、同条第二項の表中

京都大学	基礎物理学研究所
	京都府

を

名古屋大学	プラズマ研究所
	愛知県
	プラズマに関する基礎的研究
京都大学	基礎物理学研究所
	京都府
	素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

に改める。

第十二条中「又は国立大学の学部」を「若しくは国立大学の学部又は国立短期大学」に改め、「当該国立大学」の下に「又は当該国立短期大学」を加える。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭三六・三・三一）

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

第八条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち通商産業省の所掌に係るものを総括すること。

第九条中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　工業用地、工業用水その他の産業立地に関すること。

第九条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

第二十五条第一項の表中

「	」
産業構造調査会	産業構造に関する基本問題を調査審議すること。
顧問会議	通商産業に関する重要事項を調査審議すること。

」を

に次のように加える。

産炭地域振興審議会	石炭産出地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。
石炭鉱害対策審議会	石炭鉱害対策に関する重要事項を調査審議すること。

」に改め、石炭鉱区調整協議会の項の次

附則第四項を次のように改める。

4　第二十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、鉱業法改正審議会及び石炭鉱害対策審議会は昭和三十七年三月三十一日まで、産業構造調査会及び産炭地域振興審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定中鉱業法改正審議会に係る部分は、公布の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭三六・三・三一）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「港湾建設局（第四十六条―第五十条）」を「港湾建設局等（第四十六条―第五十条の二）」に改める。

第四条第一項第四十四号の十五の次に次の一号を加える。

四十四の十六　ユースホステルセンターを設置し、及び運営すること。

第二十八条の三第三号中「通訳案内業」を「旅行あつせん業及び通訳案内業」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　ユースホステルセンターに関すること。

第二十九条及び第三十四条（見出しを含む。）中「海技専門学院」を「海技大学校」に改める。

第三十七条第二項の表中「高浜海員学校」を「清水海員学校」に改める。

第三十八条第三項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

2　前項に掲げるもののほか、本省に、地方支分部局として、臨時に伊勢湾港湾建設部を置く。

第二章第四節第二款の款名を次のように改める。

第二款　港湾建設局等

第四十七条の表中「三重県　愛知県」を削る。

第二章第四節第二款中第五十条の次に次の一条を加える。

（伊勢湾港湾建設部）

第五十条の二　伊勢湾港湾建設部は、名古屋市に置き、その管轄区域は、愛知県及び三重県の区域とする。

2　伊勢湾港湾建設部に、次長一人を置く。

3　第四十六条、第四十八条第二項、第四十九条及び前条の規定は、伊勢湾港湾建設部について準用する。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第三十八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

十一　電源開発株式会社の発行する社債
十二　電源開発株式会社に対する貸付け

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第四十五号（昭三六・三・三一）

◎沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

（模範農場に対する物品の譲与）

第一条　政府は、当分の間、沖縄島那覇に置かれる琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及を図るために必要な総理府令で定める物品を譲与することができる。

（電気通信設備の譲与）

第二条　政府及び日本電信電話公社（以下「公社」という。）は、沖縄において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備であつて、昭和三十六年度一般会計予算の国庫債務負担行為に基づき締結される契約により政府が経費を負担し、公社がそれに必要な資材の一部を提供して沖縄島に設置するものを譲与すること

とができる。

2　公社は、前項に掲げる資材を提供しようとするときは、その資材の種類及び数量について、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵・農林・郵政大臣署名）

法律第四十六号（昭三六・三・三一）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七百八十億七百万円」を「八百六十九億七百万円」に改める。

第八条中「四人以内」を「五人以内」に改める。

第十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　林業経営の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第三十六条第三号中「及び第十八条の二」を「、第十八条の二及び附則第二十二項」に改める。

附則に次の二項を加える。

22　公庫は、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十六号）の施行の日から五年を限り、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第十八条の二第一項に規定する業務のほか、乳業を営む者に対し、その者が酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第三条の規定による集約酪農地域又は同法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村の区域内において牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合においてこれに必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行なうことができる。

23　前項に規定する資金の貸付けの利率は年八分以内、償還期限は十五年以内、据置期間は三年以内で公庫が定める。

別表中「

(四)	林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年	八分
(四の二)	林業経営の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年	八分

」を

(四)	林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年	八分
(四の二)	林業経営の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年	八分

」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭三六・三・三一）

◎機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（機械工業振興基本計画）

第二条 主務大臣は、機械工業審議会の意見をきいて、次に掲げる事業（以下「特定機械工業」という。）について、機械工業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

一 機械器具（電子機器を除く。以下次号において同じ。）又はその部分（部品の半製品を含む。以下同じ。）のうち、特に性能若しくは品質を改善し、又は生産費を低下させる必要があるものであつて、政令で定めるもの（以下「特定機械」という。）を製造する事業

二 機械器具の部品に加工する事業のうち、特に加工技術を改善し、又は加工費を低下させる必要があるものであつて、政令で定めるもの

2 基本計画には、第一号及び第二号の事項並びに必要に応じ第三号から第六号までの事項について定めるものとする。

一 目標年度における製品の性能又は品質、生産費又は加工費その他合理化の目標

二 目標年度における製品の生産若しくは加工又は輸出の目標

三 適正な生産若しくは加工の規模又は生産若しくは加工すべき品種の専門化に関する事項

四 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他合理化のため必要な設備の設置に関する事項

五 くず化、転用その他の方法により処理すべき設備の種類、処理の方法その他合理化のため必要な設備の処理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、生産又は加工の技術の向上、能率の増進その他合理化に関する重要事項

3 前項第一号及び第二号の事項は、特定機械工業ごとに、内外の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三条の見出しを「（機械工業振興実施計画）」に改め、同条第一項中「合理化基本計画」を「基本計画」に、「合理化実施計画」を「機械工業振興実施計画（以下「実施計画」という。）」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四条第一項中「合理化基本計画又は合理化実施計画」を「基本計画又は実施計画」に改め、同条第二項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第五条中「合理化実施計画」を「実施計画」に改める。

第六条第一項中「合理化基本計画」を「基本計画」に改め、同項に次の一号を加える。

五 生産又は加工の施設の利用

第六条第二項中「機械器具又はその部品を製造する事業」を「機械器具若しくはその部品を製造し、又は機械器具の部品に加工する事業」に改める。

第七条第一号中「合理化基本計画」を「基本計画」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（規格の制限に関する命令）

第九条の二 主務大臣は、第六条第一項の規定により特定機械の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示した場合において、次の各号に該当するときは、機械工業審議会の意見をきいて、当該指示に係る特定機械工業を営む者に対し、当該指示の内容に従い、主務省令で、当該特定機械の規格を制限すべきことを命ずることができる。

一 当該指示に従い共同行為を実施している者の当該特定機械の生産額が当該特定機械の総生産額に対し相当の比率を占めているとき。

二 当該指示に係る特定機械工業を営む者であつて共同行為を実施していないものの事業活動が基本計画に定める当該特定機械工業の合理化の目標を達成するのに著しく障害となつているとき。

三 第六条第二項の規定による指示によつては、当該特定機械の規格を制限することができないか、又は著しく困難であるとき。

四 第二号に規定する状態が継続することは、当該特定機械工業の生産方式の改善に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。

第十二条の見出し中「生産技術」を「生産又は加工の技術」に改め、同条第一項中「合理化基本計画」を「基本計画」に、「生産技術」を「生産又は加工の技術」に、「その特定機械の製造」を「生産又は加工」に、「その製造」を「生産又は加工」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（合併等の場合の課税の特例）

第十二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、特定機械工業を営む者に対し、その者が他の特定機械工業を営む法人と合併し、又は他の特定機械工業を営む法人に対して出資し、若しくは他の特定機械工業を営む者とともに出資して特定機械工業を営む法人を設立することが当該特定機械工業を営む者の生産若しくは加工の規模の拡大、生産若しくは加工の方式の改善又は生産若しくは加工の技術の著しい向上に寄与するものであり、かつ、基本計画に定める当該特定機械工業の合理化の目標を達成するため必要なものである旨の承認をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する出資をする特定機械工業を営む法人に対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該法人に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む特定機械工業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができる。

3 第一項の承認を受けた法人が政令で定める期間内に当該承認を受けたところに従つて合併した場合には、当該法人の当該合併に係る清算所得については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減し、又は免除する。

4 第一項及び第二項の承認を受けた法人が、政令で定める期間内に第二項の承認に係る資産を出資した場合において、当該出資が第一項の承認を受けたところに従つてされたことにつき主務大臣の証明を受けたときは、当該出資に係る益金に相当する金額は、租税特別措置法で定めるところにより、当該出資の日を含む事業年度の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、益金に算入しない。

5 第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該承認に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法で定めるところにより、登録税を軽減する。

一　会社の設立又は資本若しくは出資の増加
二　法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の取得
（工場用地の買換えの場合の課税の特例）
第十二条の三　主務大臣は、政令で定めるところにより、特定機械工業を営む者に対し、その営む特定機械工業の用に供している工場用地（政令で定める工場施設の敷地に供される土地をいうものとし、当該土地の上に存する権利を含むものとする。以下同じ。）を譲渡し、かつ、これに代わるべき土地（当該土地の上に存する権利を含む。）を取得してこれを工場用地として当該事業の用に供することが当該特定機械工業を営む者の生産又は加工の方式の改善に寄与するものであり、かつ、基本計画に定める当該特定機械工業の合理化の目標を達成するため必要なものである旨の承認をすることができる。
2　前項の承認を受けた者が、当該承認を受けたところに従つて工場用地を譲渡したことその他政令で定める事情があることにつき主務大臣の証明を受けた場合には、当該譲渡に係る収入金額又は益金に相当する金額は、租税特別措置法で定めるところにより、当該譲渡の日を含む年又は事業年度の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法の規定による所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。
第二十一条中「機械器具又はその部品を製造し、又は機械器具の部品に加工する事業」を「機械器具若しくはその部品を製造し、又は機械器具の部品に加工する事業」に改める。
第二十二条の前の見出しを削り、同条中「前条」を「第二十一条」に改め、第二十一条の次に次の見出し及び一条を加える。
（罰則）
第二十一条の二　第九条の二の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
第二十四条中「前二条」を「前三条」に改める。
附則第二項中「施行の日から五年以内」を「昭和四十一年六月三十日まで」に改める。
附　則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
（大蔵・通商産業・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第四十八号（昭三六・三・三一）

◎農業協同組合合併助成法

（目的）
第一条　この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。
（合併経営計画の樹立）
第二条　農業協同組合（以下「組合」という。）は、合併により、合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。）を適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下「合併経営計画」という。）をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2　前項の規定は、合併する組合が農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう組合（以下「信用事業を行なう組合」という。）のみである場合並びに合併する組合のうちに二以上の信用事業を行なう組合が含まれている場合に限り、適用する。
第三条　合併経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　合併及び合併後の組合の事業経営についての基本方針に関する事項
二　合併契約の基本となるべき事項
三　合併後の組合の事業経営を適正かつ能率的に行なうことができるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項
四　合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策
五　合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画
2　組合が前条第一項の規定により合併経営計画をたてるには、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。
3　前条第一項の規定による合併経営計画の提出は、昭和四十年十二月三十一日までにするものとする。
（合併経営計画の認定）
第四条　都道府県知事は、第二条第一項の認定をするときは、政令で定めるところにより、都道府県農業協同組合中央会の意見及び組合に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。
2　都道府県知事は、合併経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併経営計画が適当である旨の認定をするものとする。
一　合併後の組合の地区、組合員の数その他の構成が、その地域の自然的、経済的、社会的条件に照らし、適正かつ能率的な事業経営を行なうのに十分なものであると認められること。
二　合併後の組合の事業経営に関する計画がその組合の前号の構成その他経営条件からみて適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができると認められること。
（助成措置）
第五条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。
一　合併経営計画に従い、その事業経営を適正かつ能率的なものにするため、施設の統合整備を行なう合併組合（前条第二項の認定に係る合併経営計画に従い当該認定に係る組合が昭和四十一年三月三十一日までに合併をした場合に、その合併後存続する組合又はその合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。）に対しその統合整備のため必要な施設の改良、造成又は取得に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
二　合併組合に駐在指導員を派遣してその合併経営計画の実施につき指導を行なう都道府県農業協同組合中央会に対しその指導に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
三　都道府県が組合に対し合併経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費
附　則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十九号（昭三六・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十五条―第三十九条）」を「第三款　居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十五条―第三十九条）
第四款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（第四十条・第四十一条）
第五款　海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例（第四十一条）
第六款　その他の特例（第四十一条の二―第四十一条の五）」に、「第六節　その他の特例（第六十四条―第六十四条の二）」を「第六節　その他の特例（第六十四条―第六十五条の三・第六十六条―第六十六条の六）」に改める。

第十四条を削り、第十三条を第十四条とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

（低開発地域における工業用機械等の特別償却）

第十三条　青色申告書を提出する個人が、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第　号）第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設により、当該期間内に、機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場用の建物（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これを当該地区内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該工業用機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその取得価額（当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことに伴つて増加した雇用者の数に応ずるものとして政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、当該金額）の三分の一（建物については、五分の一）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける工業用機械等の減価償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十三条第一項本文の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　**第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。**

第十八条を次のように改める。

（鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却）

第十八条　青色申告書を提出する個人が、鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、その者の営む事業に関連する同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した日以後三年間に限り、同日以後三年以内の日を含む各年の次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（当該各年が第一号及び第二号の期間を含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額）以下の金額で当該各年において当該個人が必要な経費として計算した金額は、当該個人の当該各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一　その支出した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間　当該支出金額の百分の七十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二　前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間　当該支出金額の百分の三十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3　第一項の規定により必要な経費に算入された金額の累積額が当該支出金額に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入しない。

4　第十一条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三十一条第一項各号列記以外の部分中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改め、「買取」の下に「、換地処分」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　土地又は土地の上に存する権利につき土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により同法第九十四条の規定による清算金（同法第九十一条第三項又は第九十二条第三項の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。

第三十一条第二項中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改め、同条第三項中「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改める。

第三十二条第一項第二号中「（昭和二十九年法律第百十九号）」を削る。

第三十三条第一項中「収用等」を「第三十八条の六の規定の適用を受ける場合を除き、収用等」に改める。

第三十八条の二第一項中「第三十三条」の下に「又は第三十八条の六」を加える。

第二章第四節中「**第四款**　その他の特例」を削り、第三十八条の二の次に次の二款及び款名を加える。

第四款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例

（市街地開発等に係る資産の買換えの場合の譲渡所得の金額の計算）

第三十八条の三　個人（第二号から第四号までの場合にあつては、青色申告書を提出する者に限る。以下次項において同じ。）の有する資産で次の各号に規定

するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、その者が、第一号の場合にあつては同号に規定する買取りのあつた日の属する年の十二月三十一日までに、第二号から第四号までの場合にあつてはこれらの規定に規定する譲渡の日前一年（第二号に規定する特定規模の作業場又は第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この項及び次条第一項において同じ。）以内又は当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、それぞれ当該各号に掲げる資産（以下第三十八条の五までにおいて「買換資産」という。）の取得（製作を含む。以下第三十八条の五までにおいて同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき（当該期間内にこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）又は供する見込みであるときは、政令で定めるところにより、当該買取り又は譲渡（以下この項において「買取り等」という。）に係る収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては、当該買取り等に係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額をこえる場合にあつては、当該買取り等に係る資産のうちその金額に相当するものとして、政令で定める部分の譲渡があつたものとして、所得税法第九条第一項の規定を適用する。

一　土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の規定により同項の用途地域として指定された地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。）又は日本住宅公団が行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地（その面積が十ヘクタール以上のものに限る。）の宅地造成のために買い取られた場合　所得税法の施行地にある他の土地等その他その買い取られた資産に代わるべき資産として政令で定めるもの

二　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）第二条第二項に規定する作業場（以下この号において「作業場」という。）の敷地の用に供されている土地等が譲渡された場合（次号又は第四号の場合に該当する場合を除く。）において、当該譲渡をした者が、政令で定めるところにより、当該譲渡が同法第四条第一項本文に規定する規制があることに基づいて行なわれたものであることその他政令で定める事情があることにつき東京都知事の認定を受けたとき。　工業開発区域内にある土地等で、当該譲渡をされた土地等に係る作業場の床面積をこえる床面積を有し、かつ、同法第二条第四項に規定する制限施設に該当する作業場（以下この条及び次条において「特定規模の作業場」という。）の敷地の用に供するためのもの

三　中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第十四条第二項に規定する中小企業者の営む製造業（物品の修理加工業を含む。）の用に供されている同項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした者を組合員又は所属員とする同条第二項に規定する事業協同組合等が同項の規定により同項の工場等集団化計画につき通商産業大臣の承認を受けたとき。　工業開発区域内にある土地等で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの

四　機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する特定機械工業の用に供されている同法第十二条の三第一項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした者が同項の規定による主務大臣の承認を受けたとき。　工業開発区域内にある土地等（工業開発区域以外の地域において取得することが必要であると認められる場合として政令で定める場合には、当該地域にある土地等）で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの

2　前項の規定は、個人の有する資産で同項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつて、その者が、当該資産の譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の第一項各号に規定する資産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに譲渡した当該資産の譲渡価額、取得し、又は取得しようとする買換資産の明細及びその取得価額又はその見積額その他大蔵省令で定める事項を記載し、かつ、これらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

4　第一項に規定する工業開発区域とは、次に掲げる区域又は地区のうち、都市計画その他市街地の整備の見地から工場を設置するのに適当な区域として政令で定める区域をいう。

一　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項の規定により同項の市街地開発区域として指定された区域その他これに準ずる区域として政令で定める区域

二　首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏に属する地域以外の地域において工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査により工場適地とされた地区

三　前二号に掲げる区域及び地区以外の地域において低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区（買換資産を取得した場合の　更正の　請求、修正申告等）

第三十八条の四　第三十六条第二項の規定は、前条第一項第二号から第四号までの規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従

つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供しない場合又はこれらの用に供さなくなつた場合について準用する。

2　第三十六条第三項の規定は、前条第二項の規定の適用を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合について準用する。

一　買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二　前条第二項に規定する期間内に、買換資産の取得をせず、又は買換資産を同条第一項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供せず、若しくはこれらの用に供さなくなつた場合

3　第三十六条第四項の規定は、第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

4　第三十三条の二第三項の規定は、前条第一項又は第二項において準用する第三十六条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者が第一項又は第二項の規定に該当することにより納付すべきこととなつた場合について準用する。この場合において、第三十三条の二第三項中「第三十三条の二第一項若しくは第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。」とあるのは、「第三十八条の四第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第二項若しくは第三項において準用する同法第三十六条第四項の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。」と読み替えるものとする。

（買換資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）

第三十八条の五　第三十七条の規定は、第三十八条第一項又は第二項の規定の適用を受け、譲渡所得の計算について特例を認められた者（前条第一項若しくは第二項において準用する第三十六条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は前条第三項において準用する第三十六条第四項の規定による更正を受けたため、当該特例を認められないこととなつた者を除く。）の買換資産に係る所得税法第十条第二項の規定による減価償却費の額の計算及び当該買換資産の取得の日以後その譲渡、遺贈又は贈与があつた場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

第五款　海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例

（海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例）

第三十八条の六　国の行政機関が作成した計画に基づき永住の目的をもつて所得税法の施行地外へ移住する者として政令で定めるもの（以下この条において「海外移住者」という。）が、同法の施行地に住所及び居住を有しないこととなる日の属する年においてその有する資産を譲渡した場合には、当該資産の譲渡に対する同法第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、山林所得に係る総収入金額から必要な経費を控除した残額又は譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につきこれらの規定を適用して計算した金額から百万円（当該計算した金額が百万円に満たない場合には、当該計算した金額に相当する金額）を控除した金額（山林所得に係る当該計算した金額及び譲渡所得に係る当該計算した金額がともにある場合には、これらの金額から、政令で定めるところにより、あわせて百万円（これらの金額の合計額が百万円に満たない場合には、当該合計額に相当する金額とする。

2　前項の規定は、海外移住者が、その有する資産を譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に所得税法の施行地に住所及び居住を有しないこととなる見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

3　前二項の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、海外移住者に該当する旨の大蔵省令で定める証明書を添附しない場合には、適用しない。

4　第二項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第二項に規定する期間を経過した日の前日において所得税法の施行地に住所及び居住を有しないこととなつていない場合には、当該経過した日から四月以内に、同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない。

5　前項の規定に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。

第六款　その他の特例

（低開発地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条　青色申告書を提出する法人が、低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設により、当該期間内に、機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場用の建物（第四十三条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該工業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額（当該取得価額が、当該工業用機械等の

相当する金額）を控除した金額）の二分の一に相当する金額とする。

2　前項の規定は、海外移住者が、その有する資産を譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に所得税法の施行地に住所及び居住を有しないこととなる見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

3　前二項の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、海外移住者に該当する旨の大蔵省令で定める証明書を添附しない場合には、適用しない。

4　第二項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第二項に規定する期間を経過した日の前日において所得税法の施行地に住所及び居住を有しないこととなつていない場合には、当該経過した日から四月以内に、同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない。

5　前項の規定に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。

第六款　その他の特例

第四十五条を次のように改める。

（低開発地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条　青色申告書を提出する法人が、低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設により、当該期間内に、機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場用の建物（第四十三条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該工業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額（当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことに伴つて増加した雇用者の数に応ずるものとして政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、当該金額）の三分の一（建物については、五分の一）に相当する金額との合計額とする。

2　第四十三条第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第五十二条を次のように改める。

（鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却）

第五十二条　青色申告書を提出する法人が、鉱工業技術研究組合法第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した日以後三年以内の日を含む各事業年度のその支出した金額の償却限度額は、法人税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、その支出した日以後三年間に限り、当該事業年度の次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（当該事業年度が第一号及び第二号の期間を含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額）とする。

一　その支出した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間　当該支出金額の百分の七十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二　前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間　当該支出金額の百分の三十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3　第一項の規定による支出金額の償却額の累積額が当該支出金額に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

4　第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三章中「第六節　その他の特例」を「第六節　資産の譲渡の場合の課税の特例」に改める。

第六十四条の前に次の款名を加える。

第一款　収用等の場合の課税の特例

第六十四条第一項各号列記以外の部分中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改め、「買取」の下に「、換地処分」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　土地又は土地の上に存する権利につき土地区画整理法による土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分による同法第九十四条の規定による清算金（同法第九十一条第三項又は第九十二条第三項の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものに限る。）

第六十四条第二項中「第四号から第七号まで」に改める。

第六十四条の二第一項及び第二項並びに第六十五条第三項中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改める。

第六十五条の二の次に次の一款及び款名を加える。

第二款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合の課税の特例

（市街地開発等に係る資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十五条の三　法人（清算中の法人を除くものとし、第二号から第四号までの場合にあつては、青色申告書を提出する法人に限る。）の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が、第一号の場合にあつては同号に規定する買取りのあつた日を含む事業年度終了の日までに、第二号から第四号までの場合にあつてはこれらの規定に規定する譲渡の日前一年（第二号に規定する特定規模の作業場又は第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この条において同じ。）以内又は当該譲渡の日を含む事業年度終了の日までに、それぞれ当該各号に掲げる資産（以下この条及び次条において「買換資産」という。）の取得（製作を含む。以下この条及び次条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容

に従つて同号に規定する事業の用に、第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき（当該期間内にこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額（その額が当該買取り又は譲渡（以下この項において「買取り等」という。）に係る対価の額（既に買換資産の取得をしている場合には、その取得価額に相当する金額を控除した額）をこえる場合には、そのこえる金額を控除した金額）に当該買取り等に係る資産の譲渡直前の帳簿価格の割合（以下次条において「記帳割合」という。）を乗じて計算した金額（当該金額がない場合には一円とし、当該買換資産の取得に充てられた額をこえる場合にはその計算した金額にそのこえる金額を加算した金額とする。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した場合に限り、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一　土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）が、建築基準法第四十八条第一項の規定により同項の用途地域として指定された地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。）又は日本住宅公団が行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地（その面積が十ヘクタール以上のものに限る。）の宅地造成のために買い取られた場合（法人税法の施行地にある他の土地等その他その買い取られた資産に代わるべき資産として政令で定めるもの

二　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律第二条第二項に規定する作業場（以下この号において「作業場」という。）の敷地の用に供されている土地等が譲渡された場合（次号又は第四号の場合に該当する場合を除く。）において、当該譲渡をした法人が、政令で定めるところにより、当該譲渡が同法第四条第一項本文に規定する規制があることに基づいて行なわれたものであることその他政令で定める事情があることにつき東京都知事の認定を受けたとき。工業開発区域（第三十八条の三第四項に規定する工業開発区域をいう。以下この項において同じ。）内にある土地等で、当該譲渡をされた土地等に係る作業場の床面積をこえる床面積を有し、かつ、同法第二条第四項に規定する制限施設に該当する作業場（以下この条及び次条において「特定規模の作業場」という。）の敷地の用に供するためのもの

三　中小企業振興資金等助成法第十四条第二項に規定する中小企業者の営む製造業（物品の修理加工業を含む。）の用に供されている同項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした法人を組合員又は所属員とする同条第一項に規定する事業協同組合等が同項の規定により同項の工場等集団化計画につき通商産業大臣の承認を受けたとき。工業開発区域内にある土地等で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの

四　機械工業振興臨時措置法第二条第一項に規定する特定機械工業の用に供されている同法第十二条の三第一項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした法人が同項の規定による主務大臣の承認を受けたとき。工業開発区域内にあ

る土地等（工業開発区域以外の地域において取得することが必要であると認められる場合として政令で定める場合には、当該地域にある土地等）で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの

2　前項第二号から第四号までの規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用に供しない場合又はこれらの用に供さなくなつた場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金に算入された金額に相当する金額は、それぞれ当該取得の日から一年を経過した日又はその供さなくなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3　第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書及び同項の規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

（市街地開発等に係る資産の買換えに関し特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の四　前条第一項に規定する法人の有する資産で同項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつて、当該法人が、当該資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から当該譲渡の日以後一年を経過した日までの期間（以下次項において「指定期間」という。）内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供する見込みである場合において、当該買換資産の取得に充てようとする金額（当該譲渡に係る対価の額をこえる場合には、その対価の額を控除した金額）からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を当該譲渡の日を含む事業年度において特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　第六十四条の二第三項並びに前条第一項及び第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が指定期間内に買換資産の取得をし、かつ、当該買換資産につき当該取得の日から一年以内に同条第一項又は第二項に規定する事情に準ずる事情が生じた場合について準用する。この場合において、第六十四条の二第三項中「代替資産」とあるのは「買換資産」と、前条第一項中「当該事業年度の所得の計算上」とあるのは「当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、第一項又は前項において準用する前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　第六十四条の二第四項（後段を除く。）及び第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた法人について準用する。

第三款　その他の特例

第六十六条の次に次の一節を加える。

第七節　合併等の場合の課税の特例

（被合併法人の清算所得のうち評価益から成る金額に係る課税の特例）

第六十六条の二　法人（清算中の法人を除く。以下第六十六条の六までにおいて同じ。）で青色申告書を提出するもののうち次に掲げるものが合併（政令で定める要件をみたすものに限る。）を行ない、かつ、当該合併により消滅した法人（以下第六十六条の五までにおいて「被合併法人」という。）の清算所得の金額のうちに法人税法第十二条の二第一項第二号に掲げる金額で積立金額以外の金額から成るもの（以下この条において「評価益から成る金額」という。）がある場合において、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人（以下第六十六条の五までにおいて「合併法人」という。）が、当該合併の際当該合併により当該被合併法人から取得した資産のうち当該合併直前における帳簿価額をこえる帳簿価額を附したものの全部又は一部につき、当該評価益から成る金額のうち当該資産に係るものとして政令で定める金額に相当する金額の範囲内において当該帳簿価額を減額してこれを財産目録に記載し、その減額した金額の合計額を特別勘定として経理したときは、当該被合併法人の清算所得は、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額からその経理した金額に相当する金額を控除した金額による。

一　機械工業振興臨時措置法第二条第一項に規定する特定機械工業を営む法人で同法第十二条の二第一項の規定による承認を受けたもの

二　農業協同組合で農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第四条第二項の認定を受けたもの

三　漁業協同組合で漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）第十四条第一項の規定による勧告を受けたもの

四　中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）第十条の規定により中央卸売市場において卸売の業務を営む法人で同法第十五条ノ二第一項の認可を受けたもの

2　前項に規定する特別勘定を設けている合併法人が当該特別勘定として経理した金額を取りくずした場合には、その取りくずした金額は、その取りくずした日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

3　前二項に規定するもののほか、第一項に規定する特別勘定を設けた法人が解散又は合併により消滅した場合その他当該特別勘定を設けた場合における清算所得の計算その他当該特別勘定に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の規定は、法人税法第二十二条の五第一項の規定による申告書（当該申告書に係る同法第二十三条の規定による申告書を含む。）に第一項の規定により同法第十二条の二第一項第二号に掲げる金額から控除する金額のその控除に関する申告の記載があり、かつ、当該申告書に第一項の規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

（被合併法人の清算所得のうち積立金額から成る金額に係る課税の特例）

第六十六条の三　前条第一項に規定する被合併法人の清算所得の金額のうちに法人税法第十二条の二第一項第二号に掲げる金額で積立金額から成るものがある場合には、当該金額については、同法の規定にかかわらず、清算所得に対する法人税は、課さない。

2　前条第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定により」とあるのは「第六十六条の三第一項に規定する」と、「金額から控除する金額のその控除」とあるのは「金額で積立金額から成るも

の」と、「第一項の規定に該当する」とあるのは「第六十六条の三第一項の規定に該当する」と読み替えるものとする。

（法人税額からみなし配当の金額の一部を控除する場合の控除金額の計算の特例）

第六十六条の四　前二条の規定の適用を受けた被合併法人の株主、社員又は出資者たる法人が第六十六条の二第一項に規定する合併により合併法人から取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額のうちに法人税法第九条の六第二項第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合には、同法第十条の二第一項又は第十二条の四第一項の規定により控除する金額は、これらの規定にかかわらず、その該当する金額のうち、第六十六条の二第一項に規定する特別勘定として経理した金額と前条第一項に規定する積立金額から成る金額との合計額に対応する部分の金額以外の金額の百分の二十五に相当する金額とする。

（被合併法人から引き継いだ欠損金に係る合併法人の所得計算の特例）

第六十六条の五　第六十六条の二第一項第二号又は第三号に掲げる法人で青色申告書を提出するものが同項に規定する合併を行なった場合において、青色申告書を提出する合併法人が被合併法人の欠損金で政令で定めるものを引き継いだときは、当該欠損金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項に規定する法人（以下この条において「出資法人」という。）が、機械工業振興臨時措置法第十二条の二第二項の規定による承認に係る土地若しくは土地の上に存する権利を出資し、又は当該法人と特殊の関係にある法人として政令で定める法人に対してこれらの資産以外の固定資産で当該承認に係るものを出資した場合において、政令で定めるところにより、これらの出資に係る資産（以下この条において「特定出資資産」という。）の出資を受けた法人（以下この条において「出資受入法人」という。）が、当該出資を受けた日を含む事業年度（以下この条において「出資受入事業年度」という。）において、当該特定出資資産の帳簿価額を一円に達するまでの範囲内において減額してこれを財産目録に記載し、その減額した金額を特別勘定として経理し、かつ、当該出資法人が、当該出資の日を含む事業年度（以下この条において「出資事業年度」という。）において、当該出資により取得した株式につき、当該出資直前の帳簿価額（当該資産の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額。以下次項及び第三項において「出資前帳簿価額」という。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該資産の出資を含む。以下この条において同じ。）につき、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、当該欠損金額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3　前項の場合において、当該出資法人の出資事業年度終了の日が当該出資受入法人の出資受入事業年度終了の日前に到来するときは、当該出資法人は、政令で定めるところにより、当該出資事業年度において当該特定出資資産の価額とその出資前帳簿価額との差額に相当する金額を特別勘定として経理することができるものとし、当該出資法人が当該経理をしたときは、その経理した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4　第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた出資法人が、政令で定めるところにより、当該出資受入法人（当該出資法人に係る特定出資資産につき、出資受入事業年度において、その帳簿価額を第二項に規定する限度において減額してこれを財産目録に記載し、かつ、同項の特別勘定を設けているものに限る。）の出資受入事業年度（以下次項において「圧縮記帳処理事業年度」という。）において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が出資受入事業年度終了の日において当該特定出資資産の価額とその財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

5　出資法人が第三項の規定により特別勘定として経理した金額は、その圧縮記帳処理事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

6　第一項から第四項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

7　第六十六条の二第二項の規定は、第二項に規定する特別勘定を設けている法人について準用する。

8　第二項から第五項まで及び前項に規定するもののほか、第二項及び第三項に規定する特別勘定に関し必要な事項は、政令で定める。

第八節　その他の特例

（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）

第六十六条の七　青色申告書を提出する鉱工業技術研究組合（清算中のものを除く。）が、鉱工業技術研究組合法第十三条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で政令で定めるもの（以下この項において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつて試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）をこえる場合には、そのこえる金額）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その

取得の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

（硫安製造者の売掛金の損金算入による欠損金の処置等の特例）

第六十六条の八　硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法（昭和二十九年法律第百七十三号）第二条に規定する硫安（以下この条において「硫安」という。）を製造する法人（以下この条において「硫安製造者」という。）が昭和三十六年三月三十一日において現に日本硫安輸出株式会社（以下この条において「会社」という。）に対して売掛金を有している場合には、当該硫安製造者については、当該売掛金の額のうち政令で定めるところにより計算した額に相当する金額は、政令で定めるところにより、同日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。この場合においては、当該硫安製造者の会社に対する売掛金の額は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該硫安製造者が会社に対し硫安を販売する場合には、当該硫安製造者については、当該事業年度以後の各事業年度において会社に対し硫安を販売した場合における販売価額と前段の規定を適用しないものとした場合における販売価額との差額に対応するものとして政令で定める額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

3　硫安製造者の昭和三十六年三月三十一日から同年七月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度における総損金が総益金をこえる場合には、そのこえる損金の額のうち、第一項前段の規定により生じたもの又は前項前段の規定の適用があつたことにより生じたもの（同年四月一日から同年七月三十一日までの間の販売に係るものに限る。）として政令で定める額については、法人税法第九条第五項中「五年」とあるのを「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用する。

4　会社が昭和三十六年三月三十一日において現に硫安製造者に対して有する買掛金の額のうち第一項に規定する政令で定めるところにより計算した売掛金の額に対応する額は、同日を含む事業年度の所得の計算上、減額されたものとみなす。この場合においては、当該減額されたものとみなされた金額は、同日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入せず、また、会社が当該事業年度終了の日において有する欠損金額（当該事業年度における総損金が総益金をこえる場合のそのこえる損金の額と法人税法第九条第五項に規定する損金の額との合計額をいう。）は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該減額されたものとみなされた金額に達するまでの金額の減額がされたものとみなす。

5　会社が昭和三十六年四月一日以後硫安製造者から硫安を購入することにより生ずる買掛金の額のうち第二項後段の規定により減額されたものとみなされる売掛金の額は、同日を含む事業年度の所得の計算上、当該損金に算入した金額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

2　硫安製造者が昭和三十六年四月一日を含む事業年度以後の各事業年度において会社に対し硫安を販売する場合には、当該硫安製造者については、当該事業年度の所得の計算上、当該硫安は、その輸出価額を基準として政令で定める価額をもつて販売されたものとみなす。この場合においては、当該事業年度終了の日において当該硫安製造者が会社に対して有する当該硫安の販売に係る売掛金の額は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該政令で定める価額と前段の規定を適用しないものとした場合における販売価額との差額に対応するものとして政令で定める額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

以後の各事業年度の所得の計算上、減額されたものとみなす。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（開拓農地等の所有権取得の登記の税率の軽減）

第七十七条の二　開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）第二条第一項に規定する開拓営農振興組合の組合員である開拓者で同項各号の一に該当するもの（以下この条において「開拓者」という。）が農業委員会等に関する法律第六条第二項の規定に基づく農業委員会のあつせんにより他の開拓者から取得した耕作又は養畜の用に供する土地の所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第八十一条の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条中「次に掲げる事項」を「次の各号に掲げる事項（第八十条の規定の適用を受けるものを除く。）」に、「日本経済」を「、日本経済」に、「、行政機関の法令の規定に基く勧告又は指示によつてされた」を「行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は機械工業振興臨時措置法第十二条の二第一項の規定による承認に係る」に改め、「政令で定めるところにより」の下に「当該勧告若しくは指示又は承認があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる事項の登記の登録税については、同法の規定により算出した金額が同号の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第八十一条第一号及び第二号を次のように改める。

一　会社の設立又は資本若しくは出資の増加（次号に掲げるものを除く。）それぞれ資本若しくは出資の金額又は増加した資本若しくは出資の金額の千分の三・五に相当する金額

二　合併による会社の設立又は資本若しくは出資の増加　それぞれ資本若しくは出資の金額又は合併により増加した資本若しくは出資の金額の千分の一に相当する金額（当該資本若しくは出資の金額が合併によつて消滅した会社の合併当時の資本又は出資の金額を超えるときは、これらの会社の合併当時の資本又は出資の金額の合計額）をこえる場合には、そのこえる金額の千分の二・五に相当する金額を加算した金額）

第八十一条第三号中「権利の取得」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「千分の六」を「千分の四」に、「千分の四に相当する金額」を「千分の四に相当する金額」に改め、同条に次の一号を加える。

四　合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の権利の取得　当該不動産又は船舶の価格の千分の二に相当する金額

第八十一条の次に次の一条を加える。

（農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記の免税）

第八十一条の二　農業協同組合が農業協同組合合併助成法第四条第二項の認定を受けて合併した場合には、当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併により取得する不動産の権利の取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより同法施行の日から昭和四十一年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限

り、登録税を免除する。

第八十三条第一号中「（設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。）」を削り、同条第二号中「設立の日以後五年以内」を「設立の日から昭和三十九年三月三十一日までの間」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第十四条を削り、第十三条を第十四条とし、第十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十五条及び第四十六条の改正規定並びに第二章第四節中「第四款　その他の特例」を削り、第三十八条の二の次に二款及び款名を加える改正規定及び第六十五条の二の次に一款及び款名を加える改正規定中低開発地域工業開発地区として指定された地区に係る部分は低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第　　号）の施行の日から、第十八条及び第五十二条の改正規定並びに第六十七条の前に節名及び二条を加える改正規定中鉱工業技術研究組合に係る部分は鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の施行の日から、第六十六条の次に一節を加える改正規定中農業協同組合に係る部分及び第八十一条の次に一条を加える改正規定は農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用する。

3　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

4　新法第六十五条の三及び第六十五条の四の規定は、昭和三十六年四月一日以後に新法第六十五条の三第一項各号に規定する土地等の買取り又は譲渡がされた場合における当該土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5　新法第六十六条の二から第六十六条の四まで（新法第六十六条の二第一項第三号及び第四号に規定する法人に係る部分に限る。）及び新法第六十六条の五（新法第六十六条の二第一項第三号に規定する法人に係る部分に限る。）の規定は、これらの法人が昭和三十六年四月一日以後に同項第三号又は第四号に規定する勧告又は認可を受けて合併する場合について適用する。

6　新法第八十一条（同条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十六年四月一日以後に行なわれる当該勧告又は指示によつてされる当該事項に係る登録税について適用し、同日前に行なわれた改正前の租税特別措置法第八十一条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十号（昭三六・三・三一）

◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　核燃料物質の使用等に関する規制（第五十二条―第六十一条）」を「第六章　核燃料物質の使用等に関する規制（第五十二条―第六十一条）　第六章の二　国際規制物資の使用に関する規制（第六十一条の二―第六十一条の八）」に改める。

第一条中「必要な規制を行う」の下に「ほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関して必要な規制を行なう」を加える。

第二条に次の二項を加える。

8　この法律において「国際規制物資」とは、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束（以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

9　前項の国際規制物資は、内閣総理大臣が告示する。

第十条第二項第四号及び第二十条第二項第四号中「第六十二条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（定期検査）

第二十九条の二　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行なう検査を受けなければならない。

2　前項の検査は、その原子炉施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行なう。

第三十条中「原子炉の運転計画」を「原子炉（政令で定める原子炉を除く。）の運転計画」に改める。

第三十三条第二項第六号中「第六十二条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十六条中「内閣総理大臣は、」の下に「原子炉施設の性能が第二十九条の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は」を加え、「若しくは原子炉の運転又は」を「原子炉の運転若しくは」に改める。

第五十三条第三号中「廃棄施設」の下に「（以下「使用施設等」という。）」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　核燃料物質の使用を適確に行なうに足りる技術的能力があること。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（施設検査）

第五十五条の二　使用者は、総理府令で定めるところにより、政令で定める核燃料物質の使用施設等の工事について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等を使用してはならない。その使用施設等を変更する場合における当該使用施設等についても、同様とする。

2　前項の検査においては、その使用施設等の工事が総理府令で定める技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

第五十六条第二号中「前条」を「第五十五条」に改め、同条第四号中「第六十二条第一項」の下に「又は

第二項」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「次条」を「第五十七条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十六条の三第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十六条の次に次の二条を加える。

（記録）

第五十六条の二　使用者は、総理府令で定めるところにより、核燃料物質の使用に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

（保安規定）

第五十六条の三　使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3　内閣総理大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4　使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第六十一条ただし書中「条約その他の」を削り、同条に次の一号を加える。

十　第六十一条の八の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　国際規制物資の使用に関する規制

（使用の許可）

第六十一条の二　国際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　原子燃料公社及び製錬事業者が国際規制物資を製錬の事業の用に供する場合

二　原子燃料公社及び加工事業者が国際規制物資を加工の事業の用に供する場合

三　日本原子力研究所及び原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供する場合

四　原子燃料公社及び日本原子力研究所が国際規制物資を再処理の事業の用に供する場合（日本原子力研究所にあつては、日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行なう場合に限る。）

五　使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　使用の目的及び方法

三　国際規制物資の種類及び数量

四　使用の場所

五　予定使用期間

（許可の欠格条項）

第六十一条の三　次の各号の一に該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

一　第六十一条の五の規定により前条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三　禁治産者

四　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

（変更の届出）

第六十一条の四　第六十一条の二第一項の許可を受けた者（以下「国際規制物資使用者」という。）は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　国際規制物資使用者は、第六十一条の二第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第六十一条の五　内閣総理大臣は、国際規制物資使用者が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。

一　第六十一条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二　前条第一項の規定により届出をしなければならない事項を届出をしないでしたとき。

三　第六十二条第二項の条件に違反したとき。

（記録）

第六十一条の六　国際規制物資使用者は、総理府令で定めるところにより、国際規制物資の使用に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事務所に備えて置かなければならない。

（使用の届出）

第六十一条の七　次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者は、総理府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　製錬事業者が国際規制物資を製錬の事業の用に供しようとするとき。

二　加工事業者が国際規制物資を加工の事業の用に供しようとするとき。

三　原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供しようとするとき。

四　使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用しようとするとき。

（返還命令等）

第六十一条の八　内閣総理大臣は、次の各号の一に該当するときは、国際規制物資を使用している者に対し、国際規制物資の返還又は譲渡を命ずることができる。

一　国際約束が停止され、若しくは廃棄され、又は国際約束の期間が満了したとき。

二　国際約束に基づき国際規制物資の供給当事国政府（国際機関を含む。以下同じ。）が購入優先権を行使したとき。

第六十二条第一項中「許可には」の下に「、次項に定める場合を除くほか」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

ない者

2　第三条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の二第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を附することができる。

第六十五条第一項中「又は使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し」を「使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、又は国際規制物資使用者が当該許可に係る国際規制物資のすべての使用を廃止し」に、「又は使用者又は国際規制物資使用者は」に改め、同条第二項中「若しくは第五十二条第一項若しくは第六十一条の二第一項」に改め、同条第四項中「使用者」の下に「又は国際規制物資使用者」を加える。

第六十六条第一項中「若しくは第五十六条」を「、第五十六条若しくは第六十一条の五」に、「若しくは使用者」を「、使用者若しくは国際規制物資使用者」に、「又は核燃料物質」を「若しくは核燃料物質」に、「廃棄する」を「廃棄し、又は国際規制物資（核燃料物質を除く。）を譲り渡す」に改め、同条第三項中「核燃料物質」の下に「若しくは国際規制物資」を加え、「若しくは使用者」を「、使用者若しくは国際規制物資使用者」に改める。

第六十七条中「又は使用者」を「、使用者又は国際規制物資使用者」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（原子力施設検査官）

第六十七条の二　科学技術庁に、原子力施設検査官を置く。

2　原子力施設検査官は、第二十八条から第二十九条の二まで、第四十六条又は第五十五条の二の検査に関する事務に従事する。

3　原子力施設検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条第一項中「又は使用者」は国際規制物資使用者」に改め、同条に次の一項を加える。

4　国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、主務大臣の指定するその職員の立会いのもとに、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資を使用している者の事務所又は工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

第六十九条第一項中「又は第五十六条」を「、第五十六条又は第六十一条の五」に改める。

第七十一条第一項中「又は第三十九条第一項」を「若しくは第三十九条第一項」に、「処分をする」を「処分をし、又は第六十二条第二項の規定により条件を附する」に改め、同条第四項中「第四十条第二項」の下に「、第六十一条の七」を加える。

第七十二条中「届出」の下に「（国際規制物資使用者に係る届出を除く。）」を加える。

第七十三条中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第七十五条第二号中「又は第五十五条第一項」を「、第五十五条第一項又は第六十一条の二第一項」に改め、同条第四号中「又は第四十六条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）」を「、第四十六条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）又は第五十五条の二第一項」に改める。

第七十八条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　第五十五条の二第一項の規定に違反して使用施設等を使用した者

第七十九条第一号中「又は第五十条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）」を「、第五十条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三第一項」に改め、同条第二号中「又は第五十条第三項（第五十一条において準用する場合を含む。）」を「、第五十条第三項（第五十一条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の三第三項」に改め、同条第七号を同条第十号とし、同条第六号中「第六十二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六　第六十一条の二第一項の許可を受けないで国際規制物資を使用した者

七　第六十一条の五の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反した者

八　第六十一条の八の規定による命令に違反した者

第八十条第一号中「又は第四十七条（第五十一条において準用する場合を含む。）」を「、第四十七条（第五十一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の二又は第六十一条の六」に改め、同条第四号中「第一項」を「第一項又は第四項」に、「若しくは検査」を「、検査若しくは取去」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　第六十一条の四第一項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用した者

三　第六十一条の七の規定による届出をしないで国際規制物資を使用した者

第八十三条中「又は第五十五条第一項」を「、第五十五条第二項又は第六十一条の四第二項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に使用されている改正後の法（以下「新法」という。）第五十五条の二第一項に規定する使用施設等については、同項前段の規定は、適用しない。

3　この法律の施行の際現に新法第五十六条の三第一項に規定する核燃料物質を使用している使用者について同項の規定を適用する場合には、同項中「使用開始前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十号）の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

4　この法律の施行の際現に国際規制物資を使用している者（新法第六十一条の二第一項各号に該当する場合における当該各号に規定する者を除く。）は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、新法第六十一条の二第一項の許可を受けないでも、引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

5　この法律の施行の際現に国際規制物資を使用している新法第六十一条の七各号に規定する者について同条の規定を適用する場合には、同条中「総理府令（第一号に該当するときにあつては、総理府令、通商産業省令）で定めるところにより、あらかじめ」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の

規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から起算して六十日以内に」とする。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第五十一号（昭三六・三・三一）

◎郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　定額郵便貯金」を「第五章　定額郵便貯金　第六章　定期郵便貯金」に改める。

第七条中「三種」を「四種」に改め、同条に次の一号を加える。

四　定期郵便貯金　一定の預入期間を定め、その期間内には払いもどしをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの

第十二条第一項第一号中「年三分九厘六毛」を「年三分六厘」に改め、同項第二号中「年四分二厘」を「年四分八毛」に改め、同項第三号中「年六分」を「年五分」に、「年五分五厘」を「年四分五厘」に改め、同項に次の一号を加える。

四　定期郵便貯金　年五分

第十二条第二項中「又は定額郵便貯金について第四十五条第一項但書又は第五十二条第一項但書」を「、定額郵便貯金又は定期郵便貯金について第四十五条第一項ただし書（第六十条において準用する場合を含む。）又は第五十二条第一項ただし書」に改める。

第十四条中「定期郵便貯金」の下に「又は定期郵便貯金」を加える。

第十八条第二項を削る。

第二十条第一項及び第二項中「貯金原簿所管庁」の下に「又は郵便局」を加える。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第二十九条第二項中「、そのすえ置期間」を「そのすえ置期間、定期郵便貯金についてはその預入期間」に改める。

第三十一条中「、料金を免除し、又は」を削る。

第三十六条第一項を削る。

第三十九条第二項を削る。

第四十六条及び第五十三条中「預入の日から」を「預入の日から起算して」に改める。

第五十七条の見出しを「（十年が経過した定額郵便貯金）」に改め、同条第一項中「預入の日から」を「預入の日から起算して」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章　定期郵便貯金

第五十八条（預入期間）　定期郵便貯金の預入期間は、預入の日から起算して一年とする。

第五十九条（預入期間が経過した定期郵便貯金）　定期郵便貯金は、その預入期間が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、第五十七条第二項から第五項までの規定を準用する。

第六十条（準用規定）　定期郵便貯金については、第三十三条から第三十五条まで、第四十五条及び第五十四条の規定を準用する。この場合において、第三十三条中「通帳」とあるのは「貯金証書」と、第四十五条第一項中「すえ置期間」とあるのは「預入期間」と、同条第三項中「第三十七条乃至第四十条」とあるのは「第三十八条から第四十条まで及び第五十五条」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、目次及び第七条の改正規定、第十二条第一項の改正規定中同項に一号を加える部分、同条第二項、第十四条、第二十条第一項及び第二項並びに第二十九条第二項の改正規定並びに第五章の次に一章を加える改正規定は、昭和三十六年十月一日から施行する。

2　この法律の施行前に最初の預入をした積立郵便貯金の契約でこの法律の施行の際現に存するものに係る積立郵便貯金の利率及びすえ置期間の起算日については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に預入した定額郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものの利率並びにすえ置期間及び通常郵便貯金となる期間の起算日については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に納付した郵便貯金に関する料金の還付については、なお従前の例による。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第五十二号（昭三六・三・三一）

◎道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

（道路整備緊急措置法の一部改正）

第一条　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和三十三年度」を「昭和三十六年度」に改め、同条第三項中「ときは」の下に「、あらかじめ」を加え、「、あらかじめ運輸大臣」を「運輸大臣及び経済企画庁長官に、その他の部分については経済企画庁長官に」に改める。

第三条第一項中「昭和三十三年度」を「昭和三十六年度」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　昭和三十年度から昭和三十二年度までの国の直轄の事業に係る道路法第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項若しくは第五十一条又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書の規定による地方公共団体の負担金が地方債の証券をもつて納付された場合における当該年度の前前年

度に支払われた当該地方債に係る償還金（利子に相当する部分を除く。）の額

第四条を削り、第五条中「昭和三十三年度」を「昭和三十六年度」に改め、同条を第四条とする。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画）」に改め、同条中「昭和三十二年度以降の六箇年間における前条の規定により指定された道路に関する積雪寒冷特別地域道路交通確保六箇年計画及び昭和三十八年度」を「昭和三十六年度」に、「同条」を「前条」に、「道路交通確保五箇年計画等」を「道路交通確保五箇年計画」に改める。

第五条から第七条まで中「道路交通確保五箇年計画等」を「道路交通確保五箇年計画」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（道路整備特別会計法の一部改正）

2　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6　道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）による改正前の道路整備緊急措置法第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額を同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するもののの財源に充てて行なつた道路整備事業（昭和三十五年度以前の年度のこの会計の予算で昭和三十六年度以後の年度に繰り越したものにより行なう道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

（内閣総理・大蔵・運輸・建設大臣署名）

法律第五十三号（昭三六・四・一）

◎国立病院特別会計法の一部を改正する法律

国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立病院」の下に「及び国立がんセンター」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　この法律において「国立病院」又は「国立がんセンター」とは、それぞれ厚生省の附属機関として置かれる国立病院又は国立がんセンターをいう。

第三条中「資産の金額」の下に「及び国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十三号）附則第三項の規定により一般会計からこの会計に帰属した資産の金額の合計額」を加える。

第四条中「診療及び病院収入、検査料、手数料及び使用料収入、義し等の売払代金」を「病院収入」に、「業務費、診療及び病院費」を「国立病院及び国立がんセンターの経営費」に改め、「、義し等の製作費」を削る。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

（利益及び損失の処理）

第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつてうめ、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。

2　この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときはその超過額を、繰り越した利益がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

（剰余金の積立て等）

第十五条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2　この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

第十五条の次に次の一条を加える。

（積立金の運用）

第十五条の二 この会計の積立金は、資金運用部に預託して、運用することができる。

第十七条第三項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国立病院特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十六年度の予算から適用し、昭和三十五年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

3　一般会計所属の資産で国立がんセンター経営のため必要なものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

4　改正前の国立病院特別会計法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年四月一日現在における残高に相当する金額は、新法第十四条の規定による利益の繰越しとみなし、同日におけるこの会計の持越現金の額（旧法第十七条第三項の規定により歳入に繰り入れる金額を除く。）は、新法第十五条の規定による積立金とみなす。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第五十四号（昭三六・四・一）

◎郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律

郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十四条第二項但書」を「第十二条の二第一項又は第十四条第二項ただし書」に、「第十四条第一項」を「第十二条の二第一項又は第十四条第二項ただし書の規定による借入金の償還金及び利子、同条第一項」に改め、「、同条第二項但書の規定による借入金の償還金及び利子」を削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

（借入金）

第十二条の二 この会計において、郵便貯金の事業に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において借入金をすることができる。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

第十四条の見出しを「（一時借入金等）」に改め、同条第一項中「一時借入金をする」を「一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用する」に改め、同条第二項中「一時借入金」の下に「及び繰替金」を加え、「当該年度において」を「当該年度の歳入をもつて」に改める。

第十五条中「前条第一項及び第二項但書の規定による一時借入金及び借入金」を「第十二条の二第一項又は前条第二項ただし書の規定による借入金及び同条第一項の規定による一時借入金」に改める。

第十六条中「第十四条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第二項但書の規定による借入金の償還金及び」を「第十二条の二第一項又は第十四条第二項ただし書の規定による借入金の償還金及び利子並びに同条第一項の規定による一時借入金の」に改める。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項以下を二項ずつ繰り上げる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　資金運用部特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

3　改正後の郵便貯金特別会計法及び資金運用部特別会計法の規定は、昭和三十六年度の予算から適用し、昭和三十五年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号（昭三六・四・一）

◎有価証券取引税法の一部を改正する法律

有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一種甲中「第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券」の下に「（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条第四項に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。以下第二種甲において同じ。）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号（昭三六・四・一）

◎国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律

1　昭和三十六年度以後当分の間、国債の償還財源に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第二項の規定にかかわらず、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第一項その他他の法律の規定により国債の償還財源に充てる金額と合して毎年度の予算に定めるところによるものとする。

2　前項の金額の決定については、国債整理基金の状況、一般会計の負担に属する国債の償還見込みその他の事情を勘案し、将来における同基金による国債の償還に支障を生じないようにしなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律（昭和二十八年法律第百号）は、廃止する。

3　国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

第十四条　日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第百五号）第九条第二項又ハ日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第八条第二項ノ規定ニ依リ日本国有鉄道又ハ日本電信電話公社ガ政府ニ対シ負フ債務ノ償還金及利子（以下「法定債務ノ償還金等」ト謂フ）ハ国債整理基金特別会計ノ歳入トス

第十五条　政府ガ日本国有鉄道及日本電信電話公社ヨリ法定債務ノ償還金等ノ支払ヲ受ケタルトキハ其ノ支払金額ニ相当スル金額ガ第二条第一項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰リ入レラレタルモノト看做ス

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十七号（昭三六・四・一）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「五百八十三億円」を「七百三億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭三六・四・一）

◎日本住宅公団法の一部を改正する法律

日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第八号中「前七号」を「前八号」に、「施設」を「市街地において自ら又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「（以下本章において「施設」という。）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　市街地において公団が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

第三十二条中「施設」を「前条第三号及び第五号の施設」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（投資）

第三十二条の二　公団は、建設大臣の認可を受けて、公団の管理に係る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは管理又は当該団地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう事業に投資（融資を含む。）をすることができる。

第五十八条を次のように改める。

（他の法令の準用）

第五十八条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国又は国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六十一条第一項第一号中「第四条第三項」の下に「、第三十二条の二」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第五十九号（昭三六・四・五）

◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（鉄道の普通旅客運賃）

第三条　鉄道の普通旅客運賃は、左の各号の定めるところによる。

一　二等の運賃は、営業キロ一キロメートルごとに、三百キロメートルまでの部分については二円七十五銭の賃率、三百キロメートルをこえる部分については一円三十五銭の賃率によつて計算した額とする。

二　一等の運賃は、二等の運賃の一・六六六倍とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

第四条の規定による航路普通旅客運賃表

航路別	二等運賃	一等運賃
	円	円
青森函館間	290	580
宇野高松間	70	140
仁方堀江間	200	400
宮島口宮島間	30	
大畠小松港間	40	
下関門司港間	50	

別表第二

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

（一グラムトンにつき）

等級 / キロ程	普通 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	特別 1	2	3	4
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一でキロメートル	193	157	132	123	118	114	110	106	101	96	114	106	98	90
5	229	186	157	146	140	136	130	126	120	114	136	126	116	107
10	265	215	182	169	162	157	151	146	139	132	157	146	134	124
15	301	244	207	192	184	179	171	165	158	150	179	165	152	141
20	337	274	232	215	206	200	192	185	177	168	200	185	171	158
25	373	303	256	238	228	221	212	205	196	187	221	205	189	175
30	409	332	281	261	251	243	233	225	215	205	243	225	207	192
35	445	362	306	284	273	264	253	245	234	223	264	245	225	209
40	481	391	331	307	295	286	274	265	253	241	286	265	244	226
45	517	420	355	330	317	307	294	284	272	259	307	284	262	242
50	553	449	380	353	339	328	315	304	290	277	328	304	280	259
55	589	479	405	376	361	350	335	324	309	295	350	324	298	276
60	625	508	430	399	383	371	356	344	328	313	371	344	317	293
65	661	537	455	422	405	393	376	364	347	331	393	364	335	310

보수율 \ 지난50年	202	165	139	129	124	120	115	111	106	101	120	111	103	94
3,000	12,651	10,279	8,697	8,065	7,749	7,511	7,195	6,958	6,642	6,326	7,511	6,958	6,405	5,980
2,950	12,449	10,114	8,558	7,936	7,625	7,391	7,080	6,847	6,536	6,225	7,391	6,847	6,302	5,886
2,900	12,247	9,950	8,420	7,808	7,501	7,271	6,965	6,736	6,430	6,124	7,271	6,736	6,200	5,741
2,850	12,045	9,786	8,281	7,679	7,378	7,151	6,850	6,625	6,324	6,023	7,151	6,625	6,098	5,646
2,800	11,842	9,622	8,142	7,550	7,254	7,031	6,735	6,513	6,218	5,922	7,031	6,513	5,995	5,551
2,750	11,640	9,458	8,003	7,421	7,130	6,911	6,620	6,402	6,111	5,820	6,911	6,402	5,893	5,457
2,700	11,438	9,293	7,864	7,292	7,006	6,791	6,506	6,291	6,005	5,719	6,791	6,291	5,791	5,362
2,650	11,236	9,129	7,725	7,163	6,882	6,671	6,391	6,180	5,899	5,618	6,671	6,180	5,688	5,267
2,600	11,034	8,965	7,586	7,034	6,759	6,551	6,276	6,069	5,793	5,517	6,551	6,069	5,586	5,172
2,550	10,832	8,801	7,447	6,906	6,635	6,431	6,161	5,958	5,687	5,416	6,431	5,958	5,484	5,078
2,500	10,630	8,637	7,308	6,777	6,511	6,311	6,046	5,846	5,581	5,315	6,311	5,846	5,381	4,983
2,450	10,428	8,472	7,169	6,648	6,387	6,191	5,931	5,735	5,475	5,214	6,191	5,735	5,279	4,888
2,400	10,226	8,308	7,030	6,519	6,263	6,071	5,816	5,624	5,369	5,113	6,071	5,624	5,177	4,794
2,350	10,023	8,144	6,891	6,390	6,140	5,951	5,701	5,513	5,263	5,012	5,951	5,513	5,075	4,699
2,300	9,821	7,980	6,752	6,261	6,016	5,831	5,586	5,402	5,157	4,911	5,831	5,402	4,972	4,604
2,250	9,619	7,816	6,613	6,132	5,892	5,711	5,471	5,291	5,050	4,810	5,711	5,291	4,870	4,509
2,200	9,417	7,651	6,474	6,004	5,768	5,591	5,356	5,179	4,944	4,709	5,591	5,179	4,768	4,415
2,150	9,215	7,487	6,335	5,875	5,644	5,471	5,241	5,068	4,838	4,608	5,471	5,068	4,665	4,320
2,100	9,013	7,323	6,196	5,746	5,521	5,351	5,126	4,957	4,732	4,507	5,351	4,957	4,563	4,225
2,050	8,811	7,159	6,057	5,617	5,397	5,231	5,011	4,846	4,626	4,406	5,231	4,846	4,461	4,130
2,000	8,609	6,994	5,918	5,488	5,273	5,111	4,896	4,735	4,520	4,305	5,111	4,735	4,358	4,036
1,950	8,407	6,830	5,779	5,359	5,149	4,991	4,781	4,624	4,414	4,204	4,991	4,624	4,256	3,941
1,900	8,204	6,666	5,641	5,231	5,025	4,871	4,666	4,512	4,308	4,102	4,871	4,512	4,154	3,846
1,850	8,002	6,502	5,502	5,102	4,902	4,751	4,551	4,401	4,202	4,001	4,751	4,401	4,051	3,751
1,800	7,800	6,338	5,363	4,973	4,778	4,631	4,436	4,290	4,095	3,900	4,631	4,290	3,949	3,657
1,750	7,598	6,173	5,224	4,844	4,654	4,511	4,321	4,179	3,989	3,799	4,511	4,179	3,847	3,562
1,700	7,396	6,009	5,085	4,715	4,530	4,391	4,207	4,068	3,883	3,698	4,391	4,068	3,744	3,467
1,650	7,194	5,845	4,946	4,586	4,406	4,271	4,092	3,957	3,777	3,597	4,271	3,957	3,642	3,372
1,600	6,992	5,681	4,807	4,457	4,283	4,151	3,977	3,846	3,671	3,496	4,151	3,846	3,540	3,278
1,550	6,790	5,517	4,668	4,329	4,159	4,031	3,862	3,734	3,566	3,395	4,031	3,734	3,437	3,183
1,500	6,588	5,352	4,529	4,200	4,035	3,911	3,747	3,623	3,459	3,294	3,911	3,623	3,335	3,088
1,450	6,391	5,198	4,394	4,075	3,915	3,795	3,635	3,515	3,356	3,196	3,795	3,515	3,236	2,996
1,400	6,195	5,034	4,259	3,950	3,795	3,678	3,524	3,407	3,253	3,098	3,678	3,407	3,136	2,904
1,350	5,999	4,874	4,124	3,824	3,674	3,562	3,412	3,299	3,150	3,000	3,562	3,299	3,037	2,812
1,300	5,803	4,715	3,988	3,699	3,554	3,445	3,300	3,192	3,047	2,902	3,445	3,192	2,938	2,720
1,250	5,606	4,555	3,854	3,574	3,434	3,329	3,189	3,084	2,944	2,803	3,329	3,084	2,838	2,628
1,200	5,410	4,396	3,720	3,449	3,314	3,212	3,077	2,976	2,841	2,705	3,212	2,976	2,739	2,536
1,150	5,214	4,236	3,585	3,324	3,194	3,096	2,966	2,868	2,738	2,607	3,096	2,868	2,640	2,444
1,100	5,018	4,077	3,450	3,199	3,073	2,979	2,854	2,760	2,635	2,509	2,979	2,760	2,540	2,352
1,050	4,822	3,918	3,315	3,074	2,953	2,863	2,742	2,652	2,532	2,411	2,863	2,652	2,441	2,260
1,000	4,625	3,758	3,180	2,949	2,833	2,746	2,631	2,544	2,429	2,313	2,746	2,544	2,342	2,168
975	4,527	3,678	3,112	2,886	2,773	2,688	2,575	2,490	2,377	2,264	2,688	2,490	2,292	2,122
950	4,429	3,599	3,045	2,824	2,713	2,630	2,519	2,436	2,326	2,215	2,630	2,436	2,242	2,076
925	4,331	3,519	2,978	2,761	2,653	2,571	2,463	2,382	2,274	2,166	2,571	2,382	2,193	2,030
900	4,233	3,439	2,910	2,699	2,593	2,513	2,408	2,328	2,223	2,117	2,513	2,328	2,143	1,984
875	4,135	3,360	2,843	2,636	2,533	2,455	2,352	2,274	2,171	2,068	2,455	2,274	2,093	1,938

보수율 \ 지난50年	202	165	139	129	124	120	115	111	106	101	120	111	103	94
850	4,037	3,280	2,775	2,574	2,472	2,397	2,296	2,220	2,120	2,019	2,397	2,220	2,044	1,892
825	3,939	3,200	2,708	2,511	2,412	2,338	2,240	2,166	2,068	1,969	2,338	2,166	1,994	1,846
800	3,841	3,121	2,640	2,448	2,352	2,280	2,184	2,112	2,017	1,920	2,280	2,112	1,944	1,800
775	3,737	3,036	2,569	2,382	2,289	2,218	2,125	2,055	1,962	1,868	2,218	2,055	1,892	1,752
750	3,633	2,952	2,497	2,316	2,225	2,157	2,066	1,998	1,907	1,816	2,157	1,998	1,839	1,703
725	3,529	2,867	2,426	2,249	2,161	2,095	2,007	1,941	1,853	1,764	2,095	2,041	1,786	1,654
700	3,425	2,783	2,354	2,183	2,097	2,033	1,948	1,884	1,798	1,712	2,033	1,884	1,734	1,605
675	3,321	2,698	2,283	2,117	2,034	1,971	1,889	1,826	1,744	1,660	1,971	1,826	1,681	1,557
650	3,217	2,614	2,211	2,051	1,970	1,910	1,829	1,769	1,689	1,608	1,910	1,769	1,629	1,508
625	3,113	2,529	2,140	1,984	1,906	1,848	1,770	1,712	1,634	1,556	1,848	1,712	1,576	1,459
600	3,009	2,445	2,068	1,918	1,843	1,786	1,711	1,655	1,580	1,504	1,786	1,655	1,523	1,410
575	2,902	2,358	1,995	1,850	1,777	1,723	1,650	1,596	1,524	1,451	1,723	1,596	1,469	1,360
550	2,796	2,271	1,922	1,782	1,712	1,660	1,590	1,538	1,468	1,398	1,660	1,538	1,415	1,311
525	2,689	2,185	1,849	1,714	1,647	1,596	1,529	1,479	1,412	1,345	1,596	1,479	1,361	1,261
500	2,582	2,098	1,775	1,646	1,582	1,533	1,469	1,420	1,356	1,291	1,533	1,420	1,308	1,211
490	2,540	2,064	1,746	1,619	1,555	1,508	1,444	1,397	1,334	1,270	1,508	1,397	1,286	1,191
480	2,497	2,029	1,717	1,592	1,529	1,482	1,420	1,373	1,311	1,249	1,482	1,373	1,264	1,171
470	2,455	1,994	1,687	1,565	1,503	1,457	1,396	1,350	1,289	1,227	1,457	1,350	1,243	1,151
460	2,412	1,960	1,658	1,538	1,477	1,432	1,372	1,327	1,267	1,206	1,432	1,327	1,221	1,131
450	2,369	1,925	1,629	1,510	1,451	1,407	1,347	1,303	1,244	1,185	1,407	1,303	1,200	1,111
440	2,327	1,890	1,599	1,483	1,425	1,381	1,323	1,280	1,222	1,163	1,381	1,280	1,178	1,091
430	2,284	1,856	1,570	1,456	1,399	1,356	1,299	1,256	1,199	1,142	1,356	1,256	1,156	1,071
420	2,241	1,821	1,541	1,429	1,373	1,331	1,275	1,233	1,177	1,121	1,331	1,233	1,135	1,051
410	2,199	1,787	1,512	1,402	1,347	1,305	1,251	1,209	1,155	1,100	1,305	1,209	1,113	1,031
400	2,156	1,752	1,482	1,375	1,321	1,280	1,226	1,186	1,132	1,078	1,280	1,186	1,092	1,011
390	2,114	1,717	1,453	1,347	1,294	1,255	1,202	1,163	1,110	1,057	1,255	1,163	1,070	991
380	2,071	1,683	1,424	1,320	1,268	1,229	1,178	1,139	1,087	1,036	1,229	1,139	1,049	971
370	2,028	1,648	1,394	1,293	1,242	1,204	1,154	1,116	1,065	1,014	1,204	1,116	1,027	951
360	1,986	1,613	1,365	1,266	1,216	1,179	1,129	1,092	1,043	993	1,179	1,092	1,005	931
350	1,943	1,579	1,336	1,239	1,190	1,154	1,105	1,069	1,020	972	1,154	1,069	984	911
340	1,901	1,544	1,306	1,212	1,164	1,128	1,081	1,045	998	950	1,128	1,045	962	891
330	1,858	1,510	1,277	1,184	1,138	1,103	1,057	1,022	976	929	1,103	1,022	941	871
320	1,815	1,475	1,248	1,157	1,112	1,078	1,032	998	953	908	1,078	998	919	851
310	1,773	1,440	1,219	1,130	1,086	1,052	1,008	975	931	886	1,027	952	876	811
300	1,730	1,406	1,189	1,103	1,060	1,027	984	952	908	865	1,002	928	854	791
290	1,687	1,371	1,160	1,076	1,033	1,002	960	928	886	844	976	905	833	771
280	1,645	1,336	1,131	1,049	1,007	976	935	905	864	823	951	881	811	751
270	1,602	1,302	1,101	1,021	981	951	911	881	841	801	925	858	791	731
260	1,560	1,267	1,072	994	955	926	887	858	819	780	901	834	768	711
250	1,517	1,233	1,043	967	929	901	863	834	797	759	878	811	746	691
240	1,474	1,198	1,013	940	903	875	838	811	774	737	855	787	725	671
230	1,432	1,163	984	913	877	850	814	787	752	716	832	765	705	651
220	1,389	1,129	955	886	851	825	790	764	729	695	809	744	686	631
210	1,346	1,094	926	858	825	799	766	741	707	673	786	723	666	612
200	1,304	1,059	896	831	799	774	741	717	685	652	763	702	647	594
190	1,261	1,025	867	804	772	749	717	694	662	631	740	681	628	577
180	1,219	990	838	777	746	723	693	670	640	609	717	660	609	560
170	1,176	955	808	750	720	698	669	647	618	588	694	639	589	542
160	1,133	921	779	722	694	673	645	623	595	567	671	618	570	525
150	1,091	886	750	695	668	648	620	600	573	545	648	600	552	508
140	1,048	852	720	668	642	622	596	577	550	524	622	577	531	491
130	1,006	817	691	641	616	597	572	553	528	503	597	553	509	471
120	963	782	662	614	590	572	548	530	506	482	572	530	487	451
110	920	748	633	587	564	546	523	506	483	460	546	506	466	431
100	878	713	603	559	538	521	499	483	461	439	521	483	444	411
95	842	684	579	536	515	500	479	463	442	421	500	463	426	395
90	806	654	554	514	493	478	458	443	423	403	478	443	408	378
85	769	625	529	491	471	457	438	423	404	385	457	423	390	361
80	733	596	504	468	449	435	417	403	385	367	435	403	371	344
75	697	567	479	445	427	414	397	384	366	349	414	384	353	327

附　則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十号（昭三六・四・一〇）

◎皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「五千万円」を「五千八百万円」に改める。

第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第六十一号（昭三六・四・一〇）

◎消防組織法の一部を改正する法律

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「火災防ぎよ計画」を「消防計画」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　非常勤消防団員が退職した場合における報償の実施に関する事項

第五条を削り、第四条の四を第五条とし、第四条の三を第四条の四とし、第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　消防庁に、次長一人を置く。

次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第十五条の三第一項の次に次の一項を加える。

消防団員の階級の基準は、消防庁が準則で定める。

第十八条の二第七号中「火災防ぎよ計画」を「消防計画」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年七月一日から施行する。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十二号（昭三六・四・一〇）

◎計量法等の一部を改正する法律

第一条　計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び温度」を「、温度及び光度」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　長さの計量単位は、メートルとする。

メートルは、クリプトン八六の原子の準位 $2p_{10}$ と $5d_5$ との間の遷移に対応する光の真空の下における波長の一、六五〇、七六三・七三倍に等しい長さとし、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める方法により現示する。

第三条第四号を次のように改める。

四　温度の計量単位は、ケルビン度とする。

ケルビン度は、水と氷と水蒸気との平衡温度を二七三・一六ケルビン度とする熱力学的絶対温度目盛によるものとし、政令で定める温度目盛で現示する。

第三条に次の一号を加える。

五　光度の計量単位は、カンデラとする。

カンデラは、白金の凝固点にある黒体の一平方メートルの平らな表面の垂直方向の光度の六〇〇、〇〇〇分の一の光度とする。

前項に規定する白金の凝固点にある黒体と色の異なる光源の光度は、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める。

カンデラは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

第四条第一項中「前条第一号のメートル原器」を「前条第二号のキログラム原器」に、「メートル副原器」を「キログラム副原器」に改め、同条第二項を削る。

第五条各号列記以外の部分中「、光度」を削り、同条第八号を次のように改める。

八　工率の計量単位は、ワット及びキログラムメートル毎秒とする。

ワットは、一秒につき一ジュールの工率をいう。

キログラムメートル毎秒は、一秒につき一キログラムメートルの工率をいう。

第五条第十五号を次のように改める。

十五　削除

第五条第十九号中「〇度」を「二七三・一五ケルビン度」に改める。

第六条第四号を次のように改める。

四　第三条第四号のケルビン度の補助計量単位は、度とする。

度は、ケルビン度を表わす数値から二七三・一五を減じた数値で表わされる目盛による。

第十二条中「メートル原器、キログラム原器、メートル副原器及びキログラム副原器、第五条第十五号及び第十九号」を「キログラム原器及びキログラム副原器、第三条第五号及び第五条第十九号」に改める。

第七十八条を次のように改める。

（用途の制限）

第七十八条　特定の物の計量に使用しないと正確に計量することができない計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める物の計量に使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第七十九条を削り、第八十条中「取引上又は証明上の計量」を「取引上又は証明上における法定計量単位による計量」に改め、同条を第七十九条とし、第八十一条中「又は検位衡」を削り、同条を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（使用方法の制限）

第八十一条　前二条に定めるもののほか、特定の使用の方法に従つて使用しないと正確に計量することができない計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める使用の方法に従つて使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第八十二条を次のように改める。

（使用範囲の制限）

第八十二条　一定の範囲内における計量に使用しないと正確に計算することができない計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める範囲内における計量に使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第八十三条に見出しとして「（ますの使用制限）」を附し、同条第一項中「穀類」の下に「（米、麦及び通商産業省令で定める雑穀をいう。以下同じ。）」を加える。

第九十条第二項中「前条第一項第二号」を「第八十九条第一項第二号」に改める。

第二百十六条中「第七十六条第一項」の下に「、第七十八条、第八十一条、第八十二条」を加える。

第二百二十二条第二項中「第百五十条第一項の検査」の下に「又は第百五十一条の二第四項の登録」を加える。

第二条　計量法施行法（昭和二十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「〇度」を「二七三・一五ケルビン度」に改める。

第九条第三項中「昭和三十六年十二月三十一日までは」を「内燃機関に関する計量その他の政令で定める計量については、当分の間は」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、計量法施行法第九条第三項の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

2　ケルビン度については、当分の間は、「絶対温度」の呼称を用いることができる。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、メートル原器」を削る。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭三六・四・一一）

◎国民年金特別会計法

（設置）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）による国民年金事業を経営するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条　この会計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）

第三条　この会計は、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分する。

（国民年金勘定の歳入及び歳出）

第四条　国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、業務勘定からの受入金、法第八十五条第一項の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（福祉年金給付費を除く。）及び還付金、国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する業務勘定からの受入金は、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額を、国民年金勘定における経費の財源として、業務勘定から繰り入れるものとする。

（福祉年金勘定の歳入及び歳出）

第五条　福祉年金勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、福祉年金給付費及び附属諸費をもつてその歳出とする。

（業務勘定の歳入及び歳出）

第六条　業務勘定においては、法第八十五条第三項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金印紙の売りさばき収入、国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、第四条第二項の規定による国民年金勘定への繰入金及び国民年金事業の福祉施設に要する経費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第七条　厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第十条　厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　国民年金勘定及び業務勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書

二　当該年度末における積立金明細表

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（国民年金勘定の積立金）

第十二条　国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上生ずる過剰は、同勘定の積立金として積み立てなければならない。ただし、同勘定の歳入歳出決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度への繰越額及び第十六条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額は、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（積立金の運用）

第十四条　国民年金勘定の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

（余裕金の預託）

第十五条　各勘定において、支払上現金に余裕がある

予定計算書等」という。）を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書等には、国民年金勘定及び業務勘定に係る次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　前前年度及び当該年度の貸借対照表及び損益計算書

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第八条　この会計の歳入歳出予算は、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第九条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第七条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項の書類を添附しなければならない。

ときは、これを資金運用部に預託することができる。

（一般会計からの受入金等の過不足の調整）

第十六条　国民年金勘定又は福祉年金勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合においては、次に定めるところによる。

一　当該超過額に相当する金額は、翌年度において法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金としてこれらの勘定において一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは、翌翌年度までにこれらの勘定から一般会計に返還する。

二　当該不足額に相当する金額は、翌翌年度までに一般会計からこれらの勘定に繰り入れる。

2　前項の規定は、第四条第二項の規定により毎会計年度業務勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において国民年金印紙により納付された保険料に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

（支出未済額の繰越し）

第十七条　この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　厚生大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定による繰越しをしたときは、その経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十八条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、附則第四項及び附則第五項の規定を除き、昭和三十六年度の予算から適用する。

2　昭和三十六年四月一日において一般会計に所属する資産及び負債で国民年金事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計の業務勘定又は福祉年金勘定に帰属するものとする。

3　第七条第二項又は第九条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき書類のうち、昭和三十六年度分にあつては第七条第二項第一号の書類及び同項第二号の書類で前年度に係るもの、昭和三十七年度分にあつては同項第一号の書類は、その添附を要しないものとする。

4　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十一条第一項」を「、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十一条第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項」に改め、同条第二項中「日雇労働者健康保険印紙」の下に「、国民年金法第九十二条第一項に規定する国民年金印紙」を加える。

第三条第一項中「郵便局において」の下に「、国民年金印紙は、都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所のほか、厚生大臣の委託する者が設ける国民年金印紙売りさばき所において」を加え、

同条第二項中「郵政大臣が」の下に「、国民年金印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は、厚生大臣が」を加える。

5　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二号の次に次の一号を加える。

二の二　国民年金特別会計の経理を行なうこと。

6　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あへん特別会計」の下に「、国民年金特別会計」を加える。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭三六・四・一三）

◎警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「、地方公共団体」を「及び都道府県」に改め、同条中「地方公共団体」を「都道府県」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合のほか、水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事により人の生命に危険が及び又は危険が及ぼうとしている場合に、自らの危難をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たつた者（法令の規定に基づいて救助に当たつた者その他政令で定める者を除く。）がその救助に当たつたため災害を受けたときも、同項と同様とする。

第三条第一項中「地方公共団体」を「都道府県」に改め、同条第二項中「当該都道府県公安委員会の属する地方公共団体」を「当該都道府県公安委員会が置かれている都道府県」に改め、同条第四項中「又は被害者の救助に当つたこと」を「若しくは被害者の救助に当たつたこと又は前条第二項に規定する人命の救助に当たつたこと」に、「救助に当つた場所を管轄する都道府県警察が置かれている地方公共団体」を「救助に当たつた場所の存する都道府県」に改める。

第四条第二項中「地方公共団体」を「都道府県」に改める。

第五条第一項第五号を削る。

第六条第二項、第七条及び第八条中「地方公共団体」を「都道府県」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「地方公共団体」を「都道府県」に改める。

（内閣総理・運輸大臣署名）

法律第六十五号（昭三六・四・一七）

◎港湾法の一部を改正する法律

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の五の次に次の一条を加える。

（地盤の沈下により必要となつた港湾工事に係る国庫負担等の特例）

第五十五条の六　当分の間、政令で定める重要港湾（特定重要港湾を除く。）において、港湾管理者が次の工事をする場合には、その工事に要する費用の十分の六までを国において負担することができる。

一　地盤の沈下により必要となつた外郭施設又は係留施設の改良の工事であつて、当該施設の効用（その施設が建設された時における効用とし、その施設が改良された場合にあつては、その改良された時における効用とする。以下この条において同じ。）の復旧及び維持を目的とするもの

二　地盤の沈下により外郭施設又は係留施設の効用の全部又は一部が失われた場合において、その施設について前号の工事をすることが著しく困難又は不適当であるため、必要となつた当該施設に代わるべき外郭施設又は係留施設の建設の工事

三　地盤の沈下による海水又は河川の流水の侵入を防止するために必要な外郭施設の建設の工事

2　第四十二条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

3　当分の間、第一項の重要港湾において、港湾管理者が次の工事をする場合については、第四十三条第二号中「十分の五以内」とあるのは、「十分の六以内」とする。

一　地盤の沈下により必要となつた臨港交通施設の改良の工事であつて、当該施設の効用の全部又は一部が失われた場合において、その施設について前号の工事をすることが著しく困難又は不適当であるため、必要となつた当該施設に代わるべき臨港交通施設の建設の工事

4　第一項及び第二項の規定は、第一項の重要港湾において、第五十二条第一項の規定により運輸大臣が自ら第一項各号の工事をする場合について準用する。

5　当分の間、第一項の重要港湾において、第五十二条第一項の規定により運輸大臣が自ら第三項各号の工事をする場合については、同条第三項中「十分の五」とあるのは、「十分の四以上十分の五以下の範囲内で運輸大臣が定める額」とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の第五十五条の六の規定は、昭和三十六年度以降の予算に係る工事について適用する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭三六・四・一八）

◎精神衛生法の一部を改正する法律

精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条（知事による入院措置）」を「第二十九条（知事による入院措置）　第二十九条の二（入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額）　第二十九条の三（社会保険診療報酬支払基金への事務の委託）」に改める。

第二十九条（知事による入院措置）を第二十九条の二（入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額）とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の三　都道府県は、第二十九条の規定により入院する者について国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院が行なつた医療が前条に規定する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定並びに国又は指定病院の設置者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第三十条に見出しとして「（費用の支弁及び負担）」を加え、同条第一項中「前条」を「第二十九条」に改め、「政令の定めるところにより、」を削り、「負担」を「支弁」に改め、同条第二項中「支出する」を「支弁した」に、「二分の一を補助する」を「十分の八を負担する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

（経過規定）

2　前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることがこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生大臣が精神衛生審議会の意見を聞いて定めるところによる。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

3　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「委託されたときにおいても、」を「委託されたとき、並びに精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の三の規定により、同条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、」に改める。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭三六・四・二〇）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中公営競技調査会の項の次に次のように加える。

海洋科学技術審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。
町名地番制度審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて町名地番制度に関する重要事項を調査審議すること。

第十五条第二項中「職員」の下に「その他これらの附属機関に関し必要な事項」を加える。

附則第四項中「税制調査会は昭和三十七年三月三十一日まで」の下に「、町名地番制度審議会は昭和三十七年三月三十一日まで」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・自治大臣署名）

法律第六十八号（昭三六・四・二〇）

◎関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「関税を」の下に「軽減し、又は」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

の互選によつてこれを定める。
2　会長は、会務を総理する。
3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第六十九号（昭三六・四・二五）

◎原子力委員会設置法の一部を改正する法律

原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の三条を加える。

（原子炉安全専門審査会）

第十四条の二　委員会に、原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、委員長の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十四条の三　審査会は、審査委員三十人以内で組織する。

2　審査委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　審査委員は、非常勤とする。

4　学識経験のある者のうちから任命される審査委員の任期は、二年とする。

5　前項の審査委員は、再任されることができる。

第十四条の四　審査会に、会長一人を置き、審査委員

法律第七十号（昭三六・四・二五）

◎科学技術会議設置法の一部を改正する法律

科学技術会議設置法（昭和三十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「八人」を「十人」に改める。

第六条第一項第六号中「三人」を「五人」に改め、同条第三項中「一人」を「三人」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行により新たに任命される議員の任期は、科学技術会議設置法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年九月二十六日までとする。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭三六・四・二五）

◎公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、子及び孫については、十八歳未満でまだ婚姻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情である場合を含む。以下同じ。）をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き続き別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとする。

第五十八条第一項中「組合員期間二十年以上の者」の下に「又は組合員期間十年以上二十年未満の組合員」を加え、同条第二項第一号中「組合員」を「組合員期間二十年以上の組合員」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にあつては、組合員期間十年以上十一年未満に対し、俸給年額の百分の十に相当する金額とし、組合員期間十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算した金額

第五十九条第一項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。

第六十条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四　子又は孫で別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

五　子又は孫で別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第六十一条に見出しとして「（遺族年金の停止）」を附し、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同順位者から申請があつたとき」を「同順位者があるときに、「次順位者から申請があつたとき」を「同順位者がないとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第八十三条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（支払事務の委託）

第八十六条の二　組合は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に関する事務を郵政大臣に委託することができる。

附則第五条第一項第一号イを次のように改め、同号ハ中「軍人恩給」を「普通恩給である軍人恩給」に改める。

イ　削除

附則第六条に次の一項を加える。

6　組合員期間十年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金の年額は、第五十八条第二項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した遺族年金の年額に相当する金額から、当該更新組合員に係る前条第一項各号に掲げる期間につき、第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する金

額を減じた金額とする。

附則第九条中「（法律第百五十五号附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつている実在職年の年月数を除く。以下同じ。）」を削る。

附則第十条を次のように改める。

第十条　組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職した場合において、附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に関する法令の規定による普通恩給（軍人恩給及び恩給法第四十六条の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）を受ける権利を有することとなるときは、第五十条第一項本文及び第五十四条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は支給しない。

附則第十一条第一項中「附則第九条」を「前二条」に改め、同項第一号中「職員であつた期間」を「施行日前の職員であつた期間」に改め、同項第二号中「昭和二十三年六月三十日」を「昭和三十一年六月三十日」に改める。

附則第十三条第二項中「二十年未満」を「十年未満」に、「附則第九条から第十一条まで」を「附則第九条又は第十一条」に改め、同条第三項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。

附則第十四条第四項を次のように改める。

4　前条第二項又は第三項の規定による遺族年金の年額は、当該死亡を退職とみなしたならば当該更新組合員に支給すべきこととなる退職年金の年額の二分の一に相当する金額とする。

附則第十九条第一項中「恩給に関する法令の規定による普通恩給（軍人恩給及び恩給法第四十六条の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）」を「普通恩給」に改める。

附則第二十六条第一項前段中「附則第五条、第六条、第八条、第九条、第十一条から第十八条まで」に改め、同項後段を次のように改め、同条第二項及び同条第三項後段を削る。

この場合において、これらの規定中「施行日」とあるのは「転入した日」と、附則第五条第一項第四号及び第十一条第一項第二号から第五号までの規定中「職員であつた期間」とあるのは「職員」並びに同項第一号中「職員であつた期間又は後に引き続く職員」とあるのはそれぞれ「職員又は国家公務員」と読み替えるものとする。

附則第三十二条中「第四項」を「第五項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（遺族に関する経過措置）

第二条　改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）の遺族の範囲及び順位に関する規定は、この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金についても、適用する。ただし、新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族以外の者が改正前の公共企業体職員等共済組合法（以下「旧法」という。）の規定によりこの法律の施行の時までの間について支給を受けた遺族年金は、返還することを要せず、新たに新法の規定により遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者に対して支給すべき当該遺族年金でこの法律の施行の時までの間に係るものは、支給しない。

2　この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金の支給を行けるべき遺族である者（新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族に該当する者を除く。）は、この法律の施行後も、旧法第六十条第一項各号の一に該当するに至るまでは、なお従前の例により、当該遺族年金の支給を受けることができる。

3　前項の場合においては、新たに新法の規定により当該遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者は、新法及び第一項の規定にかかわらず、前項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者（当該遺族年金を受けるべき者が二人以上あるときは、その全員）が旧法第六十条第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができない。

第三条　この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金で旧法の規定による遺族がいないため支給されなかつたものについて、当該組合員であつた者の死亡の時において新法の遺族の範囲に関する規定を適用するとしたならば当該遺族一時金の支給を受けるべき遺族がある場合は、この法律の施行の日において、その新法の規定による遺族に当該遺族一時金を支給する。

2　この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金（前項に規定するものを除く。）に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

（更新組合員等に関する経過措置）

第四条　新法附則第十条及び第十一条（この法律による改正に係る部分に限り、当該部分を新法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、この法律の施行前に退職した更新組合員及び転入組合員（以下「更新組合員等」という。）についても、適用する。

2　この法律の施行前に死亡した更新組合員等について、その死亡を退職とみなしたならば新法附則第十条又は第十一条の規定による退職年金を支給すべきこととなる場合は、その者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額については、新法附則第十四条第四項の規定の例によるものとする。

3　新法附則第十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者」と、「その時」とあるのは「更新組合員等であつた者の遺族」と、「その時又は更新組合員等であつた者の遺族」とあるのは「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）の施行の日の前日まで」と、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金とあるのは「一時金である給付」と読み替えるものとする。

（従前の給付に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

（組合員期間の計算に関する特例）

第六条　この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員等について、次の期間を組合員期間に算入して旧法の規定を適用するとしたならばその者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十五年七月一日からその期間を組合員期間に算入して、これらの者に退職年金又は遺族年金を支給する。

一　旧法附則第五条第一項第一号イに掲げる恩給公務員期間

二　一時恩給である軍人恩給の基礎となつている恩給公務員期間

2　前項各号に掲げる恩給公務員期間には、普通恩給である軍人恩給（以下「軍人普通恩給」という。）又

はこれに係る扶助料（以下「軍人扶助料」という。）を受ける権利の基礎となつている恩給公務員期間を含まないものとする。

3　第一項各号に掲げる期間を有する更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合において、その者又はその遺族がすでに旧法の規定により退職年金若しくは減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有するときは、昭和三十五年七月分以降についてその年額を改定する。

4　第一項及び前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

5　新法附則第十六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第三項中「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と、「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」とあるのは「退職年金又は減額退職年金」と読み替えるものとする。

（重複期間に対する一時金）

第七条　この法律の施行の際現に更新組合員等である者（旧国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く。）の当該組合員期間に算入される同法の長期組合員期間（控除期間を除く。以下この条において同じ。）のうちに、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者に一時金を支給する。ただし、その者又はその遺族が新法附則第二十条第一項の規定による申出をした場合において、当該旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金を受ける権利の基礎となつている期間については、この限りでない。

3　新法附則第十八条第三項から第五項までの規定は、前二項の一時金について準用する。ただし、その金額の算定は、昭和三十五年六月三十日（その日前に退職し又は死亡した更新組合員等であつた者に係る場合は、その退職又は死亡の日）における俸給日額を基礎として行なうものとする。

4　第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定により、これらの規定による一時金に相当する給付を受けるべき者及びその遺族については、適用しない。

（軍人普通恩給等の受給権の放棄）

第八条　軍人普通恩給を受ける権利を有する更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族で当該軍人普通恩給に係る軍人扶助料を受ける権利を有するものが、総理府令で定めるところにより、昭和三十六年六月三十日までに当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利は、昭和三十五年六月三十日において消滅したものとみなす。

2　前項の申出をした更新組合員等であつた者及び同項の申出をした遺族に係る更新組合員等であつた者は、旧法の長期給付に関する規定の適用については、その退職又は死亡の時においてすでに当該軍人普

通恩給を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

3　新法附則第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第二項及び第三項中「更新組合員等であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「昭和三十五年六月三十日まで」と、「退職年金、減額退職年金」、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替えるものとする。

4　第一項の申出をした者の当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利の基礎となつていた期間については、新法附則第十八条第一項（新法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（費用の負担等）

第九条　附則第四条及び第六条から前条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

2　附則第三条第一項、第四条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の規定による給付は、新法の規定の適用については、新法の規定による組合の給付とみなす。

（郵政省設置法の一部改正）

第十条　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二　日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務

第九条第十号を次のように改める。

十　国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務を処理すること。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十一条　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は国家公務員共済組合連合会」を「、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改める。

（内閣総理・大蔵・運輸・郵政大臣署名）

法律第七十二号（昭三六・四・一八）

◎森林開発公団法の一部を改正する法律

森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行うとともに」の下に「、水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行なう必要がある地域内における当該森林の造成に係る事業を行なうほか」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（資本金）

第三条の二 公団の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。この場合には、公団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 前二項の規定による政府の出資金及びこれを運用した場合に生ずる利子その他の運用利益金は、第十八条第一項第六号に掲げる業務の財源にあてなければならない。

第七条中「二人以内」を「三人以内」に改める。

第十八条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行なう必要があるものとして農林大臣が指定する地域内の土地につき、分収造林特別措置法（昭和三十二年法律第五十七号）第一条に規定する造林者又は費用負担者として同条に規定する分収造林契約の当事者となり、当該契約に基づき森林の造成に係る事業を行なうこと。

第十八条に次の一項を加える。

4 第一項第六号の契約においては、分収造林特別措置法第一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該契約の存続期間に関する事項

二 植栽の期間に関する事項

三 伐採の時期及び方法に関する事項

四 収益分収の方法に関する事項

五 その他農林省令で定める事項

第二十二条の次に次の一条を加える。

（業務方法書）

第二十二条の二 公団は、第十八条第一項第六号の業務を行なおうとするときは、業務方法書を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の業務方法書に定めるべき事項は、農林省令で定める。

第二十三条第一項中「又は前条第一項の受託準則」を「、第二十二条第一項の受託準則又は前条第一項の業務方法書」に改める。

第二十四条中「又は第二十二条第一項の受託準則」を「、第二十二条第一項の受託準則又は第二十二条の二第一項の業務方法書」に改め、「第二十二条第一項又は」を「第二十二条第一項、第二十二条の二第一項又は」に改め、「若しくは受託準則」を「、受託準則若しくは業務方法書」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第三十二条の二 公団は、第十八条第一項第六号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第三十七条に次の一号を加える。

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十九条第一号中「第三十条」を「第二十二条の

二第一項、第三十条」に「又は前条第二項の規定による認可又は前条第二項の規定による認可又は」を「若しくは前条第二項の規定による業務方法書の変更の認可」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二条の二第二項又は次条の規定により農林省令を定めようとするとき。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭三六・四・二八）

◎国内旅客船公団法の一部を改正する法律

国内旅客船公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定船舶整備公団法

第一条中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に、「協力することにより」を「協力し、あわせて戦時標準型船舶を解撤して行なう貨物船の整備について、その資金の調達が困難である海上貨物運送事業者等に協力することにより」に改め、「改善」の下に「その他円滑な海上運送の確保」を加える。

第二条第三項中「貸渡（期間傭船を含む。）」を「貸渡し（期間傭船を含む。）」に改め、同条に次の三項を加える。

4 この法律において「海上貨物運送事業者」とは、海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者をいう。

5 この法律において「貸渡し」とは、貨物船（油送船を含む。以下同じ。）の貸渡し又は運航の委託をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたものをいう。

6 この法律において「戦時標準型船舶」とは、政府が昭和十七年から昭和二十年までの間において指定した規格により建造された貨物船をいう。

第三条及び第七条中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改める。

第九条中「理事二人以内」を「理事三人以内」に改める。

第十三条第二号中「旅客船貸渡業者」の下に「、海上貨物運送事業者、貨物船貸渡業者」を加える。

第十九条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 戦時標準型船舶を解撤する海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者と費用を分担して、貨物船を建造すること。

五 前号の規定により建造した貨物船を海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者に使用させること。

六 第四号の規定により建造した貨物船を海上貨物

運送事業者又は貨物船貸渡業者に譲渡すること。

第二十六条（見出しを含む。）及び第二十七条中「旅客船債券」を「船舶整備債券」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第二条　国内旅客船公団は、この法律の施行の日において、特定船舶整備公団となるものとする。

第三条　この法律の施行の際現に特定船舶整備公団という名称を使用している者については、改正後の第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（業務の制限）

第五条　改正後の第十九条第四号の規定による業務を行なうのは、昭和三十九年三月三十一日までの間に限るものとする。ただし、昭和三十八年度までの特定船舶整備公団の予算及び事業計画に組み入れられているものについては、この限りでない。

（登録税法の改正）

第六条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ十中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改める。

（印紙税法の改正）

第七条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ七中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改める。

（所得税法の改正）

第八条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の九を次のように改める。

四の九　特定船舶整備公団

（法人税法の改正）

第九条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改める。

（地方税法の改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改める。

（行政管理庁設置法の改正）

第十一条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改める。

（運輸省設置法の改正）

第十二条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の三中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改める。

第二十一条第五項及び第六項中「国内旅客船公団監理官」を「特定船舶整備公団監理官」に改める。

第二十三条第一項第三号の二中「国内旅客船公団」を「特定船舶整備公団」に改める。

（内閣総理・大蔵・運輸・自治大臣署名）

法律第七十四号（昭三六・四・三〇）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「遊興飲食税」を「料理飲食等消費税」に、「遊興飲食税額」を「料理飲食等消費税額」に改める。

目次中「所得割の課税総額及び課税標準並びに税率」を「課税標準及び税率」に、「第一款　通則（第二百九十二条―第三百二条）　第二款　申告義務（第三百三条―第三百九条）　第三款　課税標準及び税率（第三百十条―第三百十七条）」を「第一款　通則（第二百九十二条―第三百九条）　第二款　課税標準及び税率（第三百十条―第三百十七条）　第三款　申告義務（第三百十七条の二―第三百十七条の七）」に改める。

第十一条の五第一号中「市町村民税の所得割で所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三条の二若しくは第四十六条の規定により課された所得税の課税に基いて課されたもの（これとあわせて課する道府県民税の所得割を含む。）」を「第二十四条の二若しくは第二百九十四条の二の規定により課された道府県民税若しくは市町村民税の所得割」に、「その所得税」を「その道府県民税若しくは市町村民税の所得割」に改め、同条第二号中「所得税法」を「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」に、「市町村民税の所得割」を「道府県民税若しくは市町村民税の所得割」に改め、「（これとあわせて課する道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金を含む。）」を削る。

第十四条の九第二項第三号イ中「課税に基いて」を「課税標準を基準として」に改め、同号ロ中「通知の」を削る。

第十五条の三第一項中「若しくは第二項」を削り、「かつ、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額」を「かつ、当該法人に係る道府県民税額若しくは市町村民税額」に改める。

第十七条の二第二項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第一項」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（道府県民税に関する用語の意義）

第二十三条　道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　均等割　均等の額によつて課する道府県民税をいう。

二　所得割　所得によつて課する道府県民税をいう。

三　法人税割　法人税額を課税標準として課する道府県民税をいう。

四　法人税額　法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で法人税法第十条及び第十二条の三の規定による控除前のものをいい、同法第四十二条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三条の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

五　給与所得　所得税法第九条第一項第五号に規定する給与所得（同条第二項において給与所得とみなされるものを含む。）をいう。

百十八号）の規定による港務局、土地改良区で土地改良連合、普通水利組合及び水害予防組合若しくは普通水利組合連合、北海道土功組合、水害予防組合及び水害予防組合連合、農業共済組合、日本電信電話公社、電気用水公団、農地開発機械公団、日本育英会、私立学校振興会、福祉事業振興会、国民健康保険組合、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二条第一項に規定する健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国民健康保険組合をいう。）若しくは証券投資信託の受益証券について、その有利子分の利子、配当、利益又は収益の支払を受けるものとする。ただし、利子、配当、利益又は収益のうち次に掲げるものの生ずる期間中にその所有者に譲渡があつたときは、最後の所有者をその利子、配当、利益又は収益の支払を受ける者とみなす。

（個人の道府県民税の非課税の範囲）

第二十五条　次の各号に掲げる者に対しては、道府県民税の所得割を課することができない。

一　国、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港務局、土地改良区、普通水利組合及び水害予防組合並びに土地改良区及び普通水利組合の連合

二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

三　障害者、未成年者、老年者又は寡婦のうち、その者の前年中における合計所得金額が、政令で定める金額以下の者

2　道府県は、条例で、前項第三号の者のうち、その配偶者その他の親族で所得税法第二条第一項第三十四号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族（第三十四条の三第一項第三号において「控除対象配偶者又は扶養親族」という。）に該当しないものについて、同項の規定の適用を受けないものとすることができる。

3　道府県民税を課すべき道府県内に住所を有しない者又は同項の規定の適用を受けない者で、当該道府県内に事務所又は事業所を有するものに対しては、均等割を課することができない。

（個人以外の者の道府県民税の非課税）

第二十六条　道府県は、次の各号に掲げる者に対しては、道府県民税を課することができない。

一　国、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港務局、土地改良区、普通水利組合及び水害予防組合並びに土地改良区及び普通水利組合の連合

二　日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校を設置する学校法人をいう。）、私立学校振興会、社会保険診療報酬支払基金、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、国民年金基金、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十七条の十五第一項に規定する厚生年金基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合共済連合会、森林組合、森林組合連合会、生活衛生同業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、輸出組合、輸入組合、輸出水産業加工業協同組合、輸出水産業加工業協同組合連合会、職業訓練法人、職業訓練特例法人、職業訓練特例組合、職業訓練特例組合連合会、技能検定協会、労働者協同組合、労働者協同組合連合会、労働者協同組合連合会、労働者協同組合連合会

保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、水産業協同組合共済会、農業共済基金、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、中小企業団体中央会、開拓融資保証協会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会、私立学校教職員共済組合、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの並びに国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二の規定に基づく国会職員の団体

2　前項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第二十七条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第四項」に改める。

第一目　所得割の課税総額及び課税標準並びに税率」を「**第一目**　課税標準及び税率」に改める。

第三十二条から第三十七条までを次のように改める。

（所得割の課税標準）

第三十二条　所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額による。

2　前項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定（所得税法第十七条の規定による所得税法第九条第一項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例によつて算定するものとする。

3　所得割の納税義務者が所得税法第十一条の二第二項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、前項の規定にかかわらず、その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によつて当該納税義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において、同項の規定による計算の例によつて算定した同項の青色専従者給与額（以下本節において「青色専従者給与額」という。）のうち八万円をこえる部分の金額については、これを同項の事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要な経費に算入せず、また、当該青色事業専従者の受ける給与所得の収入金額に算入しないものとする。

4　所得割の納税義務者（前項の規定に該当する者を除く。）が所得税法第十一条の二第一項に規定する事業を経営している場合において、その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者を除く。）でもつぱら当該事業に従事するもの（以下本節において「事業専従者」という。）があるときは、その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除する。

一　五万円

二　当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額（本項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

5　前項の規定による控除額（以下本節において「事業専従者控除額」という。）に相当する金額は、事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

6　第四項の場合において、同項に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時）の現況によるものとする。

7　前五項の規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上生じた第二項の規定により所得税法第九条の三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額は、当該純損失の金額の生じた年に所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による青色申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告について連続して当該青色申告書を提出している場合において、第四十五条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

8　前項の規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前三年内の各年における総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額のうち、当該年に生じた第三十六条に規定する変動所得の計算上の損失の金額若しくは被災たな卸資産の損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額又は当該納税義務者の前年前三年内の各年に生じた雑損失の金額（第三十四条第一項第一号に掲げる金額をいう。）で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について第四十五条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書を提出している場合に限り、当該納税義務者の総所得金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

9　前項の「被災たな卸資産の損失の金額」とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産の損失の金額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）で同項の変動所得の計算上の損失の金額に該当しないものをいう。

10　前八項に定めるもののほか、総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の算定について必要な事項は、政令で定める。

（世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等）

第三十三条　生計を一にする次の各号の一に掲げる親族のうち世帯員が資産所得を有する場合においては、主たる所得者及び世帯員に課すべき所得割の額は、所得税法第十一条の三第一項の規定の例によつて算定するものとする。この場合においては、同条第二項、第五項、第七項及び第八項の規定を準用する。

一　夫と妻

二　父又は母とその世帯に属する子

三　祖父又は祖母とその世帯に属する孫

2　前項の規定を適用する場合においては、所得税法第十一条の三第三項及び第四項の規定は、第二十三

業専従者控除額」という。）に相当する金額は、事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

6　第四項の場合において、同項に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時）の現況によるものとする。

7　前五項の規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上生じた第二項の規定により所得税法第九条の三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額は、当該純損失の金額の生じた年に所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による青色申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告について連続して当該青色申告書を提出している場合において、第四十五条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

8　前項の規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前三年内の各年における総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額のうち、当該年に生じた第三十六条に規定する変動所得の計算上の損失の金額若しくは被災たな卸資産の損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額又は当該納税義務者の前年前三年内の各年に生じた雑損失の金額（第三十四条第一項第一号に掲げる金額をいう。）で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について第四十五条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書を提出している場合に限り、当該納税義務者の総所得金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

9　前項の「被災たな卸資産の損失の金額」とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産の損失の金額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）で同項の変動所得の計算上の損失の金額に該当しないものをいう。

10　前八項に定めるもののほか、総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の算定について必要な事項は、政令で定める。

（世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等）

第三十三条　生計を一にする次の各号の一に掲げる親族のうち世帯員が資産所得を有する場合においては、主たる所得者及び世帯員に課すべき所得割の額は、所得税法第十一条の三第一項の規定の例によつて算定するものとする。この場合においては、同条第二項、第五項、第七項及び第八項の規定を準用する。

一　夫と妻

二　父又は母とその世帯に属する子

三　祖父又は祖母とその世帯に属する孫

2　前項の規定を適用する場合においては、所得税法第十一条の三第三項及び第四項の規定は、第二十三

条第一項第六号、次条第一項、第三十六条及び第三十七条の二第五項の規定の適用について準用する。

（所得控除）

第三十四条　道府県は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除するものとする。

一　前年中に震災、風水害、火災その他政令で定める災害又は盗難により資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産を除く。）について損失を受け、当該損失額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一をこえる所得割の納税義務者　そのこえる金額

二　前年中に自己又はその扶養親族に係る政令で定める医療費又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）を支出し、その支出した金額が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五をこえる所得割の納税義務者　そのこえる金額（その金額が十五万円をこえる場合においては、十五万円）

三　前年中に自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料（所得税法第八条第八項に規定する社会保険料をいう。）を支払つた、又は給与から控除された、又は給与から控除された金額

四　前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約のために生命保険料（保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払つた保険料で政令で定めるものを除く。）を支払つた所得割の納税義務者　その支払つた、又は給与から控除された金額

六　所得割の納税義務者　九万円

2　扶養親族と生計を一にする道府県民税の納税義務者が二人以上ある場合において、第二十三条第一項第六号後段の規定によつてこれらの納税義務者と生計を一人にする扶養親族の一部を一の納税義務者の扶養親族とし、他の扶養親族を他の納税義務者の扶養親族としたときは、前項第五号の規定によつて控除すべき金額は、同号に掲げる金額によらず、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、各扶養親族について当該各号に掲げる金額とする。

一　政令で定める第一順位の扶養親族　七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）

二　政令で定める第二順位以下の扶養親族　三万円

イ　扶養親族が一人の場合　七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）

ロ　扶養親族が一人をこえる場合　イに掲げる金額にそのこえる扶養親族一人ごとに三万円を加算して得た金額

3　第一項第五号及び前項の場合において、扶養親族が青色専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額で第一項第五号又は前項の規定によつてその金額が七万円若しくは五万円又は三万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これらの金額から当該青色専従者給与額のうち第三十二条第三項の規定によつて必要な経費に算入された金額を控除した金額とする。

4　第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定によつて控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号及び前二項の規定によつて控除すべき金額を扶養控除額と、第一項第六号の規定によつて控除すべき金額を基礎控除額という。

5　第一項第五号の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時）の現況によるものとする。

6　第一項の規定による控除にあたつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

7　雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額又は基礎控除額の控除に関する規定は、第四十五条の二第一項若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項（以下本項において「控除に関する事項」と総称する。）の記載がない場合又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合においては、適用しない。ただし、第四十五条の二第一項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に控除に関する事項の記載がないこと若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

（所得割の税率）

第三十五条　所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、同表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

十万円以下の金額	百分の〇・八
十万円をこえる金額	百分の一・二
二十万円をこえる金額	百分の一・六
五十万円をこえる金額	百分の二・〇
百万円をこえる金額	百分の二・四
百五十万円をこえる金額	百分の二・八
二百五十万円をこえる金額	百分の三・二
四百万円をこえる金額	百分の三・六
六百万円をこえる金額	百分の四・〇
千万円をこえる金額	百分の四・四
二千万円をこえる金額	百分の四・八
三千万円をこえる金額	百分の五・二
五千万円をこえる金額	百分の五・六

2　前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額をいう。

3　道府県は、第二項の標準税率と異なる税率で所得割を課する場合においては、あらかじめ、自治大臣に対してその旨を届け出なければならない。

（変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算）

第三十六条　前年において、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得（以下本条において「変動所得」という。）の金額（前年前二年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が、前年前二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一をこえる場合の変動所得の金額に限る。）及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもののうち政令で定めるもの（以下本条において「臨時所得」という。）の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、自治省令の定めるところによって、所得割の納税義務者が第三百十四条の四の市町村民税に関する申告書とあわせて、当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によって計算した金額によらず、所得税法第十四条の規定の例によって計算した金額によるものとする。

（簡易税額表）

第三十七条　道府県が、所得割の納税義務者で課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があった場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によって計算した同条の調整所得金額。以下本条において同じ。）、課税退職所得金額又は課税山林所得金額がそれぞれ百万円以下のものについて、所得税法別表第一及び別表第二の例によって当該道府県の条例で簡易税額表を定めた場合においては、当該納税義務者の総所得金額（前条の規定による申告書の提出があった場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によって計算した同条の調整所得金額）、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する所得割の額は、前二条の規定によって計算した金額によらず、その者の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に応じ、当該簡易税額表に定める金額によるものとする。ただし、第三百十四条の五に規定する市町村民税に係る簡易税額表を定めていない市町村の長から、当該市町村が当該市町村民税とあわせて賦課徴収する道府県民税の所得割について当該道府県民税の簡易税額表に定める金額によらない旨の申出があったときは、この限りでない。

2　道府県は、前項に規定する簡易税額表に定められた課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の区分と、第三百十四条の五に規定する市町村民税の簡易税額表に定められた課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の区分とが異なる場合において、市町村長から前項に規定する道府県民税の簡易税額表の当該区分を変更するよう申請があったときは、当該市町村が当該市町村民税とあわせて賦課徴収する道府県民税の所得割について適用すべき簡易税額表を別に定めるものとする。

（税額控除）

第三十七条の二　道府県は、所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合においては当該障

害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においてはそれぞれ当該納税義務者について四百円を、その者の第三十五条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2　前項の規定によって所得割の額から控除すべき金額の合計額が当該所得割の額をこえることとなる場合においては、当該所得割の額から控除すべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該所得割の額に相当する金額とするものとする。

3　第一項の規定による控除をする場合において、所得割の納税義務者の扶養親族であるかどうか、当該納税義務者の扶養親族が障害者であるかどうか又は所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途において死亡した者については、また、その者と所得割の納税義務者との間の関係においては、死亡当時）の現況によるものとする。

4　第三十四条第七項の規定は、第一項の規定による控除について準用する。

5　所得税法第八条第七項の規定は、第一項の勤労学生の意義について準用する。この場合において、所得税法第八条第七項第二号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二十三条第一項第十号に規定する合計所得金額」と読み替えるものとする。

（賦課制限）

第三十七条の三　所得割の納税義務者の当該年度分の道府県民税の所得割の額及び当該年度分の市町村民税の所得割の額並びに前年の所得税額の合計額が、当該市町村民税の所得割に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の八十をこえることとなるときは、当該道府県民税の所得割の額は、当該道府県民税の所得割の額から、そのこえる金額に当該道府県民税の所得割の額と当該市町村民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を控除した金額とする。

2　第三十三条の規定によって所得割を算定して課する場合における前項の規定の適用については、同項の規定によって徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によってあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十六条第一項の規定によって徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によって徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によって徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第一項の規定によって徴収される重加算税額、同条第二項の規定によって徴収される重加算税額、同条第三項の規定によって徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によって徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によって徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

3　第一項の「所得税額」とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定によって納付すべき所得税額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条又は同法附則第四条第三項の規定によって徴収される所得税額、所得税法第五十四条第一項の規定によってあわせて納付しなければならない利子税額、同条第七項の規定によってあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によってあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十六条第一項の規定によって徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によって徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によって徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によって徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第一項の規定によって徴収される重加算税額、同条第二項の規定によって徴収される重加算税額、同条第三項の規定によって徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によって徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によって徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

第四十条　削除

第四十五条の次に次の一条を加える。

（個人の道府県民税の申告）

第四十五条の二　第二十四条第一項第一号の者は、三月二十日までに、自治省令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書とあわせて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給（一時恩給を除く。）及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下本節において「給与」と総称する。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの及び第三百十七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一　前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額

二　青色専従者給与額又は事業専従者控除額に関する事項

三　第三十二条第七項に規定する純損失の金額の控除に関する事項

四　第三十二条第八項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項

五　雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

六　第三十七条の二第一項の規定による控除に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

2　市町村長は、第三百十七条の六第一項の給与支払報告書が二月末日までに提出されなかつた場合において、道府県民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、同項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に、前項の道府県民税に関する申告書を、第三百十七条の二第二項の市町村民税に関する申告書とあわせて同項の期限までに提出させることができる。

3　第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの（前項の規定によつて第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除又は第三十二条第八項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、三月二十日までに、自治省令の定めるところによつて、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項又は第一項第四号に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第二項の市町村民税に関する申告書とあわせて提出することができる。

4　第一項ただし書に規定する者（第二項の規定によつて第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、三月二十日までに第一項の道府県民税に関する申告書を、第三百十七条の二第二項の市町村民税に関する申告書とあわせて提出することができる。

第四十六条第一項中「、第四十条の規定によつて所得割額を決定し、又は変更した場合においては」を削

り、「所得割額の総額、所得割の税率」を「個人の道府県民税額」に改め、同条第五項中「課税総額の決定及び配賦」を「賦課徴収」に改める。

第四十七条第一項第一号中「第三百二十一条の四第一項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十八条第一項中「毎年十二月三十一日までの間において各市町村ごとに」を「当該市町村の地域の全部又は一部について」に改め、「地方団体の徴収金」の下に「及びこれとあわせて給付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金」を加え、同項ただし書及び同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県の徴税吏員は、前項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をする場合においては、当該市町村の徴税吏員から、当該滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金について、徴収の引継ぎを受けるものとし、同項の一定の期間が経過した場合においては、当該市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをするものとする。ただし、当該市町村の徴税吏員又は道府県の徴税吏員は、協議により、滞納処分を続行することができる。

第四十八条第四項中「及び前項」を削り、同条第五項中「第三項」を「第一項」に改める。

第四十九条第一項中「及び第三項」を削る。

第五十条中「及び第三項」を削る。

第五十三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税額の計算について同条第二項の規定を適用する法人税に係る申告書（当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人税額に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）」を加える。

第五十四条第一項中「及び第三項」を削る。

第五十五条第二項中「提出しなかつた場合」の下に「（同条第二項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）」を加える。

第五十六条第二項中「納付の日までの期間」の下に「（法人税法第四十二条第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）」を加える。

第五十八条第一項中「事実と異なる場合」の下に「（課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。）」を加え、同条第二項中「関係道府県知事」の下に「又は課税標準とすべき法人税額が分割されていないと認める関係道府県知事」を加え、同条第三項中「法人税額」の下に「又は分割されなかつた法人税額」を加える。

第六十四条中「当該控除された期間」の下に「及び当該期間の末日の翌日から第五十三条第四項の規定による申告をした日までの期間」を加える。

第七十二条の三第一項中「証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）」を「証券投資信託法」に改める。

第七十二条の四第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第七十二条の五第一項第四号中「、船主相互保険組合」を削り、「全国農業会議所」の下に「、土地改良事業団体連合会」を、「酒販組合中央会」の下に「、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

第七十二条の十四第一項中「法人税法第二十五条第一項の規定による青色申告書を提出する法人の所得の算定については」を削り、「租税特別措置法」の下に「第四十二条の二及び」を加え、「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）」を「生活保護法」に改める。

第七十二条の十七第一項中「所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人の所得の算定については」を削り、同条第二項ただし書を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人の前年前三年間における所得の計算上生じた損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額は、当該損失の生じた年に第七十二条の五十五の規定による申告（同条第二項の規定による申告及びこれとあわせて行なうべき同条第三項の規定による申告を除く。以下次項、第六項及び次条第二項において同じ。）をし、かつ、その後の年分につき連続して当該申告をしている場合で、これらの年分につき所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下次項及び次条第二項において同じ。）の規定による青色申告書を提出しているときに限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

4　第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人の前年前三年間における事業の所得の計算上生じた損失のうち被災たな卸資産の損失の金額又は当該期間内に生じた第六項の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額は、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書の提出がない場合においても、当該損失の生じた年に第七十二条の五十五の規定による申告をし、かつ、その後の年分の申告につき連続して当該申告をしている場合に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

第七十二条の十七に次の一項を加える。

6　第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人が直接事業の用に供する資産で政令で定めるものについて前項に規定する災害又は盗難により損失を受けた場合の当該損失の金額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）が当該個人の事業の所得金額（本項及び次条第一項の規定による控除前のものとする。）の十分の一の額をこえるときの当該損失の金額は、第七十二条の五十五の規定による申告を同条に規定する期限までにした場合に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

第七十二条の十九を削り、第七十二条の十八第一項中「、第七十二条の十四第一項、」を「及び」に改め、「及び前条」を削り、「所得」を「所得及び清算所得」に改め、同条第二項を削り、同条を第七十二条の十九とする。

第七十二条の十七の次に次の一条を加える。

（事業主控除及び事業専従者控除）

第七十二条の十八　事業を行なう個人については、当該個人の事業の所得の計算上二十万円を控除する。

2　前条第一項の規定によつて事業を行なう個人の所得を計算する場合において、当該事業を行なう個人と生計を一にする親族（当該年度の初日の属する年の前年十二月三十一日（年の中途で死亡した者については、死亡当時）において年令が十五歳未満である者を除く。）でもつぱら当該個人の行なう事業に従事するものが当該事業から支給を受ける給与の金額で政令で定めるものについては、第七十二条の五十五の規定による申告をした場合に限り、政令の定めるところによつて、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人については八万円を限度として、その他の個人については五万円を限度として必要な経費に算入する。この場合においては、所得税法第十一条の二第二項の規定の例によらないものとする。

3　前二項の場合において、事業を行ない、又は事業に従事した期間が一年に満たないときは、前二項に規定する控除額又は限度額は、二十万円、八万円又は五万円に当該年において事業を行ない、又は事業に従事した月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額とする。

4　前項の月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

第七十二条の二十一を次のように改める。

第七十二条の二十一　削除

第七十二条の二十二第三項後段中「前条第三項」を「第七十二条の十八第四項」に改め、同条第四項第五号中「商工組合、商工組合連合会」を「出資組合である商工組合及び商工組合連合会」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第六号中「輸出組合」を「出資組合である輸出組合」に改め、同項第八号中「、水産業協同組合共済会」を削り、同項第九号中「森林法」を「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」に改め、同条第六項第一号中「所得から前条に規定する額を控除した金額（以下「課税所得金額」という。）」を「所得」に改め、同項各号中「課税所得金額の」を「所得の」に改め、同条第十項中「第七十二条の十八第一項」を「第七十二条の十九」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項後段中「前条第三項」を「第七十二条の十八第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定により区分された事業をあわせて行なう場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき第七十二条の十七の規定によつて計算した所得金額にあん分して算定するものとする。

第七十二条の二十六第一項中「、第七十二条の十八」を削り、同条第三項中「六月を経過した日」を「六月を経過した日の前日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項及び第二項の月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは、一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

第七十二条の二十七第一項及び第七十二条の二十九第一項中「、第七十二条の十八」を削る。

第七十二条の三十三第二項中「又は前項の規定によつて申告書を提出した法人は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る」を「若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は第七十二条の三十九若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る」に改め、「以下」の下に

「本節において」を加え、同条第三項中「当該更正又は決定を受けた日」を「当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日」に改める。

第七十二条の三十四中「以下」の下に「本節において」を加える。

第七十二条の三十九第三項中「前項」を「前二項又は本項」に、「決定した」を「更正し、又は決定した」に、「当該決定」を「当該更正又は決定」に「更正するものとする」を「更正するものとし、当該更正し、又は決定した事業税額の算定について誤りがあることを発見したときは、当該事業税額を更正するものとする」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「第七十二条の十八第二項の規定の適用を受ける法人」を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項若しくは本項」に改める。

第七十二条の四十四第三項中「又は決定」を削り、「当該通知をした日」の下に「(第七十二条の三十九の規定による更正に係るものにあつては、当該更正の基準となつた法人税の課税標準である所得若しくは清算所得に係る法人税の修正申告書を提出した日又は当該所得若しくは清算所得について税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)」を加える。

第七十二条の四十五第二項中「又は決定」を削る。

第七十二条の四十六第一項中「正当な事由があると認められる事実に基く税額」を「正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額」に改め、同条第二項第二号中「第七十二条の三十九第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第三項中「修正申告書の提出があつた場合において税務官署の更正若しくは決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認めるとき」を「修正申告書の提出があつたとき」に改める。

第七十二条の四十七第三項中「修正申告書」の下に「(第七十二条の三十三第三項の規定によるものを除く。)」を加える。

第七十二条の四十八第二項本文中「税額との合計額」を「税額の合計額」に改め、同項ただし書中「六月を経過した日」を「六月を経過した日の前日」に改め、同条第四項第二号中「事業年度の属する」を「事業年度に属する」に改め、同条第五項中「六月を経過した日」を「六月を経過した日の前日」に改め、同条第六項中「法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて」を「第一項の法人が二以上の道府県において」に改め、同条第七項中「法人が二以上の道府県ごとに」を「第一項の法人が」に改め、同条第八項中「第一項及び前五項」を「前七項」に改める。

第七十二条の四十九第三項及び第四項を次のように改める。

3　前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は当該法人について第一項若しくは本項の規定による更正若しくは決定をした場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあるとき(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その調査によつて分割基準を修正するとともに、当該修正した分割基準によつて分割課税標準額の更正又は決定をするものとする。この場合における更正又は決定は、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定とみなす。

4　前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第七十二条の三十九若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る法人税の課税標準である所得若しくは清算所得又は当該所得若しくは清算所得に係る法人税の修正申告書を提出した日又は当該所得若しくは清算所得について税務官署が更正若しくは決定の通知をした日(第七十二条の三十九の規定による更正に係るものにあつては、当該更正の基準となつた法人税の課税標準である所得若しくは清算所得に係る法人税の修正申告書を提出した日又は当該所得若しくは清算所得について税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)が二以上あるときは、これらの日のうち最も早い日)の前日」に改め、同条第五項中「六月を経過した日」を「六月を経過した日の前日」に改め、同条第六項中「法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて」を「第一項の法人が」に改め、同条第七項中「法人が二以上の道府県ごとに」を「第一項の法人が」に改め、同条第八項中「第一項及び前五項」を「前七項」に改める。

第七十二条の四十九第三項及び第四項を次のように改める。

3　前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は当該法人について第一項若しくは本項の規定による更正若しくは決定をした場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあるとき(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その調査によつて分割基準を修正するとともに、当該修正した分割基準によつて分割課税標準額の更正又は決定をするものとする。この場合における更正又は決定は、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定とみなす。

4　前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第七十二条の三十九若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の

受け、若しくは同法第四十八条第五項第三号若しくは同法第四十九条第六項第三号の決定の通知を受けた場合においては、当該申告書を提出し、又は当該通知を受けた日から十日以内に、自治省令の定めるところにより、その旨その他当該納税義務者の事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告しなければならない。

3　二以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行なう個人がすべき前二項の申告は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にしなければならない。この場合においては、前二項の規定により申告すべき事項のほか、自治省令の定めるところにより、事務所又は事業所の従業者の数その他必要な事項をあわせて申告しなければならない。

4　前項の場合においては、同項の個人は、前三項の規定により申告すべき事項をあわせて関係道府県知事に報告しなければならない。

5　道府県は、前四項の規定により申告し、又は報告すべき事項のほか、当該道府県の条例の定めるところにより、個人の行なう事業に対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

第七十二条の六十三第一項中「更正若しくは決定又は変更」を「更正又は決定」に改める。

第七十三条の二に次の二項を加える。

6　道府県は、前項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

7　第五項又は前項の規定によつて不動産取得税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第五項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日に不動産取得税額及びこれに係る地方団体の徴収金の納付があつたものとみなして、第十七条の四第一項の規定を適用する。

第七十三条の四第一項第三号中「学校教育法」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」に改め、同項第四号中「第三百四十八条第十号」を「第三百四十八条第二項第十号」に改め、同項第八号中「農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）」に改める。

第七十三条の二第二項中「法人の合併」の下に「又は法人の政令で定める分割」を加え、同条第三号中「不動産の取得」の下に「（当該信託財産の移転が第七十三条の二第二項本文の規定に該当する場合における不動産の取得を除く。）」を加え、同条第七号を次のように改める。

七　譲渡により担保の目的となつている財産（以下本節において「譲渡担保財産」という。）により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から一年以内に譲渡担保財産の権利者（以下本節において「譲渡担保権者」という。）から譲渡担保財産の設定者（設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下本節において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転する場合における不動産の取得

第七十三条の七第八号中「国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）第一項の規定によつて民有林野を国有林野と交換する場合又は」を削

り、同条第十三号及び第十四号を削り、同条第十五号を同条第十三号とする。

第七十三条の二十一第一項中「損かい」の下に「、地目の変換」を加える。

第七十三条の二十四第一項中「土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上に住宅を新築した場合においては」を「次の各号の一に該当する場合においては」に改め、同項に次の二号を加える。

一　土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上に住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上に住宅を新築していた場合

二　地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は住宅を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが新築した住宅及び当該住宅に係る土地を当該住宅が新築された日から一年以内にこれらの者から取得した場合

第七十三条の二十五に次の二項を加える。

3　第十五条第四項及び第十五条の二第一項の規定は、第一項の規定による徴収猶予について準用する。

4　道府県は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

第七十三条の二十六に次の一項を加える。

2　第十五条の四第三項及び第十九条の規定は、前項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

第七十三条の二十七の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第七十三条の二第六項及び第七項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

第七十三条の二十七の次に次の一条を加える。

（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第七十三条の二十七の二　道府県は、譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定の日から一年以内に譲渡担保財産を移転する場合において、当該譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2　道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から一年以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3　第七十三条の二十五第二項から第四項まで及び第七十三条の二十六の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

4　道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該譲渡担保権者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5　第七十三条の二第六項及び第七項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

第七十三条の二十八の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第七十三条の二第六項及び第七項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

第七十五条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　前各号に掲げる施設以外の娯楽施設で道府県の条例で定めるもの

第七十八条第一項第一号及び第二号を次のように改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

一　ゴルフ場その他これに類する施設及び第七十五条第一項第六号に掲げる施設で道府県の条例で定めるもの　利用料金の百分の三十

二　前号以外の施設　利用料金の百分の十五

第七十八条の二第二項中「二百円」を「四百円」に改める。

第八十四条第一項第二号中「第三項」の下に「並びに第七十八条の二第一項」を加える。

第百十四条の二第二項を削る。

第百十四条の四第一項中「三百円」を「五百円」に改め、同条第二項中「百五十円」を「二百五十円」に改める。

第百十四条の五第一項中「八百円」を「千円」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第百四十六条第二項中「日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので政令で定めるものに対しては、自動車税を課することができない。」を削り、「対しても、また、同様とする」を「対しては、自動車税を課することができない」に改める。

第百四十七条第一項第二号中「営業用　年額　一万四千円　自家用　年額　一万五千円」を「年額　一万五千円」に改め、同項第四号中「営業用　年額　三千三百円　自家用　年額　四千三百円」を「年額　三千八百円」に改める。

第二百三十七条第二号中「当該年度の初日の属する年の前年分の所得について所得税法第九条に規定する総所得金額が同法第十一条の四から第十二条までに規定する控除額の合計額に満たないもの」を「狩猟業若しくは林業を主たる生業とする者で当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもの」に改める。

第二百九十二条を次のように改める。

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条　市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　均等割　均等の額によつて課する市町村民税をいう。

二　所得割　所得によつて課する市町村民税をいう。

三　法人税割　法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

四　法人税額　法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で法人税法第十条及び第十二条の三の規定による控除前のものをいい、同法第四十二条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三条の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

五　給与所得　所得税法第九条第一項第五号に規定する給与所得（同条第二項において給与所得とみなされるものを含む。）をいう。

六　扶養親族　市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が五万円以下であるものをいう。この場合において、扶養親族と生計を一にする納税義務者が二人以上あるときは、政令の定めるところによつて、いずれか一人の納税義務者の扶養親族であるものとする。

七　障害者　心神喪失の常況にある者及び失明者その他の身体障害者で政令で定めるものをいう。

八　老年者　所得税法第八条第五項に規定する老年者をいう。

九　寡婦　女子で、離婚し、若しくはその配偶者が死亡した後、婚姻をしていないもの又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族を有し、かつ、老年者でないものをいう。

十　合計所得金額　第三百十三条第七項及び第八項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をいう。

2　市町村民税について所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合においては、これらの法令は、前年の所得について適用されたものをいうものとする。

第二百九十四条第一項第四号中「次項」を「第四項」に、「第三百七条第一項、第三百十二条第四項」を「第三百十二条第四項、第三百十七条の六第一項」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第二百九十六条第二項第二号に掲げる者で収益事業を行なうものに対する市町村民税は、前項の規定にかかわらず、当該収益事業を行なう事務所又は事業所所在の市町村において課する。

3　法人税法第五条第一項の法人のうち第二百九十六条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業を行なう事務所又は事業所所在の市町村において課する。

5　第二項及び第三項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第二百九十四条の次に次の三条を加える。

（収益の帰属する者が名義人である場合における市町村民税の納税義務者）

第二百九十四条の二　資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る市町村民税は、当該収益を享受する者に課するものとする。

（市町村民税と信託財産）

第二百九十四条の三　信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、市町村民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）又は証券投資信託（証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下次条において同じ。）の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2　前項の規定の適用については、受益者が特定せず、又はまだ存在していない場合においては、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

（公社債の利子等の所得の帰属）

第二百九十四条の四　公債、社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託（合同運用信託のうち、貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）若しくは証券投資信託の受益証券について、その所有者以外の者が利子、配当、利益又は収益の支払を受けるときは、これらの所得の計算上、その所有者が支払を受けるものとみなす。ただし、利子、配当、利益又は収益の生ずる期間中にその所有者に異動があつたときは、最後の所有者を利子、配当、利益又は収益の支払を受ける者とみなす。

第二百九十五条第一項第三号中「六十五年以上の者」を「老年者」に、「十三万円」を「十五万円」に改め、同条第二項中「六十五年以上の者」を「老年者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　市町村は、当該市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課することができない。

第二百九十六条を次のように改める。

（個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十六条　市町村は、次の各号に掲げる者に対しては、市町村民税を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行なう場合は、この限りでない。

一　国、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会、土地区画整理組合、日本電信電話公社、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本育英会、私立学校振興会、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国民健康保険の事業を行なう法人

二　日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労働組合、国家公務員法第九十八条第二項に規定する人事院の承認を得た職員団体、地方公務員法第五十四条の規定に基づく地方公務員の団体、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、水産業協同組合共済会、農業共済基金、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、中小企業団体中央会、開拓融資保証協会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会、私立学校教職員共済組合、博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの並びに国会職員法第十八条の二の規定に基づく国会職員の団体

2　前項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第二百九十七条を次のように改める。

第二百九十七条　削除

第二百九十九条第二項中「第三百五条第二項、第三百九条第二項」を「第三百十七条の四第二項、第三百十七条の七第二項」に、「第二百九十四条第二項」を

「第二百九十四条第四項」に改める。

「第二款　申告義務」を削る。

第三百三条から第三百九条までを次のように改める。

第三百三条から第三百九条まで　削除

「第三款　課税標準及び税率」を「第二款　課税標準及び税率」に改める。

第三百十一条各号を次のように改める。

一　均等割を納付する義務がある扶養親族

二　前号に掲げる者を二人以上有する者

第三百十三条から第三百十五条までを次のように改める。

（所得割の課税標準）

第三百十三条　所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額による。

2　前項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定（所得税法第十七条の規定を除く。）による所得税法第九条第一項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例によつて算定するものとする。

3　所得割の納税義務者が所得税法第十一条の二第二項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、前項の規定にかかわらず、第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は、その者が第三百十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によつて当該納税義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において、同項の規定による計算の例によつて算定した同項の青色専従者給与額（以下本節において「青色専従者給与額」という。）のうち八万円をこえる部分の金額については、これを同項の事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要な経費に算入せず、また、当該青色事業専従者の受ける給与所得の収入金額に算入しないものとし、第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十一条の二第三項の規定による計算の例によらないものとする。

4　所得割の納税義務者（前項の規定に該当する者を除く。）が所得税法第十一条の二第一項に規定する事業を経営している場合において、その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除又は第三百十四条の七第二項の規定による控除の対象とされた者を除く。）でもつぱら当該事業に従事するもの（以下本節において「事業専従者」という。）があるときは、第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は、その者が第三百十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除するものとし、第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十一条の二第三項の規定による計算の例によらないものとする。

一　五万円

二　当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額（本項の規定を適用しないで計算した

金額とする。）を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

5　前項の規定による控除額（以下本節において「事業専従者控除額」という。）に相当する金額は、事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

6　第四項の場合において、同項に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時）の現況によるものとする。

7　前五項の規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上生じた第二項の規定により所得税法第九条の三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額は、当該純損失の金額の生じた年に所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による青色申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告について連続して当該青色申告書を提出している場合において、第三百十七条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

8　前項の規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前三年内の各年における総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額のうち、当該年に生じた第三百十四条の四に規定する変動所得の計算上の損失の金額若しくは被災たな卸資産の損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額又は当該納税義務者の前年前三年内の各年に生じた雑損失の金額（第三百十四条の二第一項第一号に掲げる金額をいう。）で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の金額は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告について連続してこれらの申告書を提出している場合に限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除するものとする。

9　前項の「被災たな卸資産の損失の金額」とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産の損失の金額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）で同項の変動所得の計算上の損失の金額に該当しないものをいう。

10　前八項に定めるもののほか、総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の算定について必要な事項は、政令で定める。

（世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等）

第三百十四条　生計を一にする次の各号の一に掲げる親族のうち世帯員が資産所得を有する場合においては、主たる所得者及び世帯員に課すべき所得割の額は、政令で定めるもののほか、所得税法第十一条の三第一項の規定の例によつて算定するものとする。この場合においては、同条第二項、第五項、第七項及び第八項の規定を準用する。

一　夫と妻

二　父又は母とその世帯に属する子

三　祖父又は祖母とその世帯に属する孫

2　前項の規定を適用する場合においては、所得税法第十一条の三第三項及び第四項の規定は、第二百九十二条第一項第六号、次条第一項本文、第三百十四条の四及び第三百十四条の七第八項の規定の適用について準用する。

（所得控除）

第三百十四条の二　市町村は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除するものとする。ただし、市町村は、財政上特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該総所得金額（総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第九条第一項第五号の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額（その金額が二万円をこえるときは、二万円）を控除した金額によるものとする。）、退職所得の金額又は山林所得の金額から第六号に規定する金額のみを控除することができる。

一　前年中に震災、風水害、火災その他政令で定める災害又は盗難により資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産を除く。）について損失を受け、当該損失額（保険金、損害賠償金等によりうめられた金額を除く。）が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一をこえる所得割の納税義務者　そのこえる金額

二　前年中に自己又はその扶養親族に係る政令で定める医療費又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）を支出し、その支出した金額が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五をこえる所得割の納税義務者　そのこえる金額（その金額が十五万円をこえる場合においては、十五万円）

三　前年中に自己又はその扶養親族の負担すべき社会保険料（所得税法第八条第八項に規定する社会保険料をいう。）を支払つた、又は給与から控除された、又は給与から控除される金額

四　前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約のために生命保険料（保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払つた保険料で政令で定めるものを除く。）を支払つた所得割の納税義務者　その支払つた生命保険料の金額（その年中において生命保険契約に基づく剰余金の分配を受け、又は生命保険契約に基づき分配を受ける剰余金をもつて保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金の額を控除した残額とし、その金額が一万五千円をこえる場合においては、一万五千円とそのこえる金額（その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円）の二分の一の金額との合計額とする。）

五　扶養親族を有する納税義務者　扶養親族の数の区分に応ずる次に掲げる金額

イ　扶養親族が一人の場合　七万円（当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）

ロ　扶養親族が一人をこえる場合　イに掲げる金額にそのこえる扶養親族一人ごとに三万円を加算して得た金額

六　所得割の納税義務者　九万円

2　扶養親族と生計を一にする市町村民税の納税義務者が二人以上ある場合において、第二百九十二条第一項第六号後段の規定によつてこれらの納税義務者と生計を一にする扶養親族の一部を一の納税義務者の扶養親族とし、他の扶養親族を他の納税義務者の扶養親族としたときは、前項第五号の規定によつて控除すべき金額は、同号に掲げる金額によらず、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、各扶養親族について当該各号に掲げる金額とする。

一　政令で定める第一順位の扶養親族　七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）

二　政令で定める第二順位以下の扶養親族　三万円

3　第一項第五号及び前項の場合において、その扶養親族が青色専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額で第一項第五号又は前項の規定によつてその金額が七万円若しくは五万円又は三万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これらの金額から当該青色専従者給与額のうち第三百十三条第三項の規定によつて必要な経費に算入された金額を控除した金額とする。

4　第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定によつて控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号及び前二項の規定によつて控除すべき金額を扶養控除額と、第一項第六号の規定によつて控除すべき金額を基礎控除額という。

5　第一項第五号の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時）の現況によるものとする。

6　第一項本文の規定による控除にあたつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

7　第一項ただし書の規定による控除にあたつては、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

8　雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する規定は、第三百十七条の二第一項若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項（以下本項において「控除に関する事項」と総称する。）の記載がない場合又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合においては、適用しない。ただし、第三百十七条の二第一項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に控除に関する事項の記載がないこと若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

（所得割の税率）

第三百十四条の三　所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分及び当該区分に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率に準じて市町村の条例で金額の区分及び率を定め、当該区分により課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分により課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応じて計算した金額の合計額によつて課する。

十万円以下の金額	百分の二
十万円をこえる金額	百分の三
二十万円をこえる金額	百分の四
五十万円をこえる金額	百分の五
百万円をこえる金額	百分の六
百五十万円をこえる金額	百分の七
二百五十万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十
千万円をこえる金額	百分の十一
二千万円をこえる金額	百分の十二
三千万円をこえる金額	百分の十三
五千万円をこえる金額	百分の十四

2　前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額（同条第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する総所得金額をいう。）、退職所得の金額又は山林所得の金額をいう。

（変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算）

第三百十四条の四　前年において、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得（以下本条において「変動所得」という。）の金額（前年前二年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額の合計が、前年前二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一をこえる場合の変動所得の金額に限る。）及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもの（以下本条において「臨時所得」という。）の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、自治省令の定めるところによつて、所得割の納税義務者が当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納税義務者の総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によらず、所得税法第十四条の規定の例によつて計算した金額によるものとする。

（簡易税額表）

第三百十四条の五　市町村が、所得割の納税義務者で課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額。以下本条において同じ。）、課税退職所得金額又は課税山林所得金額がそれぞれ百万円以下のものに対して課する所得割の額について、所得税法別表第一及び別表第二の例によつて当該市町村の条例で簡易税額表を定めた場合においては、当該納税義務者の総所得金額（前条の規定による申告書の提出があつた場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額）、退職所得の金額又は山林所得の金額に対する所得割の額は、前二条の規定によつて計算した金額によらず、その者の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に応じ、当該簡易税額表に定める金額によるものとする。

（法人税割の税率）

第三百十四条の六　法人税割の標準税率は、百分の八・一とする。ただし、標準税率をこえて課する場合においても、百分の九・七をこえることができない。

い。

2　法人税割の税率は、第三百二十一条の八第一項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第二項の規定によって申告納付するものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。

（税額控除）

第三百十四条の七　第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は、所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合においては当該障害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においてはそれぞれ当該納税義務者について千円を標準として当該市町村の条例で定める金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2　第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、所得割の納税義務者が扶養親族（青色専従者給与額の支給を受ける者を除く。）を有する場合においては、当該扶養親族の数に応じて当該市町村の条例で定める金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3　前項に規定する市町村は、所得割の納税義務者が青色専従者給与額の支給を受ける者又は事業専従者を有する場合においては、当該青色専従者給与額の支給を受ける者又は事業専従者の数に応じて当該市町村の条例で定める金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該市町村の条例で定める金額は、前項の規定によって控除すべき金額をこえるように定めるものとする。

4　第二項に規定する市町村は、当該市町村の条例の定めるところによって、所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合においては当該障害者一人について、所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においては当該納税義務者について当該市町村の条例で定める金額を、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5　前四項の規定によって所得割の額から控除すべき金額の合計額が当該所得割の額をこえることとなる場合においては、当該所得割の額から控除すべき金額は、これらの規定にかかわらず、当該所得割の額に相当する金額とするものとする。

6　第一項から第四項までの規定による控除をする場合において、所得割の納税義務者の扶養親族であるかどうか、当該納税義務者の扶養親族が障害者であるかどうか又は所得割の納税義務者が障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途において死亡した者については、また、その者と所得割の納税義務者との間の関係においては、死亡当時）の現況によるものとする。

7　第三百十四条の二第八項の規定は、第一項から第四項までの規定による控除について準用する。

8　所得税法第八条第七項の規定は、第一項及び第四項の勤労学生の意義について準用する。この場合において、所得税法第八条第七項第二号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二百九十二条第一項第十号に規定する合計所得金額」と読み替えるものとする。

（賦課制限）

第三百十四条の八　所得割の納税義務者の当該年度分の市町村民税の所得割の額及び当該年度分の道府県民税の所得割の額並びに前年の所得税額の合計額が、当該市町村民税の所得割に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の八十をこえることとなるときは、当該市町村民税の所得割の額は、当該市町村民税の所得割の額から、そのこえる金額に当該市町村民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額と当該道府県民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を控除した金額とする。

2　第三百十四条の規定によって所得割を算定して課する場合における前項の規定の適用については、同項の市町村民税の所得割に係る課税総所得金額は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、第一款、第三百十四条を除く第二款、第三款及び第四款の規定を適用して計算した課税総所得金額によるものとする。

3　第一項の「所得税額」とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定によって納付すべき所得税額をいう。ただし、租税特別措置法第三条又は同法附則第四条第三項の規定によって徴収される所得税額、所得税法第五十四条第一項の規定によってあわせて納付しなければならない利子税額、同条第七項の規定によってあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条第一項の規定によってあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十六条第一項の規定によって徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によって徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によって徴収される無申告加算税額、同法第五十七条第一項の規定によって徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第二項の規定によって徴収される重加算税額、同条第三項の規定によって徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によって徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によって徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

（所得の計算）

第三百十五条　市町村は、第二百九十四条第一項第一号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによつて、その者の第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定するものとする。

一　その者が所得税法第二十六条第一項若しくは第二項の確定申告書若しくは同法第二十七条第一項若しくは第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の申告書を提出し、又は政府が同法第四十四条の規定によって総所得金額、退職所得の金額若しくは山林所得の金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

二　その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第三百十六条中「場合においては」の下に「、前条の規定にかかわらず」を加え、「及び所得税額」及び「市町村民税の課税標準としての所得税額等を算定して」を削る。

第三百十七条中「前二条」を「第三百十五条第一号ただし書又は前条」に、「所得税額等を算定して」を「自ら所得を計算して」に、「その算定に係る所得税額等」

を「その算定に係る総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同条の次に次の一款を加える。

第三款　申告義務

（市町村民税の申告等）

第三百十七条の二　第二百九十四条第一項第一号の者は、三月二十日までに、自治省令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給（一時恩給を除く。）及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下本節において「給与」と総称する。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの及び所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一　前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額

二　青色専従者給与額又は事業専従者控除額に関する事項

三　第三百十三条第七項に規定する純損失の金額の控除に関する事項

四　第三百十三条第八項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項

五　雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

六　第三百十四条の七第一項から第四項までの規定による控除に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

2　市町村長は、第三百十七条の六第一項の給与支払報告書が二月末日までに提出されなかつた場合において、市町村民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、同項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に前項の申告書を市町村長の指定する期限までに提出させることができる。

3　第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの（前項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除又は第三百十三条第八項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとする場合においては、三月二十日までに、自治省令の定めるところによつて、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項又は第一項第四号に掲げる事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

4　第一項ただし書に規定する者（第二項の規定によつて第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、三月二十日までに第一項の申告書を提出することができる。

5　市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、第二百九十四条第一項第一号の者のうち前年中において給与所得又は退職所得（所得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得（同条第二項の罰金刑を科する。

（市町村民税の申告義務）

第三百十七条の三　第二百九十四条第一項第一号の者は、所得税法第二十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の申告書を提出した場合又は所得税法第四十四条第七項の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、第三百十六条の規定を適用して市町村民税を課していた場合を除き、その申告書を提出し、又はその通知を受けた日から十日以内に、自治省令の定めるところによつて、当該申告又は通知に係る総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額その他市町村民税の賦課徴収について必要な事項を市町村長に申告しなければならない。

（市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百十七条の四　第三百七条の二第一項から第四項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者又は同条第六項若しくは第七項若しくは前条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（市町村民税に係る不申告に関する過料）

第三百十七条の五　市町村は、市町村民税の納税義務者が第三百十七条の二第一項若しくは第二項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第六項若しくは第七項若しくは第三百十七条の三の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2　前項の過料を科せられた者は、その処分に不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立てをすることができる。

3　前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立てに対する市町村長の決定は、その申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立てをした者に交付しなければならない。

6　異議の申立てに関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第二項の規定による異議の申立て又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

（給与支払報告書等の提出義務）

第三百十七条の六　一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第三十八条第一項の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、二月末日までに、自治省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2　前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、四月十五日までに、自治省令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

（給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪）

第三百十七条の七　前条の規定によつて提出すべき給与支払報告書若しくは届出書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書若しくは届出書を提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百十九条の三を削る。

第三百二十一条の二第一項を次のように改める。

市町村長は、普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税について第三百十七条の三の規定による申告があつた場合又は所得税法第二十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて所得税の納税義務者が提出した申告書若しくは政府がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を第三百二十五条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第三百十五条第一号ただし書若しくは第二号又は第三百十六条の規定を適用して個人の市町村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下本条及び第三百二十八条第一項において「不足税額」と総称する。）を追徴しなければならない。

第三百二十一条の三第一項中「当該年度の初日の属する年の」を削り、「同日」を「当該年度の初日」に、「本条」を「本条及び次条」に改める。

第三百二十一条の四第一項中「給与の支払をしている者」を「給与の支払をする者」に改め、同条第三項中「第三百七条第一項」を「第三百十七条の六第一項」に改め、同条第四項中「給与の支払をしている者」を「給与の支払をする者」に改める。

6　納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の二月末日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第三十八条第一項の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下本項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日（その支払を受けなくなつた日が四月二日から五月三十一日までの間である場合にあつては七月十日、翌年の二月中である場合にあつては同月末日）までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の二月中にあつた場合において、当該異動によつて従前の給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

7　第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。

第三百二十一条の五第一項中「同条第一項後段」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「給与の支払をしている者」を「給与の支払をする者」に改める。

第三百二十一条の六第一項中「第三項まで」の下に「（同条第七項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。）」を加える。

第三百二十一条の八第一項に後段として次のように加える。

この場合において、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税に係る申告書（当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く。）を提出する義務がある法人が、当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する

若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第三百十五条第一号ただし書若しくは第二号又は第三百十六条の規定を適用して個人の市町村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下本条及び第三百二十八条第一項において「不足税額」と総称する。）を追徴しなければならない。

第三百二十一条の三第一項中「当該年度の初日の属する年の」を削り、「同日」を「当該年度の初日」に、「本条」を「本条及び次条」に改める。

第三百二十一条の四第一項中「給与の支払をしている者」を「給与の支払をする者」に改め、同条第三項中「第三百七条第一項」を「第三百十七条の六第一項」に改め、同条第四項中「給与の支払をしている者」を「給与の支払をする者」に改める。

6　納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の二月末日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第三十八条第一項の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下本項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日（その支払を受けなくなつた日が四月二日から五月三十一日までの間である場合にあつては七月十日、翌年の二月中である場合にあつては同月末日）までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の二月中にあつた場合において、当該異動によつて従前の給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

7　第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。

第三百二十一条の五第一項中「同条第一項後段」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「給与の支払をしている者」を「給与の支払をする者」に改める。

第三百二十一条の六第一項中「第三項まで」の下に「（同条第七項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。）」を加える。

第三百二十一条の八第一項に後段として次のように加える。

この場合において、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税に係る申告書（当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く。）を提出する義務がある法人が、当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当す

る税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

第三百二十一条の八第五項中「法人税法第十八条第一項」の下に「、第十九条第一項」を加え、「申告納付すべき当該事業年度分の」を「申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る」に改め、同条第八項中「法人が第一項から第四項までの規定によつて」を削る。

第三百二十一条の十一第二項中「提出しなかつた場合」の下に「(第三百二十一条の八第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加える。

第三百二十一条の十二第二項中「納付の日までの期間」の下に「(法人税法第四十二条第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。)」を加える。

第三百二十一条の十四第一項中「事実と異なる場合」の下に「(課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。)」を加え、同条第二項中「関係市町村長」の下に「又は課税標準とすべき法人税額が分割されていないと認める関係市町村長」を加え、同条第三項中「法人税額」の下に「又は分割されなかつた法人税額」を加える。

第三百二十二条第一項中「当該控除された期間」の下に「及び当該期間の末日の翌日から第三百二十一条の八第四項の規定による申告をした日までの期間」を加える。

第三百四十八条第四項中「輸出入取引法」を「輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)」に改める。

第三百四十九条の三第十二項を同条第十三項とし、同条第七項から同条第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「三分の二」を「二分の一」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三条の規定による許可を受けたガス事業者が新設した同法第二条第一項のガス事業の用に供する償却資産でガスの製造及び供給の用に供するもののうち政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の五第一項中「発電所」の下に「若しくは変電所(以下本項において「一の工場」と総称する。)(一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。)」を加える。

第三百六十八条第一項中「不足税額を追徴しなければならない」を「不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下本条において「不足税額」という。)を追徴しなければならない」に改める。

第四百四十二条の二第三項中「次条第一項」を「次条」に改める。

第四百四十三条第二項を削る。

第四百四十四条第一項第二号を次のように改める。

二　軽自動車

イ　二輪のもの(側車付のものを含む。)　年額　千五百円

ロ　三輪のもの　年額　二千円

ハ　四輪以上のもの　乗用　年額　三千円　貨物用　年額　二千五百円

第四百八十六条第三項中「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」を「ガス事業法」に改める。

第四百八十九条第一項第一号中「石炭」の下に「及び亜炭」を加え、同項第二号中「銑鉄」を「鉄鉱及び砂鉄並びに銑鉄」に改め、同項第三号中「、砂金」を削り、同項第七号の二中「石綿及び可燃性天然ガス」を「マンガン鉱、硫黄、石綿、可燃性天然ガス及び石油」に改め、同項第九号の三中「トリウム鉱」を「ウラン地金」に改め、同項第九号の四を次のように改める。

九の四　高純度シリコン

第四百八十九条第一項第十号中「、電刷子、黒鉛粉末及び黒鉛含有特殊粉末合金」を「及び電刷子」に改め、同項第十三号中「及び焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料」を「、焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料、けい酸石灰及び炭酸カルシウム肥料」に改め、同項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　ふつ素樹脂

第四百八十九条第一項第二十二号の二中「及びスチレン」を「、スチレン、ブタジエン、アルコール、ケトン、ベンゾール、トルオール、キシロール及びフエノール」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の三　合成ゴム(前号のブタジエンを原料とするものに限る。)

第四百八十九条第一項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　竹パルプを原料とする紙

第四百九十条の次に次の一条を加える。

(電気ガス税の免税点)

第四百九十条の二　市町村は、同一の需用場所において使用する電気(電気事業者が電気に関する臨時措置に関する法律においてその例によるものとされた旧公益事業令第三十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程に定める定額電灯又は従量電灯に係るものに限る。)又はガスの一月の料金が三百円以下である場合においては、電気ガス税を課することができない。

2　前項の料金が一月をこえる期間によつて支払われる場合においては、その料金を当該料金の計算期間の日数をもつて除して得た額に三十を乗じて得た金額をもつて一月の料金とする。

第七百条の三第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項中「軽油及び揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいい、同法第十六条の規定によつて揮発油税を免除された揮発油を除く。以下同じ。)以外の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　軽油引取税は、前項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、又は軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合においては、その販売量(当該販売に係る軽油にすでに軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)が含まれているときは、当該販売に係る軽油の数量から、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除して得た数量とする。)を課税標準として、当該販売業者の事業所所在の道府県において、当該販売業者に課する。

第七百条の六第一号中「主たる推進機関の」を削

林所得の金額の合計額」に改める。

第七百六条の二第一項中「第二百九十二条第五項の規定」を「第三百九十二条第四項の規定」に、「百分の二十」を「百分の二十一」に改める。

第七百三十四条第三項後段中「第三百十三条第一項中「百分の二十」又は「百分の二十一」とあるのはそれぞれ「百分の二十一」又は「百分の二十二」と、同条第二項中「当該市町村の税率によつて算定した当該年度分の市町村民税の所得割の額及び当該年度分の道府県民税の所得割の額」とあるのは「都民税の所得割の額に当該年度分の道府県民税の所得割の額」と、「その超過額に当該年度分の所得割の額を乗じて得た額」とあるのは「その合計額で除して得た額の当該道府県民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額とみなして同条の規定を適用した場合において得られる額」とする。

第七百三十四条の六第一項中「百分の八・一」又は「百分の十一」とあるのはそれぞれ「百分の八・一」、「百分の十一」とあるのは「百分の十一」と、「百分の十八・一」とあるのは「百分の十八・一」と、同条第六項中「百分の十五」とあるのは「百分の十一」と、「百分の十八・一」とあるのは「百分の十八・一」と、「百分の九・七」とあるのは「百分の九・七」と、「百分の十八・一」とあるのは「百分の十八・一」と、「百分の十三

（法定納期限等に関する規定の適用）

第三条 新法第十四条の九第二項第三号イの規定は、昭和三十七年度分以後の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和三十六年度分までの道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する規定の適用）

第四条 新法中個人の道府県民税に関する規定（新法第四十七条及び第四十八条の規定を除く。）は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条 昭和三十七年度分から昭和三十九年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第七項中「第二項の規定により所得税法第九条の三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額」とあるのは「第二項の規定により所得税法第九条の三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額（昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額又は第六十条の規定の適用があるものの法人税に係る法人の道府県民税については、新法第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第十三条 新法第七十二条の五十の規定は、昭和三十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、新法中個人の事業税に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第十四条 新法第七十二条の五十一第一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第十五条 新法第七十二条の五十一第二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第十六条 新法第七十二条の五十一第三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第十七条 新法第七十二条の五十一第四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第十八条 新法第七十二条の五十一第五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第十九条 新法第七十二条の五十一第六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十条 新法第七十二条の五十一第七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十一条 新法第七十二条の五十一第八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十二条 新法第七十二条の五十一第九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十三条 新法第七十二条の五十一第十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十四条 新法第七十二条の五十一第十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十五条 新法第七十二条の五十一第十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十六条 新法第七十二条の五十一第十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十七条 新法第七十二条の五十一第十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十八条 新法第七十二条の五十一第十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第二十九条 新法第七十二条の五十一第十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十条 新法第七十二条の五十一第十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十一条 新法第七十二条の五十一第十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十二条 新法第七十二条の五十一第十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十三条 新法第七十二条の五十一第二十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十四条 新法第七十二条の五十一第二十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十五条 新法第七十二条の五十一第二十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十六条 新法第七十二条の五十一第二十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十七条 新法第七十二条の五十一第二十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十八条 新法第七十二条の五十一第二十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第三十九条 新法第七十二条の五十一第二十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十条 新法第七十二条の五十一第二十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十一条 新法第七十二条の五十一第二十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十二条 新法第七十二条の五十一第二十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十三条 新法第七十二条の五十一第三十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十四条 新法第七十二条の五十一第三十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十五条 新法第七十二条の五十一第三十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十六条 新法第七十二条の五十一第三十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十七条 新法第七十二条の五十一第三十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十八条 新法第七十二条の五十一第三十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第四十九条 新法第七十二条の五十一第三十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十条 新法第七十二条の五十一第三十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十一条 新法第七十二条の五十一第三十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十二条 新法第七十二条の五十一第三十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十三条 新法第七十二条の五十一第四十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十四条 新法第七十二条の五十一第四十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十五条 新法第七十二条の五十一第四十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十六条 新法第七十二条の五十一第四十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十七条 新法第七十二条の五十一第四十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十八条 新法第七十二条の五十一第四十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第五十九条 新法第七十二条の五十一第四十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十条 新法第七十二条の五十一第四十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十一条 新法第七十二条の五十一第四十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十二条 新法第七十二条の五十一第四十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十三条 新法第七十二条の五十一第五十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十四条 新法第七十二条の五十一第五十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十五条 新法第七十二条の五十一第五十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十六条 新法第七十二条の五十一第五十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十七条 新法第七十二条の五十一第五十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十八条 新法第七十二条の五十一第五十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第六十九条 新法第七十二条の五十一第五十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十条 新法第七十二条の五十一第五十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十一条 新法第七十二条の五十一第五十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十二条 新法第七十二条の五十一第五十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十三条 新法第七十二条の五十一第六十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十四条 新法第七十二条の五十一第六十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十五条 新法第七十二条の五十一第六十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十六条 新法第七十二条の五十一第六十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十七条 新法第七十二条の五十一第六十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十八条 新法第七十二条の五十一第六十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第七十九条 新法第七十二条の五十一第六十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十条 新法第七十二条の五十一第六十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十一条 新法第七十二条の五十一第六十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十二条 新法第七十二条の五十一第六十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十三条 新法第七十二条の五十一第七十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十四条 新法第七十二条の五十一第七十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十五条 新法第七十二条の五十一第七十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十六条 新法第七十二条の五十一第七十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十七条 新法第七十二条の五十一第七十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十八条 新法第七十二条の五十一第七十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第八十九条 新法第七十二条の五十一第七十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十条 新法第七十二条の五十一第七十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十一条 新法第七十二条の五十一第七十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十二条 新法第七十二条の五十一第七十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十三条 新法第七十二条の五十一第八十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十四条 新法第七十二条の五十一第八十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十五条 新法第七十二条の五十一第八十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十六条 新法第七十二条の五十一第八十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十七条 新法第七十二条の五十一第八十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十八条 新法第七十二条の五十一第八十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第九十九条 新法第七十二条の五十一第八十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百条 新法第七十二条の五十一第八十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百一条 新法第七十二条の五十一第八十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二条 新法第七十二条の五十一第八十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三条 新法第七十二条の五十一第九十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四条 新法第七十二条の五十一第九十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五条 新法第七十二条の五十一第九十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百六条 新法第七十二条の五十一第九十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百七条 新法第七十二条の五十一第九十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百八条 新法第七十二条の五十一第九十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百九条 新法第七十二条の五十一第九十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十条 新法第七十二条の五十一第九十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十一条 新法第七十二条の五十一第九十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十二条 新法第七十二条の五十一第九十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十三条 新法第七十二条の五十一第百項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十四条 新法第七十二条の五十一第百一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十五条 新法第七十二条の五十一第百二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十六条 新法第七十二条の五十一第百三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十七条 新法第七十二条の五十一第百四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十八条 新法第七十二条の五十一第百五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百十九条 新法第七十二条の五十一第百六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十条 新法第七十二条の五十一第百七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十一条 新法第七十二条の五十一第百八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十二条 新法第七十二条の五十一第百九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十三条 新法第七十二条の五十一第百十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十四条 新法第七十二条の五十一第百十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十五条 新法第七十二条の五十一第百十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十六条 新法第七十二条の五十一第百十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十七条 新法第七十二条の五十一第百十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十八条 新法第七十二条の五十一第百十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百二十九条 新法第七十二条の五十一第百十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十条 新法第七十二条の五十一第百十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十一条 新法第七十二条の五十一第百十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十二条 新法第七十二条の五十一第百十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十三条 新法第七十二条の五十一第百二十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十四条 新法第七十二条の五十一第百二十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十五条 新法第七十二条の五十一第百二十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十六条 新法第七十二条の五十一第百二十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十七条 新法第七十二条の五十一第百二十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十八条 新法第七十二条の五十一第百二十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百三十九条 新法第七十二条の五十一第百二十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十条 新法第七十二条の五十一第百二十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十一条 新法第七十二条の五十一第百二十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十二条 新法第七十二条の五十一第百二十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十三条 新法第七十二条の五十一第百三十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十四条 新法第七十二条の五十一第百三十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十五条 新法第七十二条の五十一第百三十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十六条 新法第七十二条の五十一第百三十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十七条 新法第七十二条の五十一第百三十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十八条 新法第七十二条の五十一第百三十五項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百四十九条 新法第七十二条の五十一第百三十六項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十条 新法第七十二条の五十一第百三十七項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十一条 新法第七十二条の五十一第百三十八項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十二条 新法第七十二条の五十一第百三十九項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十三条 新法第七十二条の五十一第百四十項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十四条 新法第七十二条の五十一第百四十一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十五条 新法第七十二条の五十一第百四十二項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十六条 新法第七十二条の五十一第百四十三項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十七条 新法第七十二条の五十一第百四十四項の規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年分以前の年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定の適用）

第百五十八条 新法第七十二条

項並びに第七十二条の四十八第二項及び第五項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本条及び次条において同じ。）から適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

第十七条　旧法第七十二条の四第一項第五号、第七十二条の五第一項第四号中船主相互保険組合に関する部分並びに第七十二条の十八第二項及び第七十二条の四十一第一項の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお効力を有するものとする。

第十八条　新法第七十二条の四十四第三項の規定は、この法律の施行の日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第十九条　新法第七十二条の四十六の規定は、この法律の施行の日以後において同法同条第四項の通知をする過少申告加算金額又は不申告加算金額から適用し、同日前までに当該通知をしたものについては、なお従前の例による。

第二十条　新法第七十二条の四十七第三項の規定は、この法律の施行の日以後において同法同条第四項の通知をする重加算金額から適用し、同日前までに当該通知をしたものについては、なお従前の例による。

第二十一条　旧法第七十二条の十八第二項の規定の適用を受けた法人については、当該法人のこの法律の施行の日の属する事業年度の開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞与その他の剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうち同法同条同項の規定により課税標準である所得とされなかつた金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の計算上益金に算入する。

第二十二条　輸出入取引法の一部を改正する法律の施行の際現に存する非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合（以下本条において「非出資輸出組合等」という。）に対する新法第七十二条の五第一項第四号の規定は、輸出入取引法の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

この場合において、当該法律の施行の日が当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資輸出組合等の事業年度は、当該法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該法律の施行の日から開始するものとする。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第二十三条　新法第七十三条の二第七項（同法第七十三条の二十七第二項、第七十三条の二十七の二第五項及び第七十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後において還付し、又は充当すべき額に係る還付加算金の計算について適用する。

第二十四条　新法第七十三条の二十四第一項の規定は、この法律の施行の日以後において土地を取得した場合について適用し、同日前において土地を取得

した場合については、なお従前の例による。

第二十五条　新法第七十三条の二十七の二の規定は、この法律の施行の日以後においてなされる新法第七十三条の二十七の二の譲渡担保権者による同法同条の譲渡担保財産の取得について適用する。

（料理飲食等消費税に関する経過規定）

第二十六条　道府県は、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の規定により登録を受けたホテル又は旅館における外客の飲食及び宿泊並びにその他の利用行為で政令で定めるものに対しては、昭和三十七年三月三十一日までの間は、料理飲食等消費税を課することができない。

（自動車税に関する規定の適用）

第二十七条　新法中自動車税に関する規定は、昭和三十六年度分の自動車税から適用し、昭和三十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第二十八条　新法第二百九十二条第一項第八号及び第九号、第二百九十五条第一項第三号、第二項及び第三項、第三百十一条、第三百二十一条の二第一項、第三百二十一条の四第六項及び第七項、第三百二十一条の五第一項並びに第三百二十一条の六第一項の規定は、昭和三十七年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十九条　昭和三十六年度分の個人の市町村民税については、旧法第三章第一節の規定（旧法第二百九十二条第十号、第二百九十五条第一項第三号、第二項及び第三項、第三百十一条、第三百二十一条の二第一項、第三百二十一条の五第一項並びに第三百二十一条の六第一項の規定を除く。）及びこれに係る旧法の規定は、なお効力を有するものとする。

第三十条　昭和三十六年度分の個人の市町村民税に限り、新法第二百九十二条第一項第八号中「所得税法第八条第五項」とあるのは、「所得税法第八条第三項」と読み替えるものとする。

第三十一条　昭和三十七年度分から昭和三十九年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第七項中「第二項の規定により所得税法第九条の三第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の純損失の金額（昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額）で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額から地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）による改正前の地方税法第三百十九条の三の規定によつて控除されたものとみなされた金額を控除した金額」と、「第三百十七条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り」とあるのは「第三百十七条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した昭和三十七年度分以後の市町村民税に係る同項の申告書を連続して提出しているときに限り」と読み替えるものとする。

第三十二条　昭和三十七年度分から昭和三十九年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第八項中「同項の純損失の金額」とあるのは「同項の純損失の金額（昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額）で前年前の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除されなかつた部分の金額から地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）による改正前の地方税法第三百十九条の三の規定によつて控除されたものとみなされた金額を控除した金額」と、「第三百十七条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り」とあるのは「第三百十七条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した昭和三十七年度分以後の市町村民税に係る同項の申告書を連続して提出しているときに限り」と読み替えるものとする。

の間に係るものにあつては、所得税法第九条の三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額」と、「雑損失の金額（第三百十四条の二第一項第一号に掲げる金額をいう。）」とあるのは「雑損失の金額（昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては所得税法第十一条の四に規定する雑損失の金額をいい、昭和三十六年から昭和三十八年までの間に係るものにあつては第三百十四条の二第一項第一号に掲げる金額をいう。）」と、昭和三十五年までの間に係る純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書を提出している場合に限り」とあるのは「当該純損失又は雑損失の金額の生じた年に所得税法第二十六条の二第一項の規定による損失申告書又は同法第二十六条の規定による確定申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告について連続して損失申告書又は確定申告書を提出している場合において、控除を受けようとする年度分の市町村民税について第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出したときに限り」と読み替えるものとする。

第三十三条　新法第二百九十四条第二項及び第三項並びに第二百九十六条の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三十四条　旧法第二百九十六条第一号中船主責任相互保険組合及び木船相互保険組合に関する部分並びに同法同条第二号の規定は、この法律の施行の日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三十五条　旧法第二百九十六条第三項の規定は、この法律の施行の日以後において新設された法人で租税特別措置法第五十九条又は第六十条の規定の適用があるものの法人税が課されない事業年度分に係る法人の市町村民税については、新法第二百九十六条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出したときに限り」と読み替えるものとする。

第三十六条　新法第三百二十一条の八第一項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第三百二十一条の八第一項の申告期限の到来する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日前に同法同条同項の申告期限の到来した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三十七条　新法第三百二十一条の十二第二項及び第三百二十七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三十八条　新法中固定資産税に関する規定は、この附則に特別の定めがある場合を除くほか、昭和三十六年度分の固定資産税から適用し、昭和三十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第三十九条　新法第三百四十九条の三第三項の規定は、昭和三十五年一月二日以後において新設された同法同条同項の償却資産について、昭和三十六年度分の固定資産税から適用する。

第四十条　新法第三百四十九条の三第三項の規定は、昭和三十三年一月二日以後昭和三十五年一月一日以前において新設された同法同条同項の償却資産に対しても適用するものとする。この場合において、当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産が新設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和三十五年度までの年度の数を五から控除し、昭和三十六年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については当該償却資産の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第四十一条　新法第三百四十九条の五の規定は、昭和三十五年一月二日以後において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下本条において「一の工場」と総称する。）（同年同月同日以後において一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。）の用に供する償却資産について、昭和三十六年度分の固定資産税から適用し、同年一月一日以前において建設された一の工場又は発電所の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第四十二条　新法中軽自動車税に関する規定は、昭和三十六年度分の軽自動車税から適用し、昭和三十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第四十三条　新法第四百八十九条第一項及び第四百九十条の二の規定は、昭和三十六年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十六年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）について適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第四十四条　新法第七百条の二十一の二の規定は、この法律の施行の日以後における軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税から適用する。

（税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収）

第四十五条　この法律の施行前において特約業者若しくは元売業者以外の者（以下次条及び附則第四十七条において「販売業者等」という。）が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行ない、この法律の施行後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出した場合においては、当該引渡し又は移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千百円とする。

第四十六条　この法律の施行前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、この法律の施行後において当該譲渡を受けた軽油（前条の規定により課税される軽油を除く。）を譲渡した場合においては、当該特約業者又は元売業者を販売業者等と、当該譲渡を特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用す

分の固定資産税から適用する。

第四十条　新法第三百四十九条の三第三項の規定は、昭和三十三年一月二日以後昭和三十五年一月一日以前において新設された同法同条同項の償却資産に対しても適用するものとする。この場合において、当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産が新設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和三十五年度までの年度の数を五から控除し、昭和三十六年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については当該償却資産の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第四十一条　新法第三百四十九条の五の規定は、昭和三十五年一月二日以後において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下本条において「一の工場」と総称する。）（同年同月同日以後において一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。）の用に供する償却資産について、昭和三十六年度分の固定資産税から適用し、同年一月一日以前において建設された一の工場又は発電所の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第四十二条　新法中軽自動車税に関する規定は、昭和三十六年度分の軽自動車税から適用し、昭和三十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第四十三条　新法第四百八十九条第一項及び第四百九十条の二の規定は、昭和三十六年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十六年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）について適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第四十四条　新法第七百条の二十一の二の規定は、この法律の施行の日以後における軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税から適用する。

（税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収）

第四十五条　この法律の施行前において特約業者若しくは元売業者以外の者（以下次条及び附則第四十七条において「販売業者等」という。）が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行ない、この法律の施行後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出した場合においては、当該引渡し又は移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千百円とする。

第四十六条　この法律の施行前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、この法律の施行後において当該譲渡を受けた軽油（前条の規定により課税される軽油を除く。）を譲渡した場合においては、当該特約業者又は元売業者を販売業者等と、当該譲渡を特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用す

ら、新法第十五条の三第五項中「第三百十四条の二第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項」と、新法第十九条第一項中「第二百十四条の二第一項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第一項」と、新法第二十条第一項中「第二百十四条の二第一項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第一項」とする。

（森林組合の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 森林組合、森林組合連合会又は森林組合法（昭和二十六年法律第二百三十一号）第百九十九条第一項の規定により森林組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第一項の森林組合連合会整備計画（以下「整備計画」という。）に従つて設立された森林組合連合会（以下「整備計画に従つて設立された森林組合連合会」という。）が、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に、森林組合法第百九十九条第一項の規定により森林組合連合会整備促進法

十一号）の規定による事業協同組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第九十七条第一項の規定により組織を変更して商工組合となつたものを含む。）又は協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会を除く。）で次の各号のいずれにも該当するものが、この法律の施行の日の属する事業年度から同号に規定する整備計画が完了することとなつている日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額（当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちその二えるる金額に相当する金額を除く。）については、当該事業年度の所得に対する事業税は、課さない。ただし、当該事業年度前の事業年度において当該整備計画の目標を達成している場合には、この限りでない。

一　当該事業協同組合又は協同組合連合会の昭和三十年四月一日における有形固定資産及び無形固定資産並びに貸付金（弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限る。）の帳簿価額の合計額が昭和三十年四月一日における出資総額、資本積立金額、再評価積立金額及び積立金額並びに借入金（弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限る。）の金額の合計額（昭和三十年四月一日において繰越欠損金があるときは、その繰越欠損金の額を控除した金額）をこえること。

二　当該事業協同組合又は協同組合連合会が、企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第十二条の規定による勧告に基づいて前号の超過額を昭和三十五年三月三十一日までに解消するための整備計画を樹立し、及び昭和三十一年六月三十日までにその整備計画が当該勧告の旨を達成するために必要かつ適当であることについて当該勧告をした者の確認を受けたものであること。

4　前三項の規定の適用を受けた法人については、当該法人のこれらの規定の適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞与その他の剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうちこれらの規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の計算上益金に算入する。

（旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い）

第五十三条　旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

第五十四条　新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十五条　前五十四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録税法の一部改正）

第五十六条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「登記」の下に「又ハ登録」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第五十七条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「（個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の三第一項の規定により準るものとされる同法同条同項の表の上欄に掲げる金額の区分及び当該区分に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率で課した場合における市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条　昭和三十六年度に限り、前条の規定による改正後の地方財政法第五条第一項第五号中「標準税率」とあるのは「標準税率（個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。）」と、同法同条第三項中「個人に対する市町村民税の所得割の総額が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の三第一項の規定により準るものとされる同法同条同項の表の上欄に掲げる金額の区分及び当該区分に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率」とを、「標準率」とし

第六十一条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号ニ中「（個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。）」を削る。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条　昭和三十六年度に限り、前条の規定による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二条第三項第二号ニ中「標準税率」とあるのは、「標準税率（個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。）」と読み替えるものとする。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第六十三条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「発電所」の下に「若しくは変電所（以下本項において「一の工場」と総称する。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。）」を加える。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十四条　前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条の二第一項の規定は、昭和三十五年四月一日以後において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下本条において「一の工場」と総称する。）（同年同月同日以後において一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。）のについて、昭和三十七年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下本条及び次条において「交付金及び納付金」という。）から適用し、同年三月三十一日以前において建設された一の工場又は発電所の用に供する償却資産に係る交付金及び納付金については、なお従前の例による。

第六十五条　昭和三十六年度分の交付金及び納付金については、附則第六十三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条の二の規定は、なお効力を有するものとする。

第六十六条　附則第六十三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条の二の規定（前条の規定によりなお効力を有するものとされる同法第五条の二の規定を含む。）に基づいて、交付し、又は交付すべきであつた市町村交付金及び都道府県交付金並びに納付し、又は納付すべきであつた市町村納付金及び都道府県納付金については、なお従前の例による。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第七十五号（昭三六・五・一）

◎経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第十一号を次のように改める。

十一　地域経済問題調査会に関すること。

第十一条の二第一項中「三人以内」を「五人以内」に改める。

第十四条第一項の表中地盤沈下対策審議会の項の次に次のように加える。

地域経済問題調査会	内閣総理大臣の諮問に応じ、経済の地域的な発展に関する総合的かつ重要な事項を調査審議すること。
国民生活向上対策審議会	経済企画庁長官の諮問に応じ、国民生活の向上対策に関する総合的かつ重要な事項を調査審議すること。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭三六・五・一）

◎失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「三百円」を「七百円」に改める。

第三十八条の八中「第一級二百円、第二級百四十円」を「第一級三百三十円、第二級二百四十円」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一級十円、第二級六円」を「第一級十六円、第二級十二円」に、「二百八十円」を「四百八十円」に改め、同条第二項中「第一級については五円、第二級については三円」を「第一級については八円、第二級については六円」に改める。

第三十八条の十五第一項本文中「その翌月においては、離職した場合は、その二月」に改め、同条第二項中「離職の日の属する月の前二月」を「同項に規定する二月」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は同年七月一日から、第三十八条の八の改正規定は同年同月四日から施行する。

2　昭和三十六年七月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年六月において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

3　改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年六月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

4　改正後の第三十八条の十五の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年四月一日以後の二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用された場合につ

いて適用する。

（大蔵・労働・内閣総理大臣署名）

法律第七十七号（昭三六・五・二）

◎海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第七十八号（昭三六・五・二）

◎航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（衆法）

航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（債務保証）

第三条の二　政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務について、保証契約をすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十九号（昭三六・五・二）

◎郵便為替法の一部を改正する法律

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及び電信為替」を「、電信為替及び定額小為替」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条（定額小為替）　定額小為替においては、差出人が定額の為替金額に相当する現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する定額小為替証書を発行してこれを差出人に交付し、郵便局において、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、定額小為替証書の持参人）に定額小為替証書と引き換えに為替金を払い渡す。

前項の定額の為替金額は、百円、二百円、三百円、四百円、五百円、六百円、七百円、八百円、九百円、千円、千五百円、二千円、二千五百円又は三千円とする。

第十一条中「第八条及び第九条」を「前三条」に改める。

第十二条第一項中「普通為替」の下に「及び定額小為替」を加え、同条第二項中「当該郵便為替証書」を「当該普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書」に改める。

第十六条の見出しを「（普通為替証書及び電信為替証書の金額の制限）」に改め、同条第一項中「（以下郵便為替証書と総称する。）」を削り、「五万円」を「十万円」に改め、同項ただし書中「郵便為替証書」を「普通為替証書又は電信為替証書」に改め、同条第二項を削る。

第十七条第一項を次のように改める。

郵便為替の料金は、郵便為替証書（普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以下同じ。）一枚につき、次のとおりとする。

一　普通為替

為替金額千円以下の場合　四十円

同　千円をこえ、三千円以下の場合　五十円

同　三千円をこえ、五千円以下の場合　六十円

同　五千円をこえ、一万円以下の場合　百円

同　一万円をこえ、三万円以下の場合　百五十円

同　三万円をこえ、五万円以下の場合　二百円

同　五万円をこえ、七万円以下の場合　二百五十円

同　七万円をこえ、十万円以下の場合　三百円

二　電信為替

次の金額と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

為替金額三千円以下の場合　七十円

同　三千円をこえ、五千円以下の場合　百二十円

同　五千円をこえ、一万円以下の場合　百七十円

同　一万円をこえ、三万円以下の場合　二百二十円

同　三万円をこえ、五万円以下の場合　二百七十円

同　五万円をこえ、七万円以下の場合　三百七十円

同　七万円をこえ、十万円以下の場合　四百七十円

三　定額小為替

為替金額千円以下の場合　十円

同　千円を超え二千円の場合　二十円

同　二千円を超え三千円の場合　三十円

第十七条第二項中「五万円」を「十万円」に、「三十円」を「四十円」に改め、同条第三項中「前条第一項但書」を「前条ただし書」に、「五万円」を「十万円」に、「郵便為替証書」を「普通為替証書又は電信為替証書」に改め、同条第四項中「第八条又は第九条」を「第八条から第十条まで」に改める。

第十九条第一項第二号中「第二十五条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十一条第二項を削る。

第二十二条中「三年間」を「、普通為替及び電信為替にあつては三年間、定額小為替にあつては一年間」に改める。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

代金引換の取扱いでその引換金を普通為替によつて送金するものにおいて、郵便物の差出人がその郵便物を差し出す際請求したときは、郵便局においてその引換金に係る普通為替証書を速達郵便物として差出人に送達する。

第二十六条の見出しを「（引換金に係る郵便為替の料金等の納付）」に改め、同条中「郵便為替の料金」の下に「（前条第三項の料金を含む。）」を加え、「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に、「当該郵便為替証書を」を「当該普通為替証書を郵便貯金の預入金若しくは」に改める。

第三十二条第一項及び第二項中「郵便為替証書」を「普通為替証書」に改め、同条第三項を削る。

第三十八条第三項を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章　定額小為替

第三十八条の二（準用規定）　定額小為替については、第二十七条、第三十二条及び第三十三条の規定を準用する。この場合において、第三十二条第一項中「第八条」とあるのは、「第十条」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。

2　この法律の施行前に請求した代金引換の取扱いにおける引換金に係る普通為替の料金については、なお従前の例による。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第八十号（昭三六・五・二）

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項を削る。

第十三条第三項を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条（払込み、振替及び払出しの料金）　払込み、振替及び払出しの料金は、次のとおりとする。

一　払込み

通常払込み

払込金額千円以下の場合	三十五円
同　千円をこえ、五千円以下の場合	五十円
同　五千円をこえ、一万円以下の場合	七十円
同　一万円をこえ、五万円以下の場合	百円
同　五万円をこえ、十万円以下の場合	百五十円
同　十万円をこえる場合	二百円

電信払込み

通常払込みの料金と電信に関する料金（第三十条の二に規定する場合には、電話に関する料金。以下同じ。）を基準として省令で定める金額との合計額に二十円を加算した金額

二　振替

通常振替　三十円

電信振替

通常振替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額に十円を加算した金額

三　払出し

通常現金払

払出金額千円以下の場合	四十円
同　千円をこえ、五千円以下の場合	六十円
同　五千円をこえ、一万円以下の場合	百円
同　一万円をこえ、五万円以下の場合	百四十円
同　五万円をこえ、十万円以下の場合	二百円

電信現金払

通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額に三十円を加算した金額

簡易払

第五十条の三の規定による払出しの金額の総額の千分の二に相当する金額に支払通知書一枚ごとに十五円を加算した金額

第十九条第一項ただし書中「金額」の下に「に二十円を加算した金額」を加える。

第二十四条第二項中「三十円」を「五十円」に改める。

第三十五条第六項を削る。
第四十六条第二項を削る。
第四十九条第二項を削る。
第五十七条後段中「第四十六条第一項」を「第四十六条」に改める。
第六十二条第一項中「十五円、即時払の料金は、十五円」を「省令で定めるところにより取りまとめた払込金額の合計額ごとに、その金額の千分の五に相当する金額に一の払込みごとに十五円を加算した金額とし、即時払の料金は、三十円」に改める。
第六十三条の見出しを「（電気事業等の料金）」に改め、同条中「前条まで」を「第六十一条まで」に、「又はガス事業法」を「、ガス事業法」に、「ガス事業者」を「ガス事業者又は日本放送協会」に、「又はガス事業の料金」を「若しくはガス事業の料金又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三十二条第二項に規定する受信料」に改め、同条に次の二項を加える。
前項に規定する取扱いにおいて、当該口座に電気事業若しくはガス事業の料金又は受信料を納付するために払い込む場合における払込みの料金は、第十八条の規定にかかわらず、三十円、即時払の料金は、三十円とする。
前項の料金及び第一項に規定する取扱いに係る口座に当該加入者以外の者が振替を請求する場合における振替の料金は、当該口座の貯金から控除して徴収する。
第六十三条の二の見出しを「（公庫等の償還金）」に改め、同条中「第六十二条第一項」を「前条第二項」に、「又は公庫」を「、公庫」に改め、「業務の委託を受けた金融機関」の下に「又は日本育英会」を、「償還金」の下に「又は日本育英会の貸与に係る返還金」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。
2　この法律の施行前に請求した代金引換の取扱いにおける引換金に係る払込みの料金については、なお従前の例による。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第八十一号（昭三六・五・六）

◎鉱工業技術研究組合法

（目的）
第一条　この法律は、鉱工業の生産技術の向上を図るため、これに関する試験研究を協同して行なうために必要な組織について定めることを目的とする。
（人格）
第二条　鉱工業技術研究組合（以下「組合」という。）は、法人とする。
（原則）
第三条　組合は、次の要件を備えなければならない。
一　組合員が鉱工業の生産技術に関する試験研究（以下単に「試験研究」という。）を協同して行なうことを主たる目的とすること。
二　組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。
2　組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。
（名称）
第四条　組合は、その名称中に技術研究組合という文字を用いなければならない。
2　組合でない者は、技術研究組合という名称を用いてはならない。
（事業）
第五条　組合は、次の事業を行なうことができる。
一　組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。
二　組合員に対する技術指導を行なうこと。
三　試験研究のための施設を組合員に使用させること。
四　前各号の事業に附帯する事業
（組合員の資格）
第六条　組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行なう事業に組合の行なう試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。
（発起人）
第七条　組合を設立するには、その組合員になろうとする三人以上の者が発起人となることを要する。
（設立の認可）
第八条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに試験研究の実施計画、成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
2　主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。
一　第三条第一項各号の要件を備えていること。
二　設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
三　その事業を行なうために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。
四　その行なおうとする試験研究が組合員が協同して行なうことによつて効率的に実施しうるものであること。
（定款）
第九条　組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならない。
一　事業
二　名称
三　事務所の所在地
四　組合員たる資格に関する規定
五　組合員の加入及び脱退に関する規定
六　費用の賦課に関する規定

七　損失の処理に関する規定
八　組合員の権利義務に関する規定
九　事業の執行に関する規定
十　役員に関する規定
十一　会議に関する規定
十二　会計に関する規定
十三　残余財産の処分に関する規定
十四　公告の方法

2　組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3　第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない。

（定款の変更）

第十条　定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第八条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

（規約）

第十一条　組合の運営に関し必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

2　組合は、前項の規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（事業計画及び収支予算）

第十二条　組合は、その成立の日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣に届け出なければならない。

2　組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（費用の賦課）

第十三条　組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2　組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（試験研究用固定資産の取得等について納付した費用に対する所得税又は法人税の課税の特例）

第十四条　主務大臣及び大蔵大臣は、組合に対し、その行なおうとする試験研究が国民経済上重要なものであり、かつ、その取得し、又は製作しようとする機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工具、器具及び備品（以下「試験研究用固定資産」という。）が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができる。

2　前項の承認を受けた組合が、前条第一項の規定により、その承認に係る試験研究用固定資産を取得し、又は製作するための費用を賦課する場合において、組合員がその費用を組合に納付したときは、その納付した費用については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

（剰余金の処理）

第十五条　組合は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

（準用）

第十六条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二条（登記）、第四条第二項（住所）、第十一条、第十三条、第十八条、第十九条（第一項第四号及び第二項第一号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで（設立）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条、第三十八条の二、第三十九条（第二項第三号を除く。）、第四十条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで（総会）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第二項、第六十九条（解散及び清算）、第八十三条（第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。）、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第百三条まで（登記）、第百四条から第百六条の二まで（雑則）並びに第百十五条第一号、第二号、第四号から第十一号まで及び第十五号から第十九号まで（罰則）の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第三項及び第百四条から第百六条の二まで中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十三条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第二項」と、同法第十三条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第一項の認可」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、中小企業等協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

（主務大臣）

第十七条　この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

（罰則）

第十八条　第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第十九条　組合が第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第二十条　第四条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第二十一条　次の場合には、組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

一　第十一条第二項又は第十二条の規定に違反したとき。

二　第十五条の規定に違反したとき。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称の使用に関する経過規定）

2　この法律の施行の際現に技術研究組合という名称を用いている者は、この法律の施行後三月以内に、その名称を変更しなければならない。

3　第四条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

（登録税法の改正）

4　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業団体中央会」の下に「、鉱工業技術研究組合」を「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「、鉱工業技術研究組合法」を加える。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第八十二号（昭三六・五・六）

◎新技術開発事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　役員及び職員（第十条―第二十一条）
第三章　開発審議会（第二十二条―第二十七条）
第四章　業務（第二十八条―第三十条）
第五章　財務及び会計（第三十一条―第四十条）
第六章　監督（第四十一条―第四十三条）
第七章　雑則（第四十四条―第四十六条）
第八章　罰則（第四十七条―第五十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　新技術開発事業団は、新技術の開発を効率的に行ない、及びその成果を普及することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいう。

2　この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業的規模において実施することにより、これを企業としうるようにすることをいう。

（法人格）

第三条　新技術開発事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条　事業団の資本金は、三億円と附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

（定款）

第六条　事業団は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金及び資産に関する事項
五　役員及び会議に関する事項
六　開発審議会の委員及び運営に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　財務及び会計に関する事項
九　公告に関する事項
十　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第七条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第八条　事業団でない者は、新技術開発事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十条　事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の職務及び権限）

第十一条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　専務理事は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときは、その職務を行なう。

4　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）

第十二条　理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2　専務理事及び理事は、理事長の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

（役員の任期）

第十三条　理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十四条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤のものを除く。）

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて、事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又は、これらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わ